

三井住友・ DCターゲットイヤーファンド 2030 (4資産タイプ)

追加型投信／内外／資産複合

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月8日に関東財務局長に提出しており、2026年1月9日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）
以下「当ファンド」といいます。また、「<2030>」という略称でいうことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「DC2030」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026 年 1 月 9 日から 2026 年 7 月 9 日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替

機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行うことにより、西暦2030年（以下「ターゲットイヤー」といいます。）に向けて、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。ターゲットイヤー到達後は、安定した収益の獲得を目指します。

※以下、上記各マザーファンドを総称して、あるいはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				

社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンドオブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式、債券、円短期 金融資産)資産配分変 更型))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東(中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格

付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)… 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ

- ②ファンド・オブ・ファンズ… (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
②TOPIX
③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2008年3月31日	信託契約締結、設定、運用開始。
2017年1月13日	「スミセイ・DCターゲットイヤーファンド 2030」から「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2030（4資産タイプ）」に名称を変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

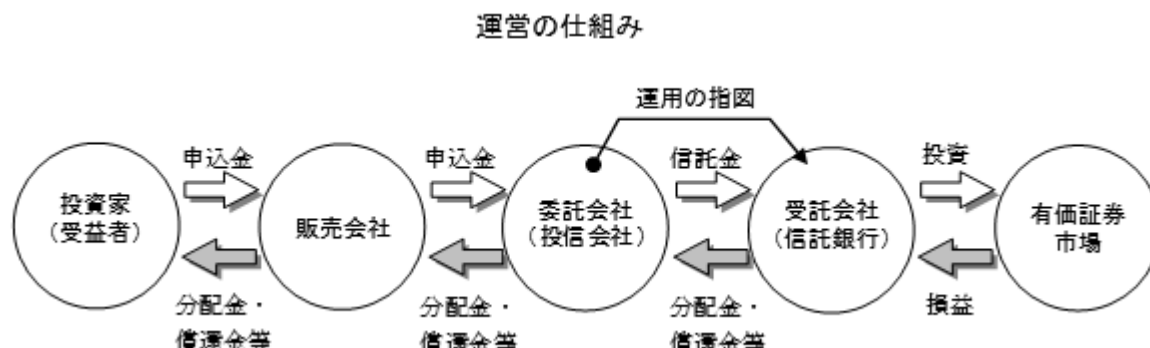
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円（2025 年 10 月 31 日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日 三生投資顧問株式会社設立
 1987 年 2 月 20 日 証券投資顧問業の登録
 1987 年 6 月 10 日 投資一任契約にかかる業務の認可
 1999 年 1 月 1 日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 1999 年 2 月 5 日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 2000 年 1 月 27 日 証券投資信託委託業の認可取得
 2002 年 12 月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 2013 年 4 月 1 日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
 2019 年 4 月 1 日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

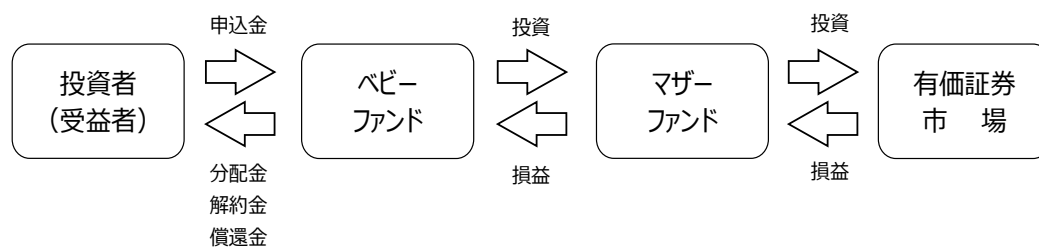
(ハ) 大株主の状況

(2025 年 10 月 31 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

「(1) 投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、ターゲットイヤーおよび基本資産配分比率が異なる「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2020（4資産タイプ）（以下、「<2020>」ということがあります。）」、「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2025（4資産タイプ）（以下、「<2025>」ということがあります。）」、「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2035（4資産タイプ）（以下、「<2035>」ということがあります。）」、「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2040（4資産タイプ）（以下、「<2040>」ということがあります。）」および「三井住友・DCターゲットイヤーファンド 2045（4資産タイプ）（以下、「<2045>」ということがあります。）」の情報を合わせて説明している部分があります。

イ 基本方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行うことにより、ターゲットイヤーに向けて、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。ターゲットイヤー到達後は、安定した収益の獲得を目指します。

ロ 投資態度

(イ) 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産を主要投資対象とする5つのマザーファンドに分散投資を行います。

国内株式	国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
国内債券	国内債券パッシブ・マザーファンド
外国株式	外国株式インデックス・マザーファンド
外国債券	外国債券パッシブ・マザーファンド
短期金融資産	マネーインカム・マザーファンド

(ロ) 長期的な視点に基づき時間的経過に従い資産配分を変更し、値上がり益の獲得と配当等収益の獲得により、信託財産の着実な成長を目指した運用を目指します。

(ハ) 基本資産配分は、西暦 2030 年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い配当等収益を重視した比率とし、原則として年1回決算時に変更します。

なお、ターゲットイヤー到達後は、主として国内債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドに投資することにより安定した収益の獲得を目指します。

(ニ) 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要な応じて調整を行うものとします。

(ホ) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1

日本を含む世界各国の株式、公社債および短期金融資産に分散投資を行います。

□実際の運用は、各資産に投資する5つのマザーファンドへの投資を通じて行います（ファミリーファンド方式）。

□ターゲットイヤー到達後は、主として国内債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドで運用を行います。

2

基本資産配分は、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い配当等収益を重視した比率とします。

基本資産配分は、原則として年1回決算時に変更します。

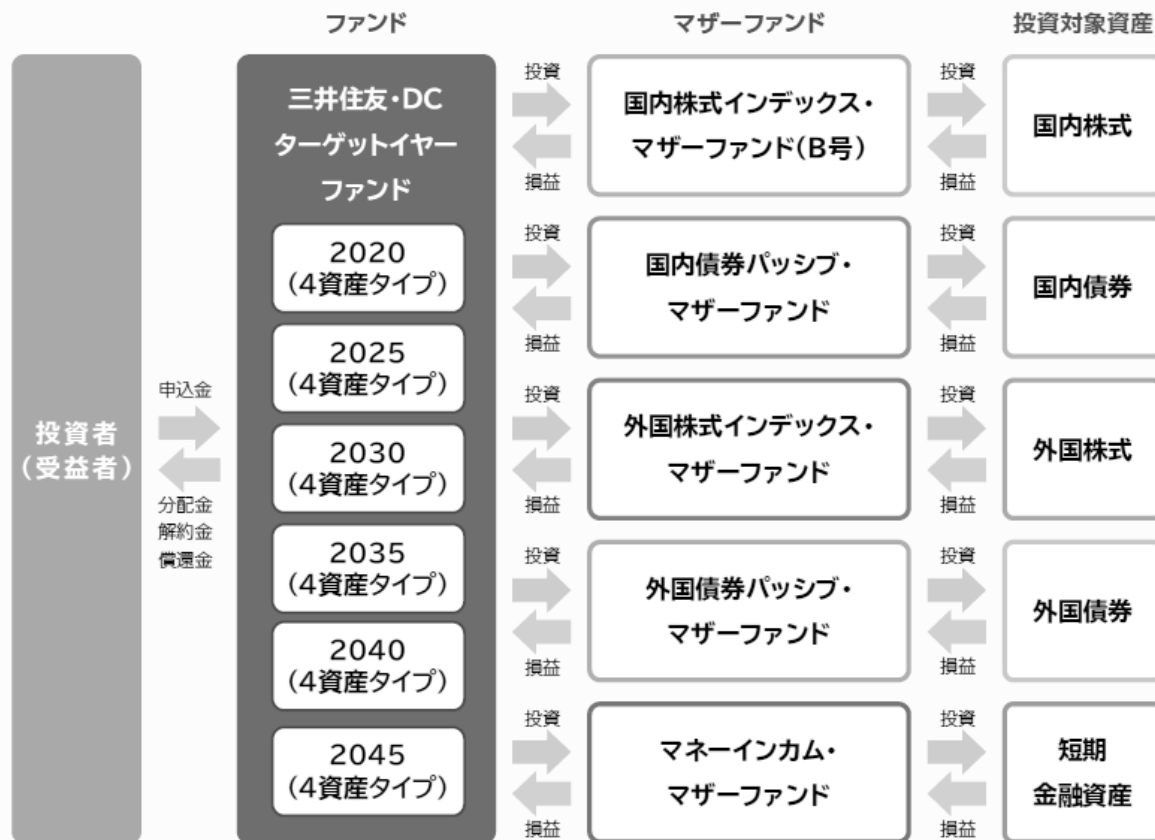
3

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



※販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

基本資産配分

□ファンドの運用(基本資産配分の策定、各マザーファンドへの資産配分および調整)は、運用部 マルチアセットグループが行います。

※上記の運用担当部署は2025年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

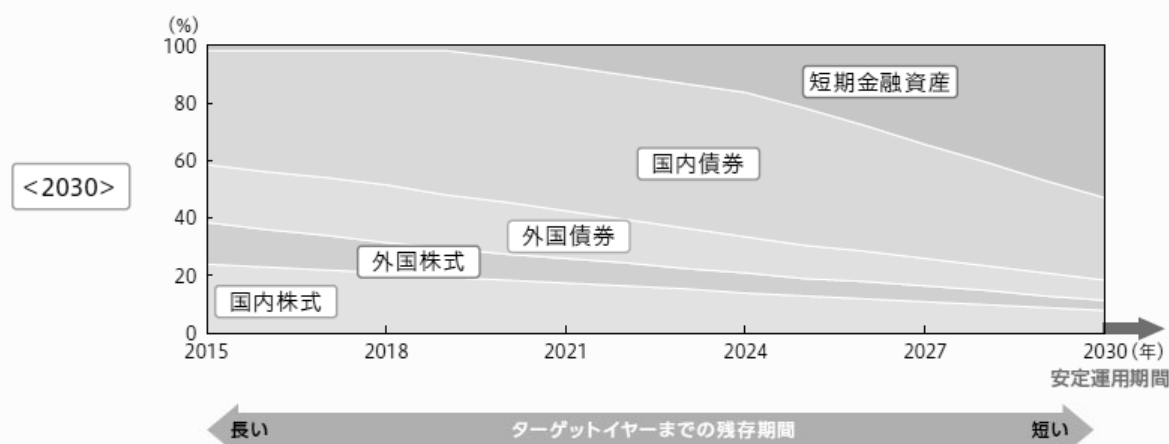
<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

▶ 2025年4月現在の基本資産配分

	<2020>* 安定運用期間	<2025>* 安定運用期間	<2030>	<2035>	<2040>	<2045>
国内株式	8.0%	8.0%	13.0%	18.5%	24.0%	29.5%
外国株式	3.5%	3.5%	6.0%	9.0%	14.5%	21.5%
外国債券	7.0%	7.0%	11.5%	18.0%	20.0%	20.0%
国内債券	28.5%	28.5%	47.5%	50.0%	39.5%	27.0%
短期金融資産	53.0%	53.0%	22.0%	4.5%	2.0%	2.0%

* <2020>は2020年4月に、<2025>は2025年4月にそれぞれのターゲットイヤーに到達し、安定運用期間に移行しました。

▶ ターゲットイヤーまでの基本資産配分のイメージ



※上記は、各決算時点での基本資産配分を表しています。また、現時点で予定している基本資産配分をもとに作成したイメージであり、将来、実際に上記の通りの運用を行うことを保証するものではありません。

各マザーファンドの運用プロセス

▶ 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

- 主として日本の株式に投資し、TOPIX (東証株価指数、配当込み) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- TOPIX (東証株価指数) 採用銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法により、ポートフォリオを構築します。

▶ 国内債券パッシブ・マザーファンド

- 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI (総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、ファンド規模に応じデュレーション、満期構成、セクター (債券種別) 配分、事業債の格付け構成および業種を可能な限りNOMURA-BPI (総合) に近づけたポートフォリオを構築します。

▶ 外国株式インデックス・マザーファンド

- 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法により、ポートフォリオを構築します。



最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してポートフォリオを構築する方法です。指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入れ替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

▶外国債券パッシブ・マザーファンド

- 主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- 層化抽出法により、通貨配分、国別配分、デュレーション、満期構成等を可能な限りFTSE世界国債インデックス（除く日本）に近づけたポートフォリオを構築します。

▶マネーインカム・マザーファンド

- 主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



指数の著作権など

- TOPIX（東証株価指数）は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

- (ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

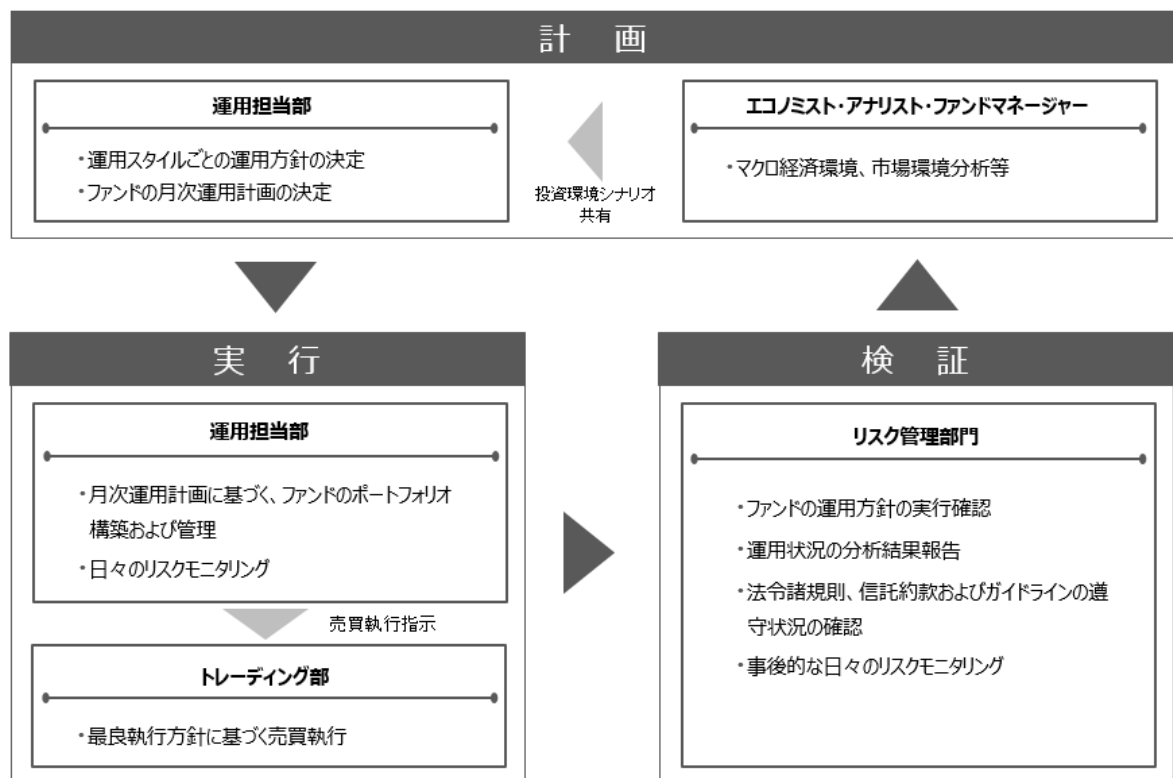
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

毎年1回（原則として4月13日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と有価証券売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 ハ 留保益の運用については、前記「（1）投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める

比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ハ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%以下とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ヘ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記（ロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為

替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替ス

ワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：マザーファンドの投資方針等)

(国内株式インデックス・マザーファンド（B号）)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第1号、第2号、第4号、第10号、第13号、第18号および第19号に掲げるものならびに短期社債等に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(国内債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

(ハ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、第1号、第2号、第4号、第5号、第10号から第21号に掲げるものに投資します（ただし、第14号に掲げるもののうち投資法人債券を除きます。）。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。

(ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。

(ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

(ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第21号）に掲げるものに投資します（ただし、第14号に掲げるもののうち投資法人債券を除きます。）。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ニ) 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ト) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(チ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の

損益を実現する目的以外には利用しません。

(マネーインカム・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。

ロ 投資態度

(イ) 主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

(ロ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第21号)に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(ロ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市

場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ロ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

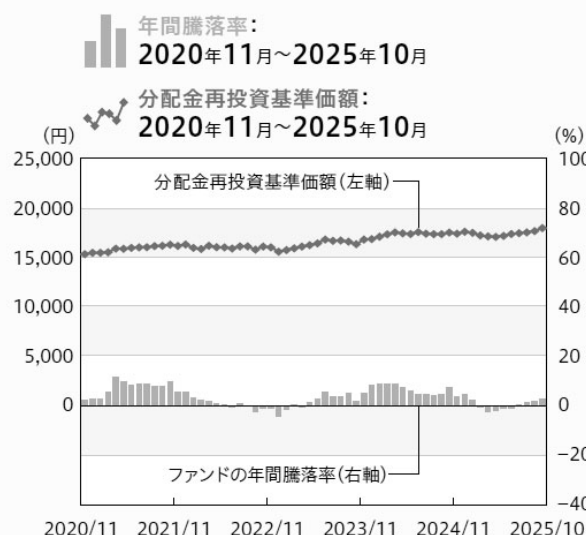
(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

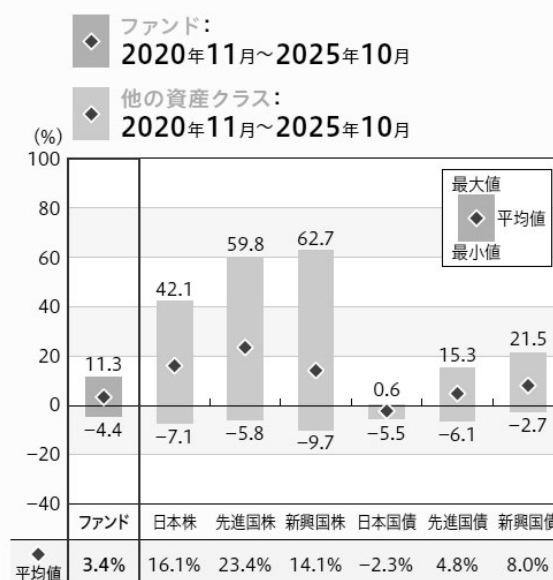
■<2030>



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬率およびその配分は以下の通りです。

決算期	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
第1期～第22期 （ターゲットイヤーの決算日まで）	年0.462% （税抜き0.42%）	年0.19%	年0.2%	年0.03%
第23期以降 （ターゲットイヤーの決算翌日以降）	年0.231% （税抜き0.21%）	年0.08%	年0.1%	年0.03%

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載

することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

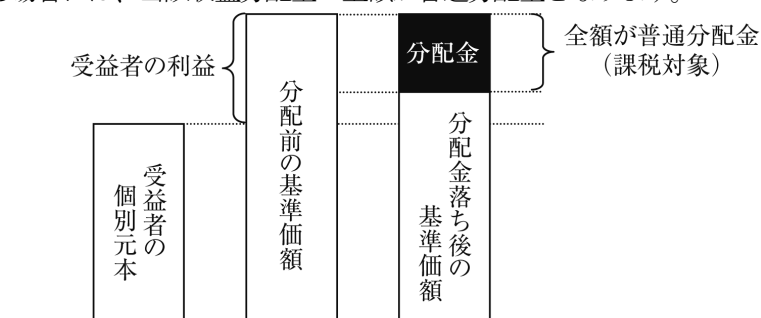
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

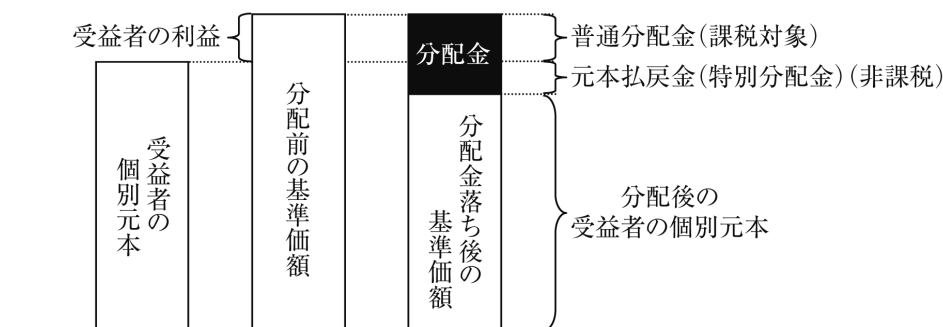
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限り N I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025 年 10 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年4月16日～2025年4月14日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
<2020>	0.24%	0.23%	0.01%
<2025>	0.47%	0.46%	0.01%
<2030>	0.47%	0.46%	0.01%
<2035>	0.48%	0.46%	0.02%
<2040>	0.48%	0.46%	0.02%
<2045>	0.48%	0.46%	0.02%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

※上記の「(参考情報) 総経費率」は、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、ターゲットイヤーおよび基本資産配分比率が異なる「<2020>」、「<2025>」、「<2035>」、「<2040>」および「<2045>」の情報を合わせて説明しています。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

2025年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,302,010,073	99.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	8,303,926	0.63
合計（純資産総額）		1,310,313,999	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

イ 主要投資銘柄

2025年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券パッシ ブ・マザーファン ド	531,184,359	1.1557	613,896,619	1.1400	605,550,169	46.21
日本	親投資 信託受 益証券	マネーインカム・ マザーファンド	269,363,360	1.0089	271,750,843	1.0114	272,434,102	20.79
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（B号）	29,820,695	4.5436	135,493,328	6.1557	183,567,252	14.01
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	60,938,316	2.2410	136,562,767	2.5102	152,967,360	11.67
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	7,401,962	8.6356	63,920,391	11.8200	87,491,190	6.68

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率（%）

親投資信託受益証券	99.37
合 計	99.37

②【投資不動産物件】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 8 期 (2016 年 4 月 13 日)	512,865,671	512,865,671	13,053	13,053
第 9 期 (2017 年 4 月 13 日)	590,865,541	590,865,541	13,448	13,448
第 10 期 (2018 年 4 月 13 日)	700,373,768	700,373,768	14,419	14,419
第 11 期 (2019 年 4 月 15 日)	802,111,332	802,111,332	14,621	14,621
第 12 期 (2020 年 4 月 13 日)	890,826,125	890,826,125	14,309	14,309
第 13 期 (2021 年 4 月 13 日)	1,108,126,113	1,108,126,113	15,909	15,909
第 14 期 (2022 年 4 月 13 日)	1,227,696,896	1,227,696,896	16,008	16,008
第 15 期 (2023 年 4 月 13 日)	1,372,020,000	1,372,020,000	16,086	16,086
第 16 期 (2024 年 4 月 15 日)	1,559,653,554	1,559,653,554	17,378	17,378
第 17 期 (2025 年 4 月 14 日)	1,195,729,889	1,195,729,889	16,801	16,801
2024 年 10 月末日	1,322,681,378	—	17,498	—
11 月末日	1,277,798,493	—	17,384	—
12 月末日	1,286,061,173	—	17,579	—
2025 年 1 月末日	1,273,941,532	—	17,469	—
2 月末日	1,241,321,730	—	17,207	—
3 月末日	1,224,594,711	—	17,104	—
4 月末日	1,216,950,723	—	17,067	—
5 月末日	1,230,977,165	—	17,161	—

6 月末日	1, 259, 114, 723	-	17, 345	-
7 月末日	1, 263, 545, 435	-	17, 424	-
8 月末日	1, 274, 317, 603	-	17, 504	-
9 月末日	1, 288, 706, 193	-	17, 643	-
10 月末日	1, 310, 313, 999	-	17, 945	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 8 期	2015 年 4 月 14 日～2016 年 4 月 13 日	0
第 9 期	2016 年 4 月 14 日～2017 年 4 月 13 日	0
第 10 期	2017 年 4 月 14 日～2018 年 4 月 13 日	0
第 11 期	2018 年 4 月 14 日～2019 年 4 月 15 日	0
第 12 期	2019 年 4 月 16 日～2020 年 4 月 13 日	0
第 13 期	2020 年 4 月 14 日～2021 年 4 月 13 日	0
第 14 期	2021 年 4 月 14 日～2022 年 4 月 13 日	0
第 15 期	2022 年 4 月 14 日～2023 年 4 月 13 日	0
第 16 期	2023 年 4 月 14 日～2024 年 4 月 15 日	0
第 17 期	2024 年 4 月 16 日～2025 年 4 月 14 日	0

③【収益率の推移】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

	収益率（％）
第 8 期	△4.7
第 9 期	3.0
第 10 期	7.2
第 11 期	1.4
第 12 期	△2.1
第 13 期	11.2
第 14 期	0.6
第 15 期	0.5
第 16 期	8.0
第 17 期	△3.3
第 18 期（中間期）	5.3

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第8期	322,195,455	15,690,868
第9期	67,223,542	20,767,977
第10期	71,041,900	24,695,975
第11期	83,564,352	20,685,288
第12期	106,687,775	32,718,059
第13期	136,178,122	62,211,611
第14期	109,702,756	39,324,026
第15期	117,626,791	31,623,968
第16期	110,629,805	66,080,918
第17期	70,784,483	256,568,455
第18期（中間期）	46,227,252	30,016,085

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2025年10月31日現在			
資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	470,777,052,300	98.33
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,992,349,427	1.67
合計（純資産総額）		478,769,401,727	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	日本	7,934,920,000	1.66
合計	買建	-	7,934,920,000	1.66

国内債券パッシブ・マザーファンド

2025年10月31日現在			
資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	106,063,164,850	79.13
地方債証券	日本	9,755,158,000	7.28
特殊債券	日本	8,928,012,214	6.66
社債券	日本	8,602,243,200	6.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	683,089,016	0.51
合計（純資産総額）		134,031,667,280	100.00

外国株式インデックス・マザーファンド

2025 年 10 月 31 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	855,325,440,387	71.41
	イギリス	42,942,387,627	3.59
	カナダ	40,596,814,415	3.39
	スイス	30,366,893,402	2.54
	フランス	29,125,544,723	2.43
	ドイツ	28,643,286,604	2.39
	オランダ	20,549,898,511	1.72
	アイルランド	20,143,729,410	1.68
	オーストラリア	17,832,809,065	1.49
	スペイン	10,429,079,001	0.87
	スウェーデン	9,409,127,517	0.79
	イタリア	8,387,333,161	0.70
	デンマーク	5,421,089,188	0.45
	香港	4,454,703,460	0.37
	シンガポール	3,835,064,816	0.32
	フィンランド	3,448,357,882	0.29
	イスラエル	3,166,785,261	0.26
	ベルギー	2,445,433,994	0.20
	ルクセンブルグ	2,170,519,604	0.18
	ケイマン諸島	2,137,213,944	0.18
	ジャージー	2,026,807,968	0.17
	ノルウェー	1,682,506,672	0.14
	バミューダ	1,168,252,429	0.10
	リベリア	1,106,937,958	0.09
	オランダ領キュ ラソー	855,941,349	0.07
	ニュージーラン ド	782,767,237	0.07
	オーストリア	660,365,345	0.06
	ポルトガル	593,386,369	0.05
	パナマ	439,708,570	0.04
	マン島	111,991,571	0.01
	小計	1,150,260,177,440	96.03
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	15,910,765,828	1.33
	オーストラリア	1,662,291,078	0.14
	フランス	454,468,903	0.04

	シンガポール	275,304,329	0.02
	イギリス	240,813,171	0.02
	香港	193,907,655	0.02
	ケイマン諸島	99,049,065	0.01
	小計	18,836,600,029	1.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	28,681,460,266	2.40
合計（純資産総額）		1,197,778,237,735	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	1,091,645,852	0.09
株価指数先物取引	買建	ドイツ	3,825,562,593	0.32
株価指数先物取引	買建	アメリカ	22,924,586,335	1.91
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	764,594,550	0.06
合計	買建	-	28,606,389,330	2.39

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	2,362,443,564	0.20

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	98,280,874,329	45.58
	中国	24,201,391,060	11.22
	フランス	15,379,294,915	7.13
	イタリア	14,379,490,632	6.67
	ドイツ	12,242,364,418	5.68
	イギリス	12,185,690,315	5.65
	スペイン	9,350,816,547	4.34
	カナダ	4,211,866,946	1.95
	ベルギー	3,217,639,166	1.49
	オランダ	2,675,647,002	1.24
	オーストラリア	2,589,133,911	1.20
	オーストリア	2,387,086,075	1.11
	メキシコ	1,744,241,336	0.81
	ポーランド	1,463,281,016	0.68
	ポルトガル	1,259,973,604	0.58
	フィンランド	1,087,346,558	0.50
	マレーシア	1,075,370,477	0.50
	アイルランド	900,720,037	0.42
	シンガポール	871,177,008	0.40
	イスラエル	819,948,674	0.38

	ニュージーランド	615,480,826	0.29
	デンマーク	478,689,933	0.22
	スウェーデン	407,099,255	0.19
	ノルウェー	353,577,219	0.16
	小計	212,178,201,259	98.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,430,185,935	1.59
合計（純資産総額）		215,608,387,194	100.00

マネーインカム・マザーファンド

2025年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,266,286,360	67.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	619,721,513	32.86
合計（純資産総額）		1,886,007,873	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,289,100	2,634.28	13,932,969,664	3,138.00	16,597,195,800	3.47
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,428,600	2,458.11	8,427,877,192	4,332.00	14,852,695,200	3.10
日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	6,284,500	1,851.51	11,635,835,368	2,330.00	14,642,885,000	3.06
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,554,900	3,961.79	10,121,966,460	5,318.00	13,586,958,200	2.84
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通信業	491,800	9,164.00	4,506,855,904	27,065.00	13,310,567,000	2.78
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	2,150,200	3,841.13	8,259,194,140	4,163.00	8,951,282,600	1.87
日本	株式	三菱重工業	機械	1,878,900	2,477.91	4,655,749,985	4,653.00	8,742,521,700	1.83
日本	株式	任天堂	その他製品	628,400	9,250.25	5,812,855,178	13,045.00	8,197,478,000	1.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	2,094,000	2,674.76	5,600,950,630	3,712.00	7,772,928,000	1.62
日本	株式	アドバンテス	電気機器	312,900	8,591.47	2,688,272,394	23,135.00	7,238,941,500	1.51
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	210,200	23,709.62	4,983,762,223	34,180.00	7,184,636,000	1.50
日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,387,600	3,988.53	5,534,487,001	5,149.00	7,144,752,400	1.49

日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	707,800	7,523.06	5,324,823,864	8,931.00	6,321,361,800	1.32
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	756,800	10,465.81	7,920,527,092	7,708.00	5,833,414,400	1.22
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,005,100	5,741.11	5,770,392,265	5,782.00	5,811,488,200	1.21
日本	株式	三井物産	卸売業	1,511,000	3,188.93	4,818,479,331	3,802.00	5,744,822,000	1.20
日本	株式	キーエンス	電気機器	99,400	64,610.82	6,422,315,535	57,370.00	5,702,578,000	1.19
日本	株式	H O Y A	精密機器	191,100	19,480.11	3,722,649,792	25,085.00	4,793,743,500	1.00
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,096,900	2,730.49	2,995,072,521	4,317.00	4,735,317,300	0.99
日本	株式	N T T	情報・通信業	27,350,000	155.19	4,244,523,634	158.40	4,332,240,000	0.90
日本	株式	信越化学工業	化学	888,100	5,452.86	4,842,683,230	4,655.00	4,134,105,500	0.86
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	71,200	49,813.98	3,546,755,531	56,660.00	4,034,192,000	0.84
日本	株式	富士通	電気機器	923,900	2,906.63	2,685,438,397	4,031.00	3,724,240,900	0.78
日本	株式	日本電気	電気機器	659,100	2,733.92	1,801,926,923	5,618.00	3,702,823,800	0.77
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	887,800	4,147.64	3,682,274,722	4,153.00	3,687,033,400	0.77
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	15,996,400	197.99	3,167,063,098	218.70	3,498,412,680	0.73
日本	株式	K D D I	情報・通信業	1,399,800	2,483.46	3,476,342,481	2,461.50	3,445,607,700	0.72
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,167,800	1,327.07	2,876,822,273	1,560.00	3,381,768,000	0.71
日本	株式	第一三共	医薬品	915,800	4,771.16	4,369,430,957	3,669.00	3,360,070,200	0.70
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	598,000	4,234.64	2,532,313,072	5,365.00	3,208,270,000	0.67

ロ 種類別・業種別投資比率

2025 年 10 月 31 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.07
	鉱業	0.32
	建設業	2.25
	食料品	2.75
	繊維製品	0.33
	パルプ・紙	0.12
	化学	4.42
	医薬品	3.41
	石油・石炭製品	0.44
	ゴム製品	0.62
	ガラス・土石製品	0.62
	鉄鋼	0.75
	非鉄金属	1.63
	金属製品	0.45
	機械	6.27
	電気機器	18.92

	輸送用機器	6.69
	精密機器	2.02
	その他製品	2.82
	電気・ガス業	1.31
	陸運業	2.15
	海運業	0.53
	空運業	0.30
	倉庫・運輸関連業	0.13
	情報・通信業	8.24
	卸売業	7.10
	小売業	4.32
	銀行業	9.10
	証券、商品先物取引業	0.92
	保険業	2.96
	その他金融業	1.06
	不動産業	1.79
	サービス業	3.51
合 計		98.33

国内債券パッシブ・マザーファンド
イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4 7 1 2 年国債	3,840,000,000	100.33	3,852,672,000	100.10	3,843,993,600	0.900	2027/04/01	2.87
日本	国債 証券	3 7 9 1 0 年国債	1,720,000,000	98.95	1,701,938,900	98.80	1,699,274,000	1.500	2035/06/20	1.27
日本	国債 証券	3 7 8 1 0 年国債	1,480,000,000	99.34	1,470,194,000	98.17	1,452,901,200	1.400	2035/03/20	1.08
日本	国債 証券	1 7 7 5 年国債	1,360,000,000	100.50	1,366,800,000	99.84	1,357,851,200	1.100	2029/12/20	1.01
日本	国債 証券	3 6 6 1 0 年国債	1,400,000,000	93.75	1,312,517,300	93.03	1,302,462,000	0.200	2032/03/20	0.97
日本	国債 証券	3 6 5 1 0 年国債	1,340,000,000	93.43	1,251,902,400	92.82	1,243,814,800	0.100	2031/12/20	0.93
日本	国債 証券	3 6 7 1 0 年国債	1,320,000,000	93.30	1,231,582,500	92.61	1,222,478,400	0.200	2032/06/20	0.91
日本	国債 証券	3 6 8 1 0 年国債	1,320,000,000	93.04	1,228,084,900	92.18	1,216,815,600	0.200	2032/09/20	0.91
日本	国債 証券	3 7 5 1 0 年国債	1,240,000,000	97.73	1,211,848,000	96.39	1,195,273,200	1.100	2034/06/20	0.89
日本	国債 証券	1 5 4 5 年国債	1,190,000,000	98.51	1,172,269,000	98.53	1,172,530,800	0.100	2027/09/20	0.87
日本	国債	3 5 9 1	1,210,000,000	95.48	1,155,259,600	95.14	1,151,169,800	0.100	2030/06/20	0.86

	証券	0年国債								
日本	国債証券	1795年国債	1,160,000,000	99.38	1,152,750,300	99.12	1,149,826,800	1.000	2030/06/20	0.86
日本	国債証券	37310年国債	1,210,000,000	94.06	1,138,126,000	93.11	1,126,631,000	0.600	2033/12/20	0.84
日本	国債証券	37610年国債	1,170,000,000	95.27	1,114,671,200	94.45	1,105,041,600	0.900	2034/09/20	0.82
日本	国債証券	36910年国債	1,170,000,000	94.85	1,109,709,900	93.80	1,097,495,100	0.500	2032/12/20	0.82
日本	国債証券	37410年国債	1,160,000,000	95.26	1,105,016,500	94.34	1,094,297,600	0.800	2034/03/20	0.82
日本	国債証券	1565年国債	1,090,000,000	98.57	1,074,358,500	98.50	1,073,628,200	0.200	2027/12/20	0.80
日本	国債証券	37010年国債	1,130,000,000	94.43	1,067,058,000	93.45	1,056,030,200	0.500	2033/03/20	0.79
日本	国債証券	37210年国債	1,110,000,000	96.00	1,065,588,300	94.94	1,053,778,500	0.800	2033/09/20	0.79
日本	国債証券	1785年国債	1,050,000,000	100.06	1,050,585,200	99.29	1,042,566,000	1.000	2030/03/20	0.78
日本	国債証券	4732年国債	980,000,000	100.05	980,465,200	99.91	979,157,200	0.800	2027/06/01	0.73
日本	国債証券	37110年国債	1,040,000,000	93.47	972,053,100	92.38	960,731,200	0.400	2033/06/20	0.72
日本	国債証券	1575年国債	940,000,000	98.36	924,584,000	98.27	923,747,400	0.200	2028/03/20	0.69
日本	国債証券	36010年国債	960,000,000	95.18	913,775,400	94.78	909,878,400	0.100	2030/09/20	0.68
日本	国債証券	37710年国債	910,000,000	97.61	888,245,200	96.70	879,960,900	1.200	2034/12/20	0.66
日本	国債証券	1585年国債	880,000,000	98.09	863,165,600	98.04	862,743,200	0.100	2028/03/20	0.64
日本	国債証券	14720年国債	840,000,000	102.12	857,766,000	100.72	846,081,600	1.600	2033/12/20	0.63
日本	国債証券	36310年国債	900,000,000	94.28	848,518,800	93.61	842,508,000	0.100	2031/06/20	0.63
日本	国債証券	36410年国債	870,000,000	93.92	817,082,000	93.22	811,005,300	0.100	2031/09/20	0.61
日本	国債証券	1745年国債	810,000,000	98.88	800,936,100	98.44	797,355,900	0.700	2029/09/20	0.59

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	79.13
地方債証券	7.28
特殊債券	6.66
社債券	6.42
合 計	99.49

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導 体・半 導体製 造装置	2,388,948	21,384.16	51,085,638,077	31,265.35	74,691,292,962	6.24
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,462,537	36,361.54	53,180,097,980	41,822.74	61,167,304,691	5.11
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・サ ービス	691,393	65,613.96	45,365,029,335	81,019.62	56,016,395,365	4.68
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消 費財・サ ービス流 通・小 売り	935,956	32,156.46	30,097,033,385	34,342.73	32,143,280,456	2.68
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導 体・半 導体製 造装置	437,996	26,016.13	11,394,961,598	58,014.03	25,409,911,769	2.12
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娛 楽	569,531	26,176.89	14,908,550,349	43,376.07	24,704,015,384	2.06
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娛 楽	212,515	89,430.50	19,005,323,081	102,703.03	21,825,933,782	1.82
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディ ア・娛 楽	480,784	26,380.42	12,683,281,558	43,440.79	20,885,636,779	1.74
アメリカ	株式	TESLA INC	自動 車・自 動車部 品	284,315	53,241.27	15,137,291,986	67,819.41	19,282,075,554	1.61
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	272,689	38,671.89	10,545,399,620	47,684.70	13,003,094,249	1.09
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬 品・パ	79,024	122,089.27	9,647,982,684	130,137.45	10,283,981,848	0.86

			イオテ クノロ ジー・ ライフ サイエ ンス						
アメリ カ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サ ービス	132,617	74,624.80	9,896,516,954	73,739.93	9,779,168,562	0.82
アメリ カ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サ ービス	167,433	49,152.36	8,229,727,096	53,169.12	8,902,265,771	0.74
アメリ カ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネル ギー	423,685	18,109.60	7,672,765,967	17,673.73	7,488,093,871	0.63
アメリ カ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サ ービス	83,786	82,875.06	6,943,769,742	85,322.09	7,148,796,465	0.60
アメリ カ	株式	NETFLIX INC	メディ ア・娛 楽	41,826	139,196.22	5,822,021,243	167,814.90	7,019,026,007	0.59
アメリ カ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬 品・バ イオテ クノロ ジー・ ライフ サイエ ンス	236,665	23,908.57	5,658,321,879	29,132.61	6,894,667,962	0.58
アメリ カ	株式	WALMART INC	生活必 需品流 通・小 売り	427,259	14,295.58	6,107,914,081	15,753.64	6,730,885,754	0.56
アメリ カ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフト ウェ ア・サ ービス	222,945	11,978.79	2,670,610,881	29,980.16	6,683,925,656	0.56
アメリ カ	株式	ORACLE CORP	ソフト ウェ ア・サ ービス	166,702	28,444.57	4,741,766,001	39,586.75	6,599,190,231	0.55
オラン ダ	株式	ASML HOLDING NV	半導 体・半 導体製 造装置	38,827	117,678.11	4,569,088,062	167,165.63	6,490,539,721	0.54
アメリ カ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導 体・半 導体製 造装置	158,423	20,786.69	3,293,090,157	39,270.84	6,221,404,919	0.52
アメリ カ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必 需品流 通・小 売り	43,532	150,017.39	6,530,556,823	141,799.74	6,172,826,194	0.52

アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	173,888	28,275.63	4,916,792,970	35,165.62	6,114,879,330	0.51
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	701,199	7,273.67	5,100,287,131	8,171.92	5,730,144,235	0.48
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	97,618	65,663.64	6,409,952,969	58,488.66	5,709,545,523	0.48
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	230,801	27,436.75	6,332,428,538	23,050.28	5,320,027,212	0.44
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	103,469	28,299.26	2,928,096,569	47,886.58	4,954,776,028	0.41
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	88,876	91,875.74	8,165,548,121	53,125.98	4,721,624,154	0.39
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	192,868	24,418.49	4,709,544,589	23,657.43	4,562,761,594	0.38

ロ 種類別・業種別投資比率

2025年10月31日現在		
種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	3.40
	素材	3.04
	資本財	7.52
	商業・専門サービス	1.20
	運輸	1.29
	自動車・自動車部品	2.09
	耐久消費財・アパレル	0.95
	消費者サービス	1.64
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.66
	生活必需品流通・小売り	1.61
	食品・飲料・タバコ	2.45
	家庭用品・パーソナル用品	1.12
	ヘルスケア機器・サービス	3.18
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.99

	銀行	6.36
	金融サービス	6.71
	保険	2.75
	ソフトウェア・サービス	10.11
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.94
	半導体・半導体製造装置	11.75
	電気通信サービス	1.00
	公益事業	2.64
	メディア・娯楽	7.37
	不動産管理・開発	0.26
新株予約権証券	—	0.00
投資証券	—	1.57
合 計		97.61

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	62,800,000	2,180.85	1,369,576,136	2,183.30	1,371,110,309	1.790	2032/03/25	0.64
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	58,900,000	2,204.20	1,298,272,048	2,184.90	1,286,905,741	2.040	2027/02/25	0.60
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	56,500,000	2,213.60	1,250,682,176	2,189.58	1,237,111,347	2.390	2026/11/15	0.57
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	7,900,000	15,486.13	1,223,403,906	15,497.22	1,224,280,427	4.250	2026/11/30	0.57
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,200,000	2,914.03	1,200,580,124	2,838.92	1,169,634,255	3.720	2051/04/12	0.54
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	48,200,000	2,168.83	1,045,378,377	2,170.56	1,046,210,658	1.460	2028/05/25	0.49
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,450,000	15,454.54	996,818,122	15,463.47	997,393,989	3.875	2027/05/31	0.46
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,750,000	15,942.94	916,719,262	16,082.95	924,769,895	4.625	2035/02/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,900,000	15,316.18	903,654,728	15,624.20	921,827,741	4.250	2035/05/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,870,000	14,786.36	867,959,173	15,237.41	894,435,849	3.875	2034/08/15	0.41
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,203.20	851,379,076	15,628.98	875,222,661	4.125	2032/11/15	0.41

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,390.74	846,490,562	15,822.53	870,238,913	4.375	2034/05/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,550,000	15,088.29	837,399,818	15,648.86	868,511,452	4.250	2034/11/15	0.40
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,243.46	852,516,208	2,222.89	844,697,525	2.400	2028/07/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,989.97	797,428,204	14,533.48	828,408,314	2.875	2032/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,343.01	788,865,638	14,855.55	817,055,151	3.375	2033/05/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	14,960.34	762,977,146	15,425.26	786,688,050	4.000	2034/02/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,547.15	746,263,152	15,978.78	766,981,588	4.500	2033/11/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,859.09	742,954,625	15,334.95	766,747,665	3.875	2033/08/15	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,335.88	751,458,017	15,467.79	757,921,587	4.000	2027/01/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,111.29	721,120,966	13,769.61	757,328,302	1.625	2031/05/15	0.35
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,600,000	2,198.92	760,825,328	2,185.98	756,349,879	1.740	2029/10/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,514.02	744,672,840	15,548.23	746,314,929	4.625	2026/11/15	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,275.82	713,791,200	14,789.59	739,479,670	2.375	2029/03/31	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,288.92	732,455,899	2,271.71	726,946,002	2.600	2030/09/15	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,600,000	2,239.52	730,084,131	2,224.49	725,184,048	2.110	2034/08/25	0.34
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,252.39	709,501,894	2,224.58	700,741,937	2.640	2028/01/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	15,475.34	696,390,228	15,503.85	697,673,110	4.250	2026/12/31	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	12,692.14	659,991,191	13,383.12	695,922,380	1.250	2031/08/15	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	15,224.97	654,673,807	15,668.73	673,755,557	4.125	2029/11/30	0.31

ロ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.41

合 計	98.41

マネーインカム・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証 券	3 4 2 1 0 年国債	340,000,000	99.64	338,759,000	99.84	339,459,400	0.100	2026/03/20	18.00
日本	国債証 券	1 4 8 5 年国債	340,000,000	99.48	338,221,800	99.60	338,643,400	0.005	2026/06/20	17.96
日本	国債証 券	3 4 4 1 0 年国債	310,000,000	99.37	308,050,100	99.46	308,338,400	0.100	2026/09/20	16.35
日本	国債証 券	1 2 7 6 国 庫短期証券	280,000,000	99.69	279,126,400	99.94	279,845,160	0.000	2025/12/22	14.84

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	67.14
合 計	67.14

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2025 年 10 月 31 日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率

									(%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0712 月 2025年 12月	買建	238	日本・円	7,629,266,800	7,934,920,000	1.66

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年10月31日現在

種類	国／ 地域	取引 所等	名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	イギ リス	ICE EU	FTSE 100 IDX FUT DEC2 5 2025年 12月	買建	55	イギリ ス・ポ ンド	5,158,675.00	1,046,076,116	5,383,400.00	1,091,645,852	0.09
	ドイ ツ	EU RE X	EURO STOX X 50 DEC2 5 2025年 12月	買建	376	ユーロ	20,753,314.50	3,700,523,508	21,454,560.00	3,825,562,593	0.32
	アメ リカ	シカ ゴ商 品取 引所	S&P 500 EMIN I FUT DE C25 2025年12 月	買建	434	アメリ カ・ド ル	145,660,027.00	22,446,210,160	148,764,350.00	22,924,586,335	1.91
	オー スト ラリ ア	シド ニー 先物 取引 所	SPI 200 FUTU RES DEC2 5 2025年 12月	買建	34	オース トラリ ア・ド ル	7,576,428.00	765,749,577	7,565,000.00	764,594,550	0.06

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025年10月31日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	11,650,000.00	1,768,012,088	1,794,487,471	0.15

取引	ユーロ	買建	985,000.00	173,960,751	175,602,943	0.01
	カナダ・ドル	買建	1,107,000.00	120,344,184	121,953,429	0.01
	イギリス・ポンド	買建	538,000.00	108,146,930	109,051,039	0.01
	スイス・フラン	買建	494,000.00	94,439,610	94,970,067	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	657,000.00	66,374,476	66,378,615	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

該当事項はありません。

基準日:2025年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■<2030>



決算期	分配金
2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■<2030>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.63
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	46.21
日本	親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	20.79
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	14.01
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	11.67
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	6.68

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

国内株式インデックス・マザーファンド (B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	日本	98.33
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		1.67
合計 (純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 1.66%

主要投資銘柄 (上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.47
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.10
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.06
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.84
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.78
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.87
日本	株式	三菱重工業	機械	1.83
日本	株式	任天堂	その他製品	1.71
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.62
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	1.51

国内債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
国債証券	日本	79.13
地方債証券	日本	7.28
特殊債券	日本	6.66
社債券	日本	6.42
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		0.51
合計 (純資産総額)		100.00

主要投資銘柄 (上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
日本	国債証券	471 2年国債	0.900	2027/04/01	2.87
日本	国債証券	379 10年国債	1.500	2035/06/20	1.27
日本	国債証券	378 10年国債	1.400	2035/03/20	1.08
日本	国債証券	177 5年国債	1.100	2029/12/20	1.01
日本	国債証券	366 10年国債	0.200	2032/03/20	0.97
日本	国債証券	365 10年国債	0.100	2031/12/20	0.93
日本	国債証券	367 10年国債	0.200	2032/06/20	0.91
日本	国債証券	368 10年国債	0.200	2032/09/20	0.91
日本	国債証券	375 10年国債	1.100	2034/06/20	0.89
日本	国債証券	154 5年国債	0.100	2027/09/20	0.87

外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	アメリカ	71.41
	イギリス	3.59
	カナダ	3.39
	スイス	2.54
	フランス	2.43
	ドイツ	2.39
	その他	10.29
投資証券	アメリカ・その他	1.57
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		2.40
合計 (純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て 2.39%

主要投資銘柄 (上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6.24
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	5.11
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.68
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・ 小売り	2.68
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.12
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.06
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.82
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.74
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.61
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.09

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	45.58
	中国	11.22
	フランス	7.13
	イタリア	6.67
	ドイツ	5.68
	イギリス	5.65
	スペイン	4.34
	その他	12.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.59
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.790	2032/03/25	0.64
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.60
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2026/11/30	0.57
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.54
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.460	2028/05/25	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2027/05/31	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2035/02/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2034/08/15	0.41

■マネーインカム・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	67.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32.86
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

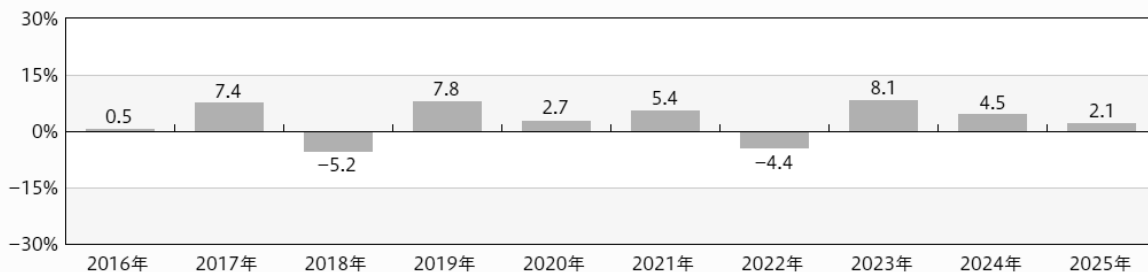
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	342 10年国債	0.100	2026/03/20	18.00
日本	国債証券	148 5年国債	0.005	2026/06/20	17.96
日本	国債証券	344 10年国債	0.100	2026/09/20	16.35
日本	国債証券	1276国庫短期証券	0.000	2025/12/22	14.84

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■<2030>



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由し

て、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額また

	は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「DC2030」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2008年3月31日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁

より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 17 期（2024 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 14 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月2日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）の2024年4月16日から2025年4月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）の2025年4月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 17 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	235,767	79,704
コール・ローン	11,138,648	8,883,400
親投資信託受益証券	1,551,821,136	1,189,708,889
未収入金	2,100,000	－
流動資産合計	1,565,295,551	1,198,671,993
資産合計	1,565,295,551	1,198,671,993
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,070,282	－
未払受託者報酬	252,092	207,890
未払委託者報酬	3,277,662	2,703,102
その他未払費用	41,961	31,112
流動負債合計	5,641,997	2,942,104
負債合計	5,641,997	2,942,104
純資産の部		
元本等		
元本	897,470,352	711,686,380
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	662,183,202	484,043,509
（分配準備積立金）	242,780,135	185,885,824
元本等合計	1,559,653,554	1,195,729,889
純資産合計	1,559,653,554	1,195,729,889
負債純資産合計	1,565,295,551	1,198,671,993

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 16 期 自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日	第 17 期 自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
営業収益		
受取利息	569	18,734
有価証券売買等損益	120,806,034	△33,842,247
営業収益合計	120,806,603	△33,823,513
営業費用		
支払利息	4,056	-
受託者報酬	490,478	459,146
委託者報酬	6,377,298	5,969,876
その他費用	81,757	68,715
営業費用合計	6,953,589	6,497,737
営業利益又は営業損失 (△)	113,853,014	△40,321,250
経常利益又は経常損失 (△)	113,853,014	△40,321,250
当期純利益又は当期純損失 (△)	113,853,014	△40,321,250
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	4,722,251	827,759
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	519,098,535	662,183,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,392,207	52,358,966
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,392,207	52,358,966
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,438,303	189,349,650
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,438,303	189,349,650
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	662,183,202	484,043,509

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 17 期
	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、2024 年 4 月 16 日から 2025 年 4 月 14 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 16 期	第 17 期
	(2024 年 4 月 15 日現在)	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	897,470,352 口	711,686,380 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.7378 円 (1 万口当たりの純資産額 17,378 円)	1 口当たり純資産額 1.6801 円 (1 万口当たりの純資産額 16,801 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 16 期	第 17 期
	自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (18,505,376 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (82,739,842 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,465,914 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金

	収益調整金（570,325,916円）、および分配準備積立金（141,534,917円）より、分配対象収益は813,106,051円（1万口当たり9,059.98円）ですが、分配を行っておりません。	（468,454,480円）、および分配準備積立金（176,419,910円）より、分配対象収益は654,340,304円（1万口当たり9,194.22円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 17 期 自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 17 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 16 期（自 2023 年 4 月 14 日 至 2024 年 4 月 15 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	106,487,534 円
合計	106,487,534 円

第 17 期（自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△37,650,376 円
合計	△37,650,376 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 17 期 自 2024 年 4 月 16 日

至 2025 年 4 月 14 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 16 期 (2024 年 4 月 15 日現在)	第 17 期 (2025 年 4 月 14 日現在)
期首元本額	852,921,465 円	897,470,352 円
期中追加設定元本額	110,629,805 円	70,784,483 円
期中一部解約元本額	66,080,918 円	256,568,455 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド (B 号)	34,397,432	156,288,172	
	外国株式インデックス・マザーファンド	8,558,065	73,904,026	
	外国債券パッシブ・マザーファンド	66,292,830	148,562,232	
	国内債券パッシブ・マザーファンド	526,514,152	608,913,616	
	マネーインカム・マザーファンド	200,278,394	202,040,843	
	親投資信託受益証券 小計		1,189,708,889	
合 計			1,189,708,889	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

		(単位：円)
		(2025年4月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		31,289,871
コール・ローン		3,487,430,672
株式		328,567,784,920
派生商品評価勘定		148,610,800
未収配当金		4,158,873,082
前払金		427,575,000
差入委託証拠金		704,350,240
流動資産合計		337,525,914,585
資産合計		337,525,914,585
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		455,792,900
未払解約金		643,044,173
流動負債合計		1,098,837,073
負債合計		1,098,837,073
純資産の部		
元本等		
元本		74,044,950,735
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		262,382,126,777
元本等合計		336,427,077,512
純資産合計		336,427,077,512
負債純資産合計		337,525,914,585

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	74, 044, 950, 735 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4. 5436 円 (1 万口当たりの純資産額 45, 436 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

	当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる

事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0706 月	8,074,407,100	－	7,767,225,000	△307,182,100
	小計	8,074,407,100	－	7,767,225,000	△307,182,100
合 計		8,074,407,100	－	7,767,225,000	△307,182,100

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	68,551,975,215 円
同期中における追加設定元本額	12,500,746,897 円
同期中における一部解約元本額	7,007,771,377 円
2025 年 4 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,671,469,386 円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	1,054,952,466 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	4,535,096,060 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	3,909,767,895 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	124,164,968 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	2,893,158 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	11,408,167 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	34,397,432 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	114,659,660 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	123,797,938 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	248,272,033 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,669,234,902 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	31,474,649,738 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	98,715,374 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	146,530,873 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	92,113,241 円
イオン・バランス戦略ファンド	17,191,511 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	103,073,695 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	226,540,771 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	243,967,523 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	979,568,401 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	596,463,837 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	769,755,377 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	78,906,491 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,921,505,800 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	44,688,130 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	290,601,805 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	322,750,126 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	25,287,552 円
日興FWS・日本株インデックス	3,334,237,091 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	335,568,278 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	62,194,214 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	39,927,701 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	39,460,827 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	26,004,088 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	21,024,325 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	1,316,534 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	32,864,585 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	202,244,596 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	183,668,054 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	68,250,708 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	913,993 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	2,183,384 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	3,136,457 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	3,677,105 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	696,231 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	268,411 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,015,612,094 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,283,603 円

SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	30,933,278 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	527,087,867 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	896,419,818 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,571,165,261 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	24,312,007 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	89,780,373 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	533,091,650 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	28,355,118 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	145,397,911 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	506,266,818 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	319,261,469 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	911,474,794 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	20,941,546 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	20,264,787 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	16,012,834 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	14,472,614 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	47,762,738 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	128,689,288 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	25,038,632 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	25,854,656 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	6,440,903 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	25,473,342 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	297,167,219 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	140,663,285 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	120,027,754 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	46,548,154 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	33,666,452 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	21,659,188 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	37,431,986 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	23,347,269 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	36,068,383 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	61,916,752 円
合 計	74,044,950,735 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	5,100	4,085.000	20,833,500	
ニッスイ	129,100	846.400	109,270,240	

マルハニチロ	19,500	3,142.000	61,269,000
ユキグニファクトリー	14,400	1,133.000	16,315,200
カネコ種苗	4,800	1,418.000	6,806,400
サカタのタネ	15,800	3,310.000	52,298,000
ホクト	10,900	1,845.000	20,110,500
住石ホールディングス	16,600	680.000	11,288,000
日鉄鉱業	5,200	6,040.000	31,408,000
I N P E X	394,000	1,769.000	696,986,000
石油資源開発	70,400	1,011.000	71,174,400
K&Oエナジーグループ	6,200	2,583.000	16,014,600
ショーボンドホールディングス	16,300	4,872.000	79,413,600
ミライト・ワン	41,700	2,100.000	87,570,000
タマホーム	8,200	3,730.000	30,586,000
第一カッター興業	1,900	1,370.000	2,603,000
安藤・間	74,200	1,332.000	98,834,400
東急建設	41,000	774.000	31,734,000
コムシスホールディングス	45,400	3,067.000	139,241,800
ビーアールホールディングス	18,500	327.000	6,049,500
高松コンストラクショングループ	9,000	2,679.000	24,111,000
東建コーポレーション	2,900	12,930.000	37,497,000
ヤマウラ	6,300	1,185.000	7,465,500
オリエンタル白石	44,000	369.000	16,236,000
大成建設	82,700	6,627.000	548,052,900
大林組	300,300	2,047.000	614,714,100
清水建設	249,600	1,350.000	336,960,000
長谷工コーポレーション	82,600	1,952.000	161,235,200
松井建設	9,700	939.000	9,108,300
鹿島建設	201,100	3,037.000	610,740,700
不動テトラ	5,900	2,197.000	12,962,300
鉄建建設	6,600	2,473.000	16,321,800
西松建設	14,400	4,958.000	71,395,200
三井住友建設	80,300	431.000	34,609,300
大豊建設	14,500	723.000	10,483,500
奥村組	16,100	4,370.000	70,357,000
東鉄工業	10,900	3,010.000	32,809,000
浅沼組	35,100	732.000	25,693,200
戸田建設	113,000	832.400	94,061,200
熊谷組	15,300	3,850.000	58,905,000
矢作建設工業	11,500	1,363.000	15,674,500
ピーエス・コンストラクション	6,300	1,404.000	8,845,200
日本ハウスホールディングス	23,700	322.000	7,631,400
新日本建設	11,500	1,527.000	17,560,500
東亜道路工業	17,000	1,451.000	24,667,000
日本道路	8,800	1,920.000	16,896,000

東亜建設工業	27,300	1,256.000	34,288,800
日本国土開発	32,100	485.000	15,568,500
若築建設	2,600	3,855.000	10,023,000
東洋建設	25,200	1,320.000	33,264,000
五洋建設	120,900	724.000	87,531,600
世紀東急工業	11,600	1,484.000	17,214,400
福田組	3,200	5,070.000	16,224,000
住友林業	78,600	4,050.000	318,330,000
大和ハウス工業	275,600	4,993.000	1,376,070,800
ライト工業	18,300	2,492.000	45,603,600
積水ハウス	277,700	3,161.000	877,809,700
日特建設	6,800	1,012.000	6,881,600
北陸電気工事	6,100	1,124.000	6,856,400
ユアテック	18,100	1,655.000	29,955,500
日本リーテック	7,700	1,484.000	11,426,800
四電工	10,600	1,202.000	12,741,200
中電工	13,000	3,295.000	42,835,000
関電工	49,300	2,655.500	130,916,150
きんでん	62,300	3,333.000	207,645,900
東京エネシス	9,400	1,011.000	9,503,400
トーエネック	16,200	912.000	14,774,400
住友電設	8,000	4,640.000	37,120,000
日本電設工業	15,900	2,029.000	32,261,100
エクシオグループ	92,700	1,625.000	150,637,500
新日本空調	11,400	1,769.000	20,166,600
九電工	19,700	4,705.000	92,688,500
三機工業	18,700	3,260.000	60,962,000
日揮ホールディングス	90,700	1,057.000	95,869,900
中外炉工業	3,000	3,300.000	9,900,000
太平電業	5,800	4,525.000	26,245,000
高砂熱学工業	21,600	5,576.000	120,441,600
朝日工業社	8,400	1,938.000	16,279,200
明星工業	16,400	1,300.000	21,320,000
大気社	22,400	2,197.000	49,212,800
ダイダン	11,800	3,625.000	42,775,000
日比谷総合設備	7,300	3,185.000	23,250,500
飛島ホールディングス	9,600	1,622.000	15,571,200
フィル・カンパニー	2,600	729.000	1,895,400
テスホールディングス	24,700	297.000	7,335,900
インフロニア・ホールディングス	95,200	1,169.000	111,288,800
東洋エンジニアリング	13,200	597.000	7,880,400
レイズネクスト	12,800	1,458.000	18,662,400
ニッポン	28,600	2,235.000	63,921,000
日清製粉グループ本社	94,100	1,798.500	169,238,850

日東富士製粉	1,700	6,770.000	11,509,000
昭和産業	7,200	2,909.000	20,944,800
中部飼料	12,400	1,394.000	17,285,600
フィード・ワン	13,500	863.000	11,650,500
日本甜菜製糖	5,200	2,250.000	11,700,000
DM三井製糖	8,400	3,350.000	28,140,000
ウェルネオシュガー	4,700	2,348.000	11,035,600
森永製菓	37,600	2,498.000	93,924,800
中村屋	3,100	3,150.000	9,765,000
江崎グリコ	25,900	4,738.000	122,714,200
名糖産業	2,600	2,023.000	5,259,800
井村屋グループ	4,900	2,373.000	11,627,700
不二家	5,800	2,397.000	13,902,600
山崎製パン	61,400	3,006.000	184,568,400
モロゾフ	8,100	1,778.000	14,401,800
亀田製菓	5,600	4,050.000	22,680,000
寿スピリッツ	53,700	2,099.000	112,716,300
カルビー	41,500	2,818.000	116,947,000
森永乳業	34,000	3,167.000	107,678,000
六甲バター	6,500	1,302.000	8,463,000
ヤクルト本社	130,400	2,960.000	385,984,000
明治ホールディングス	117,100	3,412.000	399,545,200
雪印メグミルク	24,600	2,555.000	62,853,000
プリマハム	11,900	2,217.000	26,382,300
日本ハム	39,200	5,178.000	202,977,600
丸大食品	9,100	1,773.000	16,134,300
S F o o d s	12,400	2,515.000	31,186,000
柿安本店	3,200	3,025.000	9,680,000
伊藤ハム米久ホールディングス	13,600	4,240.000	57,664,000
サッポロホールディングス	29,900	7,971.000	238,332,900
アサヒグループホールディングス	686,300	1,950.000	1,338,285,000
キリンホールディングス	380,800	2,112.000	804,249,600
シマダヤ	4,500	1,678.000	7,551,000
宝ホールディングス	60,600	1,159.500	70,265,700
オエノンホールディングス	29,200	430.000	12,556,000
養命酒製造	3,000	2,961.000	8,883,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	57,600	2,433.000	140,140,800
ライフドリンク カンパニー	19,900	1,787.000	35,561,300
サントリー食品インターナショナル	64,400	4,865.000	313,306,000
ダイドーグループホールディングス	10,600	2,901.000	30,750,600
伊藤園	30,800	3,298.000	101,578,400
キーコーヒー	9,800	2,077.000	20,354,600
日清オイリオグループ	12,800	4,875.000	62,400,000

不二製油	18,800	3,090.000	58,092,000
Jーオイルミルズ	9,700	2,033.000	19,720,100
キッコーマン	302,900	1,484.000	449,503,600
味の素	422,600	2,898.500	1,224,906,100
ブルドックソース	4,700	1,702.000	7,999,400
キューピー	48,800	3,092.000	150,889,600
ハウス食品グループ本社	29,800	2,815.000	83,887,000
カゴメ	38,600	2,996.500	115,664,900
アリアケジャパン	9,000	5,880.000	52,920,000
エバラ食品工業	2,800	2,728.000	7,638,400
ニチレイ	71,800	1,878.500	134,876,300
東洋水産	42,200	8,556.000	361,063,200
イトアンドホールディングス	4,500	2,063.000	9,283,500
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,900	963.000	5,681,700
日清食品ホールディングス	115,400	3,112.000	359,124,800
フジッコ	7,700	1,611.000	12,404,700
ロック・フィールド	9,600	1,576.000	15,129,600
日本たばこ産業	554,900	4,155.000	2,305,609,500
ケンコーマヨネーズ	6,300	1,873.000	11,799,900
わらべや日洋ホールディングス	6,600	2,377.000	15,688,200
なとり	4,900	2,042.000	10,005,800
ファーマフーズ	14,500	832.000	12,064,000
ユーグレナ	58,300	456.000	26,584,800
紀文食品	7,600	1,087.000	8,261,200
ピックルスホールディングス	5,200	929.000	4,830,800
理研ビタミン	7,500	2,449.000	18,367,500
片倉工業	9,000	2,122.000	19,098,000
グンゼ	13,400	2,459.000	32,950,600
東洋紡	42,000	849.000	35,658,000
富士紡ホールディングス	4,000	4,490.000	17,960,000
倉敷紡績	6,400	5,680.000	36,352,000
シキボウ	5,700	942.000	5,369,400
日本毛織	25,100	1,392.000	34,939,200
帝国繊維	11,500	2,398.000	27,577,000
帝人	89,100	1,141.500	101,707,650
東レ	679,600	919.900	625,164,040
セーレン	17,300	2,167.000	37,489,100
小松マテーレ	13,900	758.000	10,536,200
ワコールホールディングス	17,900	4,975.000	89,052,500
ホギメディカル	13,300	4,035.000	53,665,500
T S I ホールディングス	29,500	983.000	28,998,500
ワールド	15,100	2,549.000	38,489,900
三陽商会	4,700	2,702.000	12,699,400
オンワードホールディングス	59,700	555.000	33,133,500

ルックホールディングス	3,700	2,399.000	8,876,300
ゴールドウイン	15,900	8,108.000	128,917,200
特種東海製紙	5,800	3,455.000	20,039,000
王子ホールディングス	360,000	606.800	218,448,000
日本製紙	38,000	1,019.000	38,722,000
北越コーポレーション	55,100	1,100.000	60,610,000
大王製紙	55,000	804.000	44,220,000
レンゴー	72,600	738.700	53,629,620
トーモク	7,600	2,292.000	17,419,200
ザ・パックス	8,400	3,140.000	26,376,000
北の達人コーポレーション	41,500	154.000	6,391,000
クラレ	123,600	1,642.500	203,013,000
旭化成	628,800	957.000	601,761,600
レゾナック・ホールディングス	83,600	2,597.000	217,109,200
住友化学	750,600	312.900	234,862,740
住友精化	5,200	4,630.000	24,076,000
日産化学	47,600	4,041.000	192,351,600
ラサ工業	3,400	2,574.000	8,751,600
クレハ	19,600	2,504.000	49,078,400
多木化学	3,500	3,075.000	10,762,500
テイカ	7,600	1,211.000	9,203,600
石原産業	14,800	1,599.000	23,665,200
日本曹達	20,200	2,627.000	53,065,400
東ソー	123,200	1,954.000	240,732,800
トクヤマ	29,300	2,526.500	74,026,450
セントラル硝子	13,700	2,872.000	39,346,400
東亜合成	39,800	1,336.500	53,192,700
大阪ソーダ	32,300	1,531.000	49,451,300
関東電化工業	19,500	813.000	15,853,500
デンカ	34,800	1,922.500	66,903,000
信越化学工業	826,100	3,945.000	3,258,964,500
日本カーバイド工業	4,100	1,649.000	6,760,900
堺化学工業	6,600	2,421.000	15,978,600
第一稀元素化学工業	8,300	635.000	5,270,500
エア・ウォーター	86,900	1,828.500	158,896,650
日本酸素ホールディングス	90,200	4,482.000	404,276,400
日本化学工業	3,000	1,986.000	5,958,000
日本パーカライジング	39,500	1,119.000	44,200,500
高压ガス工業	19,600	879.000	17,228,400
四国化成ホールディングス	11,000	1,664.000	18,304,000
ステラ ケミファ	4,800	3,570.000	17,136,000
保土谷化学工業	5,600	1,454.000	8,142,400
日本触媒	58,400	1,647.000	96,184,800
大日精化工業	5,800	2,766.000	16,042,800

カネカ	22,200	3,384.000	75,124,800
三菱瓦斯化学	74,700	2,150.500	160,642,350
三井化学	83,500	3,044.000	254,174,000
東京応化工業	43,900	2,974.500	130,580,550
大阪有機化学工業	7,700	2,300.000	17,710,000
三菱ケミカルグループ	681,200	653.800	445,368,560
KHネオケム	17,400	2,341.000	40,733,400
ダイセル	104,700	1,156.500	121,085,550
住友ベークライト	28,700	3,156.000	90,577,200
積水化学工業	184,700	2,397.000	442,725,900
日本ゼオン	71,100	1,365.500	97,087,050
アイカ工業	22,700	3,262.000	74,047,400
UBE	48,900	1,970.000	96,333,000
積水樹脂	13,300	1,753.000	23,314,900
旭有機材	5,900	3,485.000	20,561,500
ニチバン	5,500	1,962.000	10,791,000
リケンテクノス	18,200	961.000	17,490,200
大倉工業	4,000	3,785.000	15,140,000
積水化成成品工業	9,700	317.000	3,074,900
群栄化学工業	2,100	2,906.000	6,102,600
ダイキョーニシカワ	18,600	545.000	10,137,000
森六	4,600	2,058.000	9,466,800
恵和	6,300	893.000	5,625,900
日本化薬	62,500	1,288.500	80,531,250
カーリット	8,900	989.000	8,802,100
日本精化	6,100	1,983.000	12,096,300
扶桑化学工業	9,400	3,360.000	31,584,000
トリケミカル研究所	10,300	2,468.000	25,420,400
ADEKA	31,200	2,373.500	74,053,200
日油	107,300	1,998.000	214,385,400
ハリマ化成グループ	5,800	808.000	4,686,400
花王	226,400	5,943.000	1,345,495,200
第一工業製薬	3,700	2,501.000	9,253,700
石原ケミカル	4,200	1,952.000	8,198,400
三洋化成工業	5,800	3,525.000	20,445,000
大日本塗料	9,700	1,147.000	11,125,900
日本ペイントホールディングス	412,400	1,048.500	432,401,400
関西ペイント	77,900	2,093.500	163,083,650
中国塗料	20,700	1,927.000	39,888,900
藤倉化成	13,700	473.000	6,480,100
太陽ホールディングス	17,300	4,525.000	78,282,500
DIC	33,000	2,611.000	86,163,000
サカタインクス	21,500	1,697.000	36,485,500
artience	18,300	2,795.000	51,148,500

富士フイルムホールディングス	560,900	2,648.500	1,485,543,650
資生堂	194,800	2,517.500	490,409,000
ライオン	118,500	1,811.000	214,603,500
高砂香料工業	6,800	6,160.000	41,888,000
マンダム	21,300	1,322.000	28,158,600
ミルボン	15,000	2,772.000	41,580,000
コーセー	19,000	6,106.000	116,014,000
コタ	8,600	1,398.000	12,022,800
ポーラ・オルビスホールディングス	47,200	1,293.000	61,029,600
ノエビアホールディングス	8,300	4,105.000	34,071,500
新日本製薬	5,000	2,342.000	11,710,000
I n e	6,900	1,603.000	11,060,700
アクシージア	7,100	400.000	2,840,000
エスデー	7,000	1,464.000	10,248,000
コニシ	28,200	1,090.000	30,738,000
長谷川香料	18,400	2,818.000	51,851,200
小林製薬	24,300	5,503.000	133,722,900
荒川化学工業	8,500	1,001.000	8,508,500
メック	7,600	2,094.000	15,914,400
日本高純度化学	2,300	2,900.000	6,670,000
タカラバイオ	30,100	781.000	23,508,100
J C U	9,800	3,125.000	30,625,000
O A T アグリオ	3,500	1,918.000	6,713,000
デクセリアルズ	78,600	1,581.500	124,305,900
アース製薬	8,500	5,190.000	44,115,000
北興化学工業	9,600	1,136.000	10,905,600
大成ラミックグループ	3,500	2,369.000	8,291,500
クミアイ化学工業	36,700	769.000	28,222,300
日本農薬	16,900	708.000	11,965,200
アキレス	5,700	1,231.000	7,016,700
有沢製作所	15,900	1,250.000	19,875,000
日東電工	293,500	2,577.500	756,496,250
レック	12,800	1,234.000	15,795,200
三光合成	11,700	544.000	6,364,800
Z A C R O S	7,000	3,785.000	26,495,000
前澤化成工業	6,000	1,734.000	10,404,000
未来工業	3,400	3,730.000	12,682,000
J S P	6,800	1,823.000	12,396,400
エフピコ	20,600	3,030.000	62,418,000
信越ポリマー	19,300	1,367.000	26,383,100
ニフコ	34,500	3,323.000	114,643,500
バルカー	7,500	2,852.000	21,390,000
ユニ・チャーム	582,200	1,263.500	735,609,700
協和キリン	110,000	2,148.500	236,335,000

武田薬品工業	828,200	4,065.000	3,366,633,000
アステラス製薬	817,500	1,313.000	1,073,377,500
塩野義製薬	308,600	2,230.500	688,332,300
日本新薬	25,100	3,512.000	88,151,200
中外製薬	291,300	6,602.000	1,923,162,600
科研製薬	16,900	3,978.000	67,228,200
エーザイ	121,700	3,696.000	449,803,200
ロート製薬	98,500	2,415.000	237,877,500
小野薬品工業	190,500	1,665.000	317,182,500
久光製薬	20,800	4,400.000	91,520,000
持田製薬	11,500	2,955.000	33,982,500
参天製薬	167,100	1,324.000	221,240,400
扶桑薬品工業	4,500	2,234.000	10,053,000
ツムラ	31,800	4,191.000	133,273,800
キッセイ薬品工業	15,500	3,635.000	56,342,500
生化学工業	19,000	664.000	12,616,000
栄研化学	17,300	2,139.000	37,004,700
鳥居薬品	5,300	4,265.000	22,604,500
J C Rファーマ	34,600	430.000	14,878,000
東和薬品	14,300	2,439.000	34,877,700
富士製薬工業	7,900	1,295.000	10,230,500
ゼリア新薬工業	14,500	2,247.000	32,581,500
ネクセラファーマ	44,600	740.000	33,004,000
第一三共	860,900	3,174.000	2,732,496,600
杏林製薬	21,900	1,426.000	31,229,400
大幸薬品	24,400	267.000	6,514,800
ダイト	8,000	2,159.000	17,272,000
大塚ホールディングス	229,800	6,803.000	1,563,329,400
ペプチドリーム	45,700	1,890.500	86,395,850
セルソース	8,600	636.000	5,469,600
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,298.000	22,750,200
サワイグループホールディングス	55,400	1,895.000	104,983,000
日本コークス工業	109,800	79.000	8,674,200
ニチレキグループ	11,400	2,315.000	26,391,000
ユシロ	5,000	1,824.000	9,120,000
出光興産	435,600	863.200	376,009,920
ENEOSホールディングス	1,580,400	660.900	1,044,486,360
コスモエネルギーホールディングス	30,400	5,591.000	169,966,400
横浜ゴム	46,900	2,789.500	130,827,550
TOYO TIRE	52,900	2,425.000	128,282,500
ブリヂストン	272,400	5,603.000	1,526,257,200
住友ゴム工業	91,000	1,527.000	138,957,000
藤倉コンポジット	9,500	1,287.000	12,226,500
オカモト	5,100	5,010.000	25,551,000

フコク	6,800	1,481.000	10,070,800
ニッタ	9,100	3,470.000	31,577,000
住友理工	18,200	1,359.000	24,733,800
三ツ星ベルト	12,100	3,440.000	41,624,000
バンドー化学	12,700	1,437.000	18,249,900
日東紡績	10,800	3,450.000	37,260,000
A G C	90,600	4,234.000	383,600,400
日本電気硝子	31,000	3,189.000	98,859,000
オハラ	5,300	966.000	5,119,800
住友大阪セメント	17,000	3,633.000	61,761,000
太平洋セメント	58,400	3,802.000	222,036,800
日本ヒューム	8,400	1,762.000	14,800,800
日本コンクリート工業	19,100	325.000	6,207,500
三谷セキサン	3,900	6,390.000	24,921,000
アジアパイルホールディングス	13,500	883.000	11,920,500
東海カーボン	89,900	859.200	77,242,080
日本カーボン	4,700	3,985.000	18,729,500
東洋炭素	6,200	3,750.000	23,250,000
ノリタケ	9,600	3,425.000	32,880,000
T O T O	67,800	3,531.000	239,401,800
日本碍子	103,100	1,682.000	173,414,200
日本特殊陶業	76,200	4,229.000	322,249,800
M A R U W A	3,800	26,815.000	101,897,000
品川リフラクトリーズ	10,700	1,540.000	16,478,000
黒崎播磨	7,200	2,357.000	16,970,400
ヨータイ	5,000	1,768.000	8,840,000
フジミインコーポレーテッド	24,100	1,790.000	43,139,000
ニチアス	24,600	4,559.000	112,151,400
ニチハ	14,100	2,874.000	40,523,400
日本製鉄	484,800	2,951.500	1,430,887,200
神戸製鋼所	190,600	1,608.500	306,580,100
中山製鋼所	20,000	712.000	14,240,000
合同製鉄	5,600	3,660.000	20,496,000
J F E ホールディングス	289,200	1,676.000	484,699,200
東京製鉄	27,400	1,585.000	43,429,000
共英製鋼	13,000	1,802.000	23,426,000
大和工業	17,700	7,781.000	137,723,700
東京製鋼	4,100	5,550.000	22,755,000
大阪製鉄	5,300	2,518.000	13,345,400
淀川製鋼所	9,800	5,740.000	56,252,000
中部鋼鈑	6,500	2,046.000	13,299,000
丸一鋼管	29,400	3,284.000	96,549,600
モリ工業	12,500	959.000	11,987,500
大同特殊鋼	61,800	1,008.000	62,294,400

日本冶金工業	6,500	3,880.000	25,220,000
愛知製鋼	5,700	7,230.000	41,211,000
大平洋金属	9,800	1,735.000	17,003,000
新日本電工	57,600	261.000	15,033,600
栗本鐵工所	4,600	4,450.000	20,470,000
三菱製鋼	7,500	1,411.000	10,582,500
日本精線	7,700	1,164.000	8,962,800
エンビプロ・ホールディングス	11,600	456.000	5,289,600
大紀アルミニウム工業所	13,700	897.000	12,288,900
日本軽金属ホールディングス	28,300	1,405.000	39,761,500
三井金属鉱業	23,800	3,677.000	87,512,600
三菱マテリアル	69,200	2,205.000	152,586,000
住友金属鉱山	121,500	2,820.500	342,690,750
DOWAホールディングス	25,800	4,382.000	113,055,600
古河機械金属	12,900	1,968.000	25,387,200
大阪チタニウムテクノロジーズ	17,000	1,656.000	28,152,000
東邦チタニウム	20,300	976.000	19,812,800
UACJ	13,400	4,490.000	60,166,000
CKサンエツ	2,300	3,500.000	8,050,000
古河電気工業	32,000	4,323.000	138,336,000
住友電気工業	330,800	2,040.500	674,997,400
フジクラ	102,400	4,653.000	476,467,200
SWCC	12,700	6,050.000	76,835,000
平河ヒューテック	6,600	1,138.000	7,510,800
リョービ	10,500	1,934.000	20,307,000
AREホールディングス	38,600	1,782.000	68,785,200
稲葉製作所	6,200	1,595.000	9,889,000
宮地エンジニアリンググループ	11,400	1,741.000	19,847,400
トーカロ	26,900	1,543.000	41,506,700
SUMCO	183,100	891.400	163,215,340
川田テクノロジーズ	6,900	2,834.000	19,554,600
RS TECHNOLOGIES	7,200	2,469.000	17,776,800
東洋製罐グループホールディングス	60,800	2,396.500	145,707,200
ホッカンホールディングス	5,100	1,604.000	8,180,400
横河ブリッジホールディングス	15,700	2,439.000	38,292,300
三和ホールディングス	95,000	4,500.000	427,500,000
文化シヤッター	25,300	1,948.000	49,284,400
三協立山	13,900	600.000	8,340,000
アルインコ	7,700	958.000	7,376,600
LIXIL	140,200	1,603.500	224,810,700
ノーリツ	15,200	1,700.000	25,840,000
長府製作所	10,600	1,761.000	18,666,600
リンナイ	49,900	3,151.000	157,234,900
日東精工	13,700	560.000	7,672,000

岡部	16,300	839.000	13,675,700
ジーテクト	10,800	1,475.000	15,930,000
東プレ	17,100	1,589.000	27,171,900
高周波熱錬	14,700	901.000	13,244,700
東京製綱	5,800	1,149.000	6,664,200
パイオラックス	12,500	2,077.000	25,962,500
エイチワン	9,900	1,031.000	10,206,900
日本発条	84,600	1,426.000	120,639,600
中央発條	6,100	1,502.000	9,162,200
立川ブラインド工業	4,400	1,418.000	6,239,200
日本製鋼所	28,400	5,580.000	158,472,000
三浦工業	43,500	2,714.000	118,059,000
タクマ	31,100	1,756.000	54,611,600
ツガミ	19,800	1,603.000	31,739,400
オークマ	16,000	3,030.000	48,480,000
芝浦機械	11,900	3,380.000	40,222,000
アマダ	128,700	1,317.500	169,562,250
アイダエンジニアリング	19,900	859.000	17,094,100
F U J I	39,300	1,934.500	76,025,850
牧野フライス製作所	10,300	11,430.000	117,729,000
オーエスジー	40,700	1,613.500	65,669,450
旭ダイヤモンド工業	21,200	738.000	15,645,600
DMG森精機	59,100	2,371.500	140,155,650
ソディック	24,900	718.000	17,878,200
ディスコ	45,100	28,490.000	1,284,899,000
日東工器	4,300	1,617.000	6,953,100
日進工具	7,100	686.000	4,870,600
富士ダイス	6,700	689.000	4,616,300
リケンNPR	13,000	2,112.000	27,456,000
島精機製作所	15,400	767.000	11,811,800
オプトラン	15,300	1,307.000	19,997,100
イワキ	6,200	2,034.000	12,610,800
フリュー	9,200	880.000	8,096,000
ヤマシンフィルタ	22,400	484.000	10,841,600
日阪製作所	10,600	911.000	9,656,600
やまびこ	14,800	2,025.000	29,970,000
野村マイクロ・サイエンス	15,300	2,281.000	34,899,300
平田機工	13,500	1,285.000	17,347,500
P E G A S U S	11,000	442.000	4,862,000
マルマエ	4,300	1,106.000	4,755,800
タツモ	9,600	1,682.000	16,147,200
ナブテスコ	59,000	2,057.000	121,363,000
三井海洋開発	12,000	3,630.000	43,560,000
レオン自動機	10,300	1,113.000	11,463,900

SMC	28,000	45,360.000	1,270,080,000
ホソカワミクロン	6,300	3,720.000	23,436,000
ユニオンツール	4,000	3,410.000	13,640,000
瑞光	7,300	1,097.000	8,008,100
オイレス工業	12,100	2,112.000	25,555,200
日精エー・エス・ビー機械	3,400	4,385.000	14,909,000
サトー	11,600	2,012.000	23,339,200
技研製作所	13,700	1,460.000	20,002,000
日本エアーテック	5,400	1,023.000	5,524,200
日精樹脂工業	7,100	791.000	5,616,100
ワイエイシイホールディングス	9,100	722.000	6,570,200
小松製作所	461,700	4,038.000	1,864,344,600
住友重機械工業	55,200	2,897.500	159,942,000
日立建機	37,300	3,831.000	142,896,300
日工	11,000	655.000	7,205,000
巴工業	3,700	4,135.000	15,299,500
井関農機	13,800	975.000	13,455,000
TOWA	29,000	1,408.000	40,832,000
北川鉄工所	3,300	1,101.000	3,633,300
ローツェ	48,500	1,452.500	70,446,250
クボタ	479,500	1,620.500	777,029,750
荏原実業	4,500	3,355.000	15,097,500
三菱化工機	9,000	1,183.000	10,647,000
月島ホールディングス	12,600	1,826.000	23,007,600
帝国電機製作所	6,000	2,717.000	16,302,000
新東工業	21,800	778.000	16,960,400
澁谷工業	8,500	2,943.000	25,015,500
アイチコーポレーション	14,900	1,233.000	18,371,700
小森コーポレーション	22,200	1,090.000	24,198,000
鶴見製作所	7,500	3,170.000	23,775,000
酒井重工業	3,500	1,892.000	6,622,000
荏原製作所	191,500	2,016.500	386,159,750
西島製作所	7,900	1,870.000	14,773,000
AIRMAN	9,300	1,826.000	16,981,800
ダイキン工業	122,100	15,850.000	1,935,285,000
オルガノ	14,300	6,010.000	85,943,000
トーヨーカネツ	3,100	3,370.000	10,447,000
栗田工業	52,300	4,661.000	243,770,300
椿本チエイン	44,500	1,641.000	73,024,500
木村化工機	8,700	659.000	5,733,300
アネスト岩田	15,200	1,071.000	16,279,200
ダイフク	158,100	3,420.000	540,702,000
サムコ	2,300	2,260.000	5,198,000
タダノ	53,800	925.900	49,813,420

フジテック	29,600	5,539.000	163,954,400
CKD	25,600	1,880.000	48,128,000
平和	31,600	2,187.000	69,109,200
理想科学工業	14,800	1,140.000	16,872,000
SANKYO	107,200	2,026.000	217,187,200
日本金銭機械	11,100	965.000	10,711,500
マースグループホールディングス	6,200	2,930.000	18,166,000
ガリレイ	13,600	2,683.000	36,488,800
ダイコク電機	4,600	2,460.000	11,316,000
竹内製作所	16,600	4,340.000	72,044,000
アマノ	26,100	3,740.000	97,614,000
ジャノメ	9,400	1,072.000	10,076,800
マックス	11,800	4,090.000	48,262,000
グローリー	24,300	2,390.500	58,089,150
新晃工業	26,500	1,168.000	30,952,000
大和冷機工業	13,500	1,529.000	20,641,500
セガサミーホールディングス	83,700	2,842.500	237,917,250
T P R	11,000	1,988.000	21,868,000
ツバキ・ナカシマ	26,400	378.000	9,979,200
ホシザキ	60,300	6,053.000	364,995,900
大豊工業	9,000	510.000	4,590,000
日本精工	171,900	584.200	100,423,980
NTN	221,600	209.700	46,469,520
ジェイテクト	83,900	946.600	79,419,740
不二越	6,900	2,851.000	19,671,900
日本トムソン	25,800	447.000	11,532,600
THK	54,000	3,373.000	182,142,000
YUSHIN	7,900	595.000	4,700,500
前澤給装工業	6,900	1,209.000	8,342,100
イーグル工業	9,800	1,750.000	17,150,000
P I L L A R	8,200	3,145.000	25,789,000
キッツ	29,500	1,043.000	30,768,500
マキタ	116,600	3,981.000	464,184,600
三井E&S	50,400	1,481.000	74,642,400
カナデビア	77,500	842.000	65,255,000
三菱重工業	1,637,500	2,460.500	4,029,068,750
I H I	75,100	9,950.000	747,245,000
スター精密	15,300	1,542.000	23,592,600
キオクシアホールディングス	44,000	1,946.000	85,624,000
日清紡ホールディングス	68,200	813.000	55,446,600
イビデン	54,000	3,622.000	195,588,000
コニカミノルタ	210,900	402.700	84,929,430
ブラザー工業	124,900	2,369.000	295,888,100
ミネベアミツミ	162,900	2,030.000	330,687,000

日立製作所	2,382,300	3,217.000	7,663,859,100
三菱電機	953,300	2,571.500	2,451,410,950
富士電機	57,100	6,074.000	346,825,400
安川電機	101,800	2,789.500	283,971,100
シンフォニア テクノロジー	9,600	5,420.000	52,032,000
明電舎	16,700	3,465.000	57,865,500
山洋電気	4,500	8,500.000	38,250,000
デンヨー	7,000	2,292.000	16,044,000
KOKUSAI ELECTRIC	66,000	2,288.000	151,008,000
ソシオネクスト	94,200	1,535.000	144,597,000
東芝テック	15,900	2,622.000	41,689,800
芝浦メカトロニクス	6,700	6,480.000	43,416,000
マブチモーター	39,100	2,075.000	81,132,500
ニデック	414,100	2,142.500	887,209,250
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,063.000	5,102,400
東光高岳	5,300	1,938.000	10,271,400
ダイヘン	9,300	5,750.000	53,475,000
ヤーマン	19,000	915.000	17,385,000
JVCケンウッド	73,300	1,019.000	74,692,700
ミマキエンジニアリング	9,000	1,388.000	12,492,000
大崎電気工業	21,000	764.000	16,044,000
オムロン	86,100	4,069.000	350,340,900
日東工業	15,000	2,954.000	44,310,000
IDEC	16,700	2,184.000	36,472,800
ジーエス・ユアサ コーポレーション	42,400	2,220.000	94,128,000
BUFFALO	1,500	1,962.000	2,943,000
日本電気	662,000	2,963.000	1,961,506,000
富士通	861,900	2,790.500	2,405,131,950
沖電気工業	49,700	877.000	43,586,900
電気興業	4,000	1,862.000	7,448,000
サンケン電気	10,200	7,130.000	72,726,000
アイホン	6,100	2,407.000	14,682,700
ルネサスエレクトロニクス	713,500	1,660.500	1,184,766,750
セイコーエプソン	119,900	1,909.500	228,949,050
ワコム	64,900	497.000	32,255,300
アルバック	20,300	4,382.000	88,954,600
アクセル	4,400	1,001.000	4,404,400
EIZO	12,600	1,919.000	24,179,400
日本信号	23,200	859.000	19,928,800
京三製作所	21,500	442.000	9,503,000
能美防災	12,800	3,045.000	38,976,000
ホーチキ	7,400	2,204.000	16,309,600
エレコム	23,700	1,588.000	37,635,600
パナソニック ホールディングス	1,107,100	1,501.500	1,662,310,650

シャープ	137,800	823.600	113,492,080
アンリツ	68,200	1,260.000	85,932,000
ソニーグループ	3,198,800	3,294.000	10,536,847,200
TDK	809,000	1,384.000	1,119,656,000
帝国通信工業	4,100	2,096.000	8,593,600
タムラ製作所	46,400	437.000	20,276,800
アルプスアルパイン	76,600	1,405.000	107,623,000
日本電波工業	10,800	701.000	7,570,800
鈴木	5,300	1,492.000	7,907,600
メイコー	9,800	5,970.000	58,506,000
日本トリム	2,200	3,925.000	8,635,000
フォスター電機	9,700	1,125.000	10,912,500
SMK	2,500	2,174.000	5,435,000
ヨコオ	8,900	1,151.000	10,243,900
ホシデン	24,600	1,757.000	43,222,200
ヒロセ電機	13,900	15,110.000	210,029,000
日本航空電子工業	24,900	2,344.000	58,365,600
TOA	10,100	871.000	8,797,100
マクセル	21,100	1,639.000	34,582,900
古野電気	11,800	2,338.000	27,588,400
スミダコーポレーション	12,900	841.000	10,848,900
アイコム	3,600	2,600.000	9,360,000
リオン	3,800	2,233.000	8,485,400
横河電機	102,900	2,806.000	288,737,400
新電元工業	4,400	1,910.000	8,404,000
アズビル	254,500	1,150.000	292,675,000
日本光電工業	83,600	1,793.500	149,936,600
チノー	3,700	1,802.000	6,667,400
日本電子材料	6,500	1,640.000	10,660,000
堀場製作所	18,100	9,161.000	165,814,100
アドバンテスト	292,100	5,909.000	1,726,018,900
エスペック	8,100	2,125.000	17,212,500
キーエンス	92,800	56,510.000	5,244,128,000
日置電機	4,800	6,260.000	30,048,000
シスメックス	240,200	2,686.500	645,297,300
日本マイクロニクス	15,500	3,065.000	47,507,500
メガチップス	8,000	4,080.000	32,640,000
OBARA GROUP	5,900	3,265.000	19,263,500
コーセル	11,400	1,052.000	11,992,800
イリソ電子工業	9,800	2,418.000	23,696,400
オブテックスグループ	19,900	1,426.000	28,377,400
千代田インテグレ	3,800	2,512.000	9,545,600
レーザーテック	36,000	12,060.000	434,160,000
スタンレー電気	57,900	2,557.500	148,079,250

ウシオ電機	40,300	1,616.500	65,144,950
日本セラミック	10,000	2,568.000	25,680,000
山一電機	7,700	1,976.000	15,215,200
図研	8,800	4,695.000	41,316,000
日本電子	22,100	4,474.000	98,875,400
カシオ計算機	76,000	1,104.000	83,904,000
ファナック	448,700	3,400.000	1,525,580,000
日本シイエムケイ	31,000	360.000	11,160,000
エンプラス	2,700	3,910.000	10,557,000
大真空	13,300	497.000	6,610,100
ローム	168,200	1,283.000	215,800,600
浜松ホトニクス	149,900	1,206.500	180,854,350
三井ハイテック	40,700	630.000	25,641,000
新光電気工業	29,100	5,952.000	173,203,200
京セラ	576,600	1,636.500	943,605,900
太陽誘電	40,900	2,116.000	86,544,400
村田製作所	816,900	2,028.500	1,657,081,650
双葉電子工業	19,500	480.000	9,360,000
ニチコン	28,600	1,105.000	31,603,000
KOA	16,000	810.000	12,960,000
市光工業	18,900	362.000	6,841,800
小糸製作所	96,200	1,675.500	161,183,100
ミツバ	18,200	755.000	13,741,000
S C R E E Nホールディングス	38,700	9,487.000	367,146,900
キャノン電子	9,100	2,158.000	19,637,800
キャノン	462,500	4,247.000	1,964,237,500
リコー	237,200	1,454.000	344,888,800
象印マホービン	30,000	1,335.000	40,050,000
東京エレクトロン	196,300	19,905.000	3,907,351,500
イノテック	6,500	1,164.000	7,566,000
トヨタ紡織	38,100	1,798.500	68,522,850
ユニプレス	17,700	926.000	16,390,200
豊田自動織機	79,100	12,060.000	953,946,000
モリタホールディングス	15,900	1,925.000	30,607,500
三櫻工業	13,000	556.000	7,228,000
デンソー	908,100	1,667.000	1,513,802,700
東海理化電機製作所	26,700	2,008.000	53,613,600
川崎重工業	69,800	7,504.000	523,779,200
名村造船所	26,500	1,700.000	45,050,000
日本車輛製造	4,500	1,900.000	8,550,000
三菱ロジスネクスト	15,200	1,870.000	28,424,000
日産自動車	1,162,900	313.900	365,034,310
いすゞ自動車	285,300	1,785.000	509,260,500
トヨタ自動車	4,930,400	2,410.000	11,882,264,000

日野自動車	135,400	406.100	54,985,940
三菱自動車工業	356,700	362.900	129,446,430
武蔵精密工業	22,700	2,109.000	47,874,300
日産車体	14,600	945.000	13,797,000
新明和工業	26,500	1,277.000	33,840,500
極東開発工業	14,900	2,215.000	33,003,500
トピー工業	8,100	1,954.000	15,827,400
ティラド	2,400	3,085.000	7,404,000
曙ブレーキ工業	78,600	94.000	7,388,400
タチエス	18,500	1,504.000	27,824,000
NOK	35,600	1,894.000	67,426,400
フタバ産業	27,600	707.000	19,513,200
カヤバ	16,200	2,749.000	44,533,800
大同メタル工業	19,500	462.000	9,009,000
プレス工業	36,200	513.000	18,570,600
太平洋工業	22,000	1,184.000	26,048,000
アイシン	196,000	1,432.000	280,672,000
マツダ	285,000	788.600	224,751,000
本田技研工業	2,198,200	1,319.500	2,900,524,900
スズキ	748,500	1,570.500	1,175,519,250
S U B A R U	276,900	2,349.000	650,438,100
ヤマハ発動機	390,100	1,075.500	419,552,550
エクセディ	15,000	4,030.000	60,450,000
豊田合成	25,800	2,380.000	61,404,000
愛三工業	19,000	1,837.000	34,903,000
ヨロズ	10,700	913.000	9,769,100
エフ・シー・シー	17,600	2,736.000	48,153,600
シマノ	40,200	19,830.000	797,166,000
テイ・エス テック	36,700	1,521.000	55,820,700
リガク・ホールディングス	48,300	788.000	38,060,400
テルモ	616,200	2,676.000	1,648,951,200
日機装	23,600	1,147.000	27,069,200
日本エム・ディ・エム	6,700	521.000	3,490,700
島津製作所	133,200	3,558.000	473,925,600
J M S	4,000	435.000	1,740,000
長野計器	6,500	1,755.000	11,407,500
ブイ・テクノロジー	4,700	1,932.000	9,080,400
東京計器	6,900	3,075.000	21,217,500
愛知時計電機	4,100	1,900.000	7,790,000
インターアクション	5,700	1,103.000	6,287,100
東京精密	18,900	7,624.000	144,093,600
マニー	36,800	1,063.500	39,136,800
ニコン	146,500	1,444.000	211,546,000
トプコン	52,800	3,172.000	167,481,600

オリンパス	514,100	1,783.000	916,640,300
理研計器	12,800	2,462.000	31,513,600
タムロン	12,600	3,060.000	38,556,000
HOYA	179,900	15,195.000	2,733,580,500
ノーリツ鋼機	8,700	4,275.000	37,192,500
A&Dホロンホールディングス	11,900	1,551.000	18,456,900
朝日インテック	113,000	2,173.500	245,605,500
シチズン時計	84,300	800.000	67,440,000
メニコン	34,700	1,178.000	40,876,600
松風	9,200	2,094.000	19,264,800
セイコーグループ	14,400	3,535.000	50,904,000
ニプロ	77,200	1,284.500	99,163,400
三井松島ホールディングス	6,800	3,885.000	26,418,000
パラマウントベッドホールディングス	20,200	2,294.000	46,338,800
トランザクション	6,200	2,536.000	15,723,200
ニホンフラッシュ	8,600	814.000	7,000,400
前田工繊	18,400	1,907.000	35,088,800
アートネイチャー	9,800	760.000	7,448,000
フルヤ金属	8,400	2,380.000	19,992,000
バンダイナムコホールディングス	251,600	4,820.000	1,212,712,000
SHOEI	25,600	1,579.000	40,422,400
フランスベッドホールディングス	11,900	1,252.000	14,898,800
パイロットコーポレーション	13,900	3,894.000	54,126,600
萩原工業	6,300	1,440.000	9,072,000
フジシールインターナショナル	20,600	2,446.000	50,387,600
タカラトミー	38,500	3,019.000	116,231,500
広済堂ホールディングス	36,800	507.000	18,657,600
プロネクス	8,600	1,194.000	10,268,400
TOPPANホールディングス	121,500	3,868.000	469,962,000
大日本印刷	192,200	1,962.000	377,096,400
共同印刷	11,200	966.000	10,819,200
NISSHA	16,000	1,176.000	18,816,000
TAKARA & COMPANY	5,300	3,295.000	17,463,500
アシックス	331,000	2,859.500	946,494,500
ツツミ	3,200	2,210.000	7,072,000
ローランド	6,700	3,040.000	20,368,000
小松ウオール工業	6,600	1,395.000	9,207,000
ヤマハ	166,400	1,025.000	170,560,000
河合楽器製作所	2,900	2,613.000	7,577,700
クリナップ	9,800	636.000	6,232,800
ピジョン	59,000	1,770.500	104,459,500
キングジム	9,300	854.000	7,942,200
リンテック	17,500	2,595.000	45,412,500
イトーキ	18,200	1,577.000	28,701,400

任天堂	585,500	10,350.000	6,059,925,000
三菱鉛筆	12,600	2,400.000	30,240,000
タカラスタンダード	20,900	1,759.000	36,763,100
コクヨ	43,500	2,677.500	116,471,250
ナカバヤシ	5,100	495.000	2,524,500
グローブライド	8,800	1,795.000	15,796,000
オカムラ	27,300	1,880.000	51,324,000
美津濃	27,600	2,340.000	64,584,000
グリムス	4,100	2,225.000	9,122,500
東京電力ホールディングス	782,200	415.600	325,082,320
中部電力	341,300	1,640.000	559,732,000
関西電力	452,900	1,640.500	742,982,450
中国電力	162,300	817.000	132,599,100
北陸電力	94,600	759.900	71,886,540
東北電力	245,000	985.800	241,521,000
四国電力	84,900	1,083.000	91,946,700
九州電力	213,700	1,241.000	265,201,700
北海道電力	97,200	670.600	65,182,320
沖縄電力	23,900	901.000	21,533,900
電源開発	69,400	2,476.000	171,834,400
エフオン	9,900	320.000	3,168,000
イーレックス	22,500	803.000	18,067,500
レノバ	26,000	595.000	15,470,000
東京瓦斯	175,400	4,846.000	849,988,400
大阪瓦斯	181,700	3,340.000	606,878,000
東邦瓦斯	36,300	4,054.000	147,160,200
北海道瓦斯	26,100	512.000	13,363,200
広島ガス	21,300	344.000	7,327,200
西部ガスホールディングス	9,600	1,694.000	16,262,400
静岡ガス	20,000	1,152.000	23,040,000
メタウォーター	12,300	1,839.000	22,619,700
SBSホールディングス	9,000	2,840.000	25,560,000
東武鉄道	99,300	2,592.000	257,385,600
相鉄ホールディングス	31,800	2,247.500	71,470,500
東急	260,000	1,782.500	463,450,000
京浜急行電鉄	115,900	1,525.000	176,747,500
小田急電鉄	153,400	1,581.500	242,602,100
京王電鉄	49,200	3,910.000	192,372,000
京成電鉄	161,700	1,400.000	226,380,000
富士急行	12,100	2,167.000	26,220,700
東日本旅客鉄道	512,300	3,110.000	1,593,253,000
西日本旅客鉄道	229,300	3,040.000	697,072,000
東海旅客鉄道	358,000	2,892.000	1,035,336,000
東京地下鉄	154,900	1,968.000	304,843,200

西武ホールディングス	101,000	3,324.000	335,724,000
鴻池運輸	16,800	2,484.000	41,731,200
西日本鉄道	26,900	2,148.500	57,794,650
ハマキョウレックス	29,900	1,272.000	38,032,800
サカイ引越センター	11,200	2,474.000	27,708,800
近鉄グループホールディングス	99,400	3,166.000	314,700,400
阪急阪神ホールディングス	122,700	4,126.000	506,260,200
南海電気鉄道	41,600	2,404.000	100,006,400
京阪ホールディングス	51,100	3,329.000	170,111,900
神戸電鉄	2,200	2,410.000	5,302,000
名古屋鉄道	102,000	1,762.000	179,724,000
山陽電気鉄道	6,500	2,003.000	13,019,500
ヤマトホールディングス	112,400	1,953.500	219,573,400
山九	22,300	6,044.000	134,781,200
丸全昭和運輸	5,900	5,730.000	33,807,000
センコーグループホールディングス	60,100	1,479.000	88,887,900
ニッコンホールディングス	51,500	2,929.000	150,843,500
福山通運	10,000	3,495.000	34,950,000
セイノーホールディングス	44,500	2,270.500	101,037,250
神奈川中央交通	2,500	3,550.000	8,875,000
AZ-COM丸和ホールディングス	28,900	1,225.000	35,402,500
九州旅客鉄道	71,300	3,681.000	262,455,300
S Gホールディングス	155,400	1,454.500	226,029,300
NIPPON EXPRESSホールディングス	100,400	2,509.000	251,903,600
日本郵船	191,300	4,550.000	870,415,000
商船三井	176,300	4,968.000	875,858,400
川崎汽船	210,300	1,795.000	377,488,500
NSユニテッド海運	6,800	3,680.000	25,024,000
飯野海運	37,200	968.000	36,009,600
乾汽船	13,900	1,344.000	18,681,600
日本航空	212,500	2,438.500	518,181,250
ANAホールディングス	252,800	2,655.000	671,184,000
日新	6,700	4,475.000	29,982,500
三菱倉庫	94,400	915.200	86,394,880
三井倉庫ホールディングス	9,800	8,720.000	85,456,000
住友倉庫	27,100	2,745.000	74,389,500
澁澤倉庫	3,600	3,075.000	11,070,000
日本トランスシティ	26,600	837.000	22,264,200
中央倉庫	10,400	1,393.000	14,487,200
安田倉庫	6,900	1,672.000	11,536,800
上組	42,500	3,375.000	143,437,500
キューソー流通システム	6,700	1,656.000	11,095,200
エーアイティー	5,400	1,621.000	8,753,400
日本コンセプト	3,300	1,691.000	5,580,300

クロスキャット	7,100	958.000	6,801,800
システナ	134,900	355.000	47,889,500
デジタルアーツ	6,500	6,850.000	44,525,000
日鉄ソリューションズ	32,300	3,623.000	117,022,900
キューブシステム	4,500	972.000	4,374,000
コア	4,300	1,696.000	7,292,800
手間いらず	1,900	3,035.000	5,766,500
ラクーンホールディングス	8,100	855.000	6,925,500
ソリトンシステムズ	4,800	1,176.000	5,644,800
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	1,886.000	13,390,600
T I S	98,000	3,983.000	390,334,000
グリーホールディングス	31,500	517.000	16,285,500
GMOペパボ	900	1,428.000	1,285,200
コーエーテクモホールディングス	70,100	2,329.000	163,262,900
三菱総合研究所	4,900	4,675.000	22,907,500
ファインデックス	7,900	688.000	5,435,200
ブレインパッド	7,500	1,014.000	7,605,000
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	336.000	5,040,000
ネクソン	202,700	2,111.000	427,899,700
アイスタイル	29,900	452.000	13,514,800
エムアップホールディングス	11,500	1,831.000	21,056,500
エイチームホールディングス	6,700	990.000	6,633,000
セルシス	14,800	1,304.000	19,299,200
エニグモ	12,700	283.000	3,594,100
コロプラ	32,000	457.000	14,624,000
ブロードリーフ	43,900	657.000	28,842,300
デジタルハーツホールディングス	6,700	934.000	6,257,800
メディアドゥ	4,400	1,698.000	7,471,200
じげん	25,500	420.000	10,710,000
フィックスターズ	9,800	1,623.000	15,905,400
CARTA HOLDINGS	5,100	1,443.000	7,359,300
オプティム	14,600	606.000	8,847,600
セレス	4,200	2,156.000	9,055,200
SHIFT	92,900	1,152.000	107,020,800
セック	1,400	4,245.000	5,943,000
テクマトリックス	22,200	1,918.000	42,579,600
プロシップ	3,900	1,986.000	7,745,400
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	23,000	2,851.000	65,573,000
GMOペイメントゲートウェイ	21,200	8,379.000	177,634,800
システムリサーチ	5,900	1,644.000	9,699,600
インターネットイニシアティブ	50,800	2,719.000	138,125,200
さくらインターネット	14,600	3,500.000	51,100,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,800	2,072.000	5,801,600
SRAホールディングス	5,200	4,235.000	22,022,000

朝日ネット	8,600	700.000	6,020,000
e B A S E	12,200	509.000	6,209,800
アバントグループ	15,200	1,721.000	26,159,200
アドソル日進	7,000	978.000	6,846,000
フリービット	4,900	1,429.000	7,002,100
コムチュア	12,300	1,534.000	18,868,200
アイル	5,400	2,104.000	11,361,600
マークラインズ	5,200	2,157.000	11,216,400
メディカル・データ・ビジョン	12,600	410.000	5,166,000
g u m i	18,400	466.000	8,574,400
テラスカイ	4,300	2,000.000	8,600,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	5,700	2,371.000	13,514,700
ネオジャパン	3,200	1,439.000	4,604,800
P R T I M E S	2,200	2,070.000	4,554,000
ラクス	43,800	2,062.000	90,315,600
ダブルスタンダード	3,400	1,377.000	4,681,800
オープンドア	6,500	563.000	3,659,500
アカツキ	4,600	3,105.000	14,283,000
U B I C O Mホールディングス	3,100	1,112.000	3,447,200
カナミックネットワーク	12,200	389.000	4,745,800
チェンジホールディングス	24,600	1,232.000	30,307,200
オークネット	8,400	1,185.000	9,954,000
オロ	3,900	2,322.000	9,055,800
ユーザーローカル	3,800	1,601.000	6,083,800
P K S H A T E C H N O L O G Y	8,100	2,877.000	23,303,700
マネーフォワード	22,800	4,029.000	91,861,200
S U N A S T E R I S K	6,900	530.000	3,657,000
プラスアルファ・コンサルティング	11,800	1,500.000	17,700,000
電算システムホールディングス	4,200	2,454.000	10,306,800
A P P I E R G R O U P	29,700	1,244.000	36,946,800
ビジョナル	11,800	7,641.000	90,163,800
野村総合研究所	200,700	5,344.000	1,072,540,800
日本システム技術	8,400	1,862.000	15,640,800
インタージホールディングス	8,800	1,651.000	14,528,800
東邦システムサイエンス	3,800	1,156.000	4,392,800
シンプレクス・ホールディングス	18,100	2,850.000	51,585,000
ラクスル	24,400	1,065.000	25,986,000
メルカリ	51,200	2,240.000	114,688,000
I P S	2,900	2,093.000	6,069,700
システムサポートホールディングス	3,300	1,879.000	6,200,700
イーソル	7,500	516.000	3,870,000
ウイングアーク 1 s t	9,500	3,710.000	35,245,000
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,400	962.000	3,270,800
サーバーワークス	2,100	2,053.000	4,311,300

S a n s a n	27,000	1,924.000	51,948,000
ギフトイ	8,600	1,485.000	12,771,000
メドレー	10,900	3,275.000	35,697,500
ベース	4,400	2,799.000	12,315,600
J M D C	11,800	3,047.000	35,954,600
フォーカスシステムズ	6,000	995.000	5,970,000
クレスコ	15,000	1,133.000	16,995,000
フジ・メディア・ホールディングス	89,700	3,216.000	288,475,200
オービック	172,300	4,719.000	813,083,700
ジャストシステム	14,900	3,255.000	48,499,500
T D C ソフト	16,800	1,185.000	19,908,000
L I N E ヤフー	1,475,100	517.000	762,626,700
トレンドマイクロ	48,600	9,657.000	469,330,200
I D ホールディングス	5,900	1,788.000	10,549,200
日本オラクル	17,700	16,270.000	287,979,000
アルファシステムズ	2,600	3,120.000	8,112,000
フューチャー	25,800	1,720.000	44,376,000
C A C H O L D I N G S	5,300	2,003.000	10,615,900
オービックビジネスコンサルタント	15,600	7,453.000	116,266,800
アイティフォー	10,900	1,417.000	15,445,300
東計電算	2,800	4,070.000	11,396,000
大塚商会	104,600	3,048.000	318,820,800
サイボウズ	12,800	2,918.000	37,350,400
電通総研	9,800	6,000.000	58,800,000
A C C E S S	10,400	728.000	7,571,200
デジタルガレージ	16,300	4,185.000	68,215,500
イーエムシステムズ	20,600	726.000	14,955,600
ウェザーニューズ	7,400	3,510.000	25,974,000
C I J	23,700	423.000	10,025,100
ビジネスエンジニアリング	2,000	3,695.000	7,390,000
W O W O W	7,000	1,019.000	7,133,000
A N Y C O L O R	12,700	3,515.000	44,640,500
I M A G I C A G R O U P	9,900	523.000	5,177,700
アルゴグラフィックス	9,300	4,955.000	46,081,500
マーベラス	16,200	442.000	7,160,400
エイベックス	23,200	1,226.000	28,443,200
B I P R O G Y	31,200	4,419.000	137,872,800
都築電気	5,400	2,184.000	11,793,600
T B S ホールディングス	45,700	4,429.000	202,405,300
日本テレビホールディングス	81,900	3,130.000	256,347,000
朝日放送グループホールディングス	9,600	674.000	6,470,400
テレビ朝日ホールディングス	22,200	2,488.000	55,233,600
スカパー J S A T ホールディングス	71,300	1,119.000	79,784,700
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,710.000	22,260,000

ビジョン	14,700	1,167.000	17,154,900
U-NEXT HOLDINGS	31,100	1,916.000	59,587,600
日本通信	91,400	142.000	12,978,800
日本電信電話	27,603,100	147.100	4,060,416,010
KDDI	1,364,000	2,494.500	3,402,498,000
ソフトバンク	14,854,600	211.700	3,144,718,820
光通信	10,700	38,610.000	413,127,000
エムティーアイ	7,400	758.000	5,609,200
GMOインターネットグループ	31,000	3,070.000	95,170,000
ファイバーゲート	5,000	983.000	4,915,000
KADOKAWA	49,100	3,873.000	190,164,300
学研ホールディングス	16,900	967.000	16,342,300
ゼンリン	15,100	1,117.000	16,866,700
アイネット	5,600	1,759.000	9,850,400
松竹	5,900	13,910.000	82,069,000
東宝	57,800	7,980.000	461,244,000
東映	15,500	5,010.000	77,655,000
NTTデータグループ	242,100	2,510.500	607,792,050
ピー・シー・エー	6,100	1,724.000	10,516,400
ビジネスブレイン太田昭和	4,300	2,510.000	10,793,000
DTS	17,700	3,870.000	68,499,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	46,400	7,165.000	332,456,000
シーイーシー	11,700	2,075.000	24,277,500
カプコン	184,000	3,823.000	703,432,000
アイ・エス・ビー	4,600	1,251.000	5,754,600
SCSK	75,400	3,603.000	271,666,200
NSW	4,400	2,925.000	12,870,000
アイネス	7,000	1,575.000	11,025,000
TKC	18,400	3,810.000	70,104,000
富士ソフト	19,000	9,802.000	186,238,000
NSD	35,700	3,307.000	118,059,900
コナミグループ	34,600	18,835.000	651,691,000
福井コンピュータホールディングス	6,000	3,345.000	20,070,000
JBCホールディングス	24,400	1,089.000	26,571,600
ミロク情報サービス	7,900	1,729.000	13,659,100
ソフトバンクグループ	458,000	6,864.000	3,143,712,000
リョーサン菱洋ホールディングス	17,300	2,300.000	39,790,000
高千穂交易	3,500	3,680.000	12,880,000
伊藤忠食品	2,300	7,750.000	17,825,000
あらた	14,700	3,120.000	45,864,000
トーマンデバイス	1,400	5,130.000	7,182,000
東京エレクトロン デバイス	9,400	2,875.000	27,025,000
円谷フィールズホールディングス	16,800	1,770.000	29,736,000
双日	108,700	3,100.000	336,970,000

アルフレッサ ホールディングス	91,700	2,086.000	191,286,200
横浜冷凍	26,000	859.000	22,334,000
ラサ商事	5,000	1,344.000	6,720,000
アルコニックス	15,800	1,484.000	23,447,200
神戸物産	75,900	4,252.000	322,726,800
あい ホールディングス	20,100	2,044.000	41,084,400
ダイワボウホールディングス	42,700	2,309.500	98,615,650
マクニカホールディングス	74,800	1,834.500	137,220,600
ラクト・ジャパン	4,500	2,862.000	12,879,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	14,700	1,265.000	18,595,500
八洲電機	7,800	1,554.000	12,121,200
メディアスホールディングス	7,000	936.000	6,552,000
レスター	8,000	2,094.000	16,752,000
TOKAI ホールディングス	51,800	975.000	50,505,000
三洋貿易	9,900	1,351.000	13,374,900
ビューティガレージ	3,300	1,371.000	4,524,300
ウイン・パートナーズ	5,200	1,240.000	6,448,000
シップヘルスケアホールディングス	39,000	1,950.000	76,050,000
明治電機工業	2,000	1,425.000	2,850,000
コメダホールディングス	25,300	2,887.000	73,041,100
アセンテック	3,900	1,155.000	4,504,500
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,216.000	18,392,800
ヤマエグループホールディングス	10,700	2,388.000	25,551,600
小野建	9,300	1,400.000	13,020,000
佐島電機	6,700	1,545.000	10,351,500
伯東	5,300	3,970.000	21,041,000
コンドーテック	7,000	1,399.000	9,793,000
ナガイレーベン	12,000	1,989.000	23,868,000
三菱食品	9,300	4,990.000	46,407,000
松田産業	7,000	3,400.000	23,800,000
第一興商	37,500	1,711.500	64,181,250
メディパルホールディングス	106,700	2,313.500	246,850,450
S P K	4,200	2,033.000	8,538,600
萩原電気ホールディングス	4,300	2,865.000	12,319,500
アズワン	30,300	2,309.000	69,962,700
スズデン	3,800	1,861.000	7,071,800
シモジマ	6,600	1,192.000	7,867,200
ドウシシャ	8,800	2,141.000	18,840,800
高速	5,700	2,069.000	11,793,300
たけびし	3,400	1,676.000	5,698,400
リックス	2,500	2,738.000	6,845,000
丸文	8,300	877.000	7,279,100
ハピネット	8,500	5,040.000	42,840,000
日本ライフライン	25,900	1,457.000	37,736,300

タカショー	11,900	405.000	4,819,500
I D O M	36,500	1,018.000	37,157,000
進和	5,800	2,915.000	16,907,000
ダイトロン	3,700	2,997.000	11,088,900
シークス	13,300	958.000	12,741,400
オーハシテクニカ	4,700	1,747.000	8,210,900
白銅	2,600	2,003.000	5,207,800
伊藤忠商事	659,600	6,552.000	4,321,699,200
丸紅	805,600	2,212.500	1,782,390,000
長瀬産業	42,900	2,396.000	102,788,400
蝶理	5,500	3,000.000	16,500,000
豊田通商	294,600	2,321.500	683,913,900
三共生興	14,800	612.000	9,057,600
兼松	39,700	2,241.000	88,967,700
三井物産	1,441,400	2,629.500	3,790,161,300
日本紙パルプ商事	46,000	575.000	26,450,000
カメイ	9,700	1,769.000	17,159,300
スターゼン	18,600	1,165.000	21,669,000
山善	39,200	1,336.000	52,371,200
椿本興業	6,000	2,088.000	12,528,000
住友商事	587,900	3,219.000	1,892,450,100
内田洋行	3,900	7,100.000	27,690,000
三菱商事	1,813,400	2,466.500	4,472,751,100
第一実業	9,200	2,169.000	19,954,800
キヤノンマーケティングジャパン	19,000	4,781.000	90,839,000
西華産業	4,600	4,150.000	19,090,000
佐藤商事	6,200	1,366.000	8,469,200
東京産業	8,900	654.000	5,820,600
ユアサ商事	8,000	4,140.000	33,120,000
神鋼商事	6,900	1,727.000	11,916,300
阪和興業	16,100	4,440.000	71,484,000
正栄食品工業	6,100	4,150.000	25,315,000
カナデン	6,900	1,407.000	9,708,300
RYODEN	7,100	2,295.000	16,294,500
岩谷産業	97,100	1,286.000	124,870,600
極東貿易	5,400	1,499.000	8,094,600
アステナホールディングス	18,300	467.000	8,546,100
三愛オブリ	22,200	1,613.000	35,808,600
稲畑産業	28,500	2,962.000	84,417,000
G S I クレオス	5,000	1,858.000	9,290,000
明和産業	13,000	654.000	8,502,000
ワキタ	16,100	1,779.000	28,641,900
東邦ホールディングス	26,600	4,873.000	129,621,800
サンゲツ	24,200	2,853.000	69,042,600

ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,668.000	21,350,400
シナネンホールディングス	2,900	6,870.000	19,923,000
伊藤忠エネクス	23,800	1,483.000	35,295,400
サンリオ	79,400	6,075.000	482,355,000
サンワ テクノス	4,600	2,007.000	9,232,200
新光商事	13,700	762.000	10,439,400
トーヨー	4,400	3,305.000	14,542,000
三信電気	3,900	1,830.000	7,137,000
東陽テクニカ	9,100	1,313.000	11,948,300
モスフードサービス	13,300	3,785.000	50,340,500
加賀電子	19,100	2,446.000	46,718,600
ソーダニッカ	10,300	981.000	10,104,300
立花エレテック	6,400	2,202.000	14,092,800
フォーバル	3,200	1,309.000	4,188,800
PAL TAC	15,200	3,796.000	57,699,200
三谷産業	19,000	330.000	6,270,000
コア商事ホールディングス	5,800	641.000	3,717,800
KPPグループホールディングス	24,800	610.000	15,128,000
ヤマタネ	4,500	4,135.000	18,607,500
泉州電業	6,500	4,030.000	26,195,000
トラスコ中山	20,300	1,837.000	37,291,100
オートバックスセブン	32,000	1,464.000	46,848,000
モリト	7,200	1,350.000	9,720,000
加藤産業	11,900	5,100.000	60,690,000
イエローハット	38,200	1,332.000	50,882,400
J Kホールディングス	7,800	991.000	7,729,800
日伝	6,400	2,726.000	17,446,400
杉本商事	8,600	1,177.000	10,122,200
因幡電機産業	27,000	3,605.000	97,335,000
東テク	9,700	2,372.000	23,008,400
ミスミグループ本社	148,500	2,155.000	320,017,500
スズケン	32,400	4,826.000	156,362,400
ジェコス	6,100	987.000	6,020,700
インターメスティック	5,500	1,510.000	8,305,000
サンエー	15,900	2,812.000	44,710,800
カワチ薬品	7,800	2,897.000	22,596,600
エービーシー・マート	42,400	2,611.500	110,727,600
ハードオフコーポレーション	4,100	1,847.000	7,572,700
アスクル	23,200	1,432.000	33,222,400
ゲオホールディングス	11,300	1,936.000	21,876,800
アダストリア	13,500	2,727.000	36,814,500
くら寿司	11,700	3,360.000	39,312,000
キャンドゥ	4,200	3,425.000	14,385,000
パルグループホールディングス	22,300	3,825.000	85,297,500

エディオン	41,500	1,855.000	76,982,500
サーラコーポレーション	20,100	854.000	17,165,400
ハローズ	4,200	4,410.000	18,522,000
フジオフードグループ本社	12,800	1,177.000	15,065,600
あみやき亭	7,200	1,444.000	10,396,800
大黒天物産	3,500	7,530.000	26,355,000
ハニーズホールディングス	8,000	1,603.000	12,824,000
アルペン	9,000	2,295.000	20,655,000
クオールホールディングス	12,600	2,135.000	26,901,000
ジンズホールディングス	7,600	8,800.000	66,880,000
ビックカメラ	59,100	1,550.000	91,605,000
DCMホールディングス	56,200	1,312.000	73,734,400
ペッパーフードサービス	33,700	203.000	6,841,100
M o n o t a R O	139,100	2,764.000	384,472,400
J．フロント リテイリング	113,000	1,748.500	197,580,500
ドトール・日レスホールディングス	20,600	2,383.000	49,089,800
マツキヨココカラ&カンパニー	172,900	2,531.000	437,609,900
ブロンコビリー	5,400	3,750.000	20,250,000
Z O Z O	218,100	1,394.000	304,031,400
トレジャー・ファクトリー	6,800	1,995.000	13,566,000
物語コーポレーション	19,400	3,580.000	69,452,000
三越伊勢丹ホールディングス	146,700	1,788.500	262,372,950
H a m e e	4,900	1,136.000	5,566,400
ウエルシアホールディングス	51,400	2,471.500	127,035,100
クリエイトSDホールディングス	13,500	2,976.000	40,176,000
シュッピン	10,000	1,087.000	10,870,000
オイシックス・ラ・大地	16,500	1,376.000	22,704,000
ネクステージ	22,800	1,576.000	35,932,800
ジョイフル本田	25,700	2,055.000	52,813,500
エターナルホスピタリティグループ	3,800	2,669.000	10,142,200
ホットランドホールディングス	7,400	2,130.000	15,762,000
すかいらーくホールディングス	133,900	2,977.000	398,620,300
S F Pホールディングス	4,800	2,088.000	10,022,400
綿半ホールディングス	7,300	1,588.000	11,592,400
ヨシックスホールディングス	2,700	2,712.000	7,322,400
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	45,300	918.000	41,585,400
あさひ	7,500	1,347.000	10,102,500
日本調剤	7,000	1,736.000	12,152,000
コスモス薬品	19,500	8,200.000	159,900,000
セブン&アイ・ホールディングス	1,084,700	1,964.000	2,130,350,800
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	73,900	1,355.000	100,134,500
ツルハホールディングス	17,200	11,130.000	191,436,000
サンマルクホールディングス	13,000	2,404.000	31,252,000

トリ ドールホールディングス	27,100	4,212.000	114,145,200
TOKYO BASE	11,600	255.000	2,958,000
JMホールディングス	6,900	2,423.000	16,718,700
アレンザホールディングス	6,500	1,000.000	6,500,000
串カツ田中ホールディングス	2,200	1,385.000	3,047,000
バロックジャパンリミテッド	9,500	695.000	6,602,500
クスリのアオキホールディングス	25,700	3,284.000	84,398,800
力の源ホールディングス	7,600	1,350.000	10,260,000
FOOD & LIFE COMPANIES	52,400	4,758.000	249,319,200
メディカルシステムネットワーク	12,000	422.000	5,064,000
ノジマ	31,900	2,453.000	78,250,700
カップ・クリエイト	15,600	1,451.000	22,635,600
良品計画	116,800	4,322.000	504,809,600
アドヴァングループ	6,400	735.000	4,704,000
アルビス	2,600	2,858.000	7,430,800
G-7ホールディングス	10,600	1,403.000	14,871,800
イオン北海道	31,800	861.000	27,379,800
コジマ	18,900	971.000	18,351,900
コーナン商事	11,700	3,660.000	42,822,000
エコス	3,600	2,279.000	8,204,400
ワタミ	11,500	1,129.000	12,983,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	198,400	4,315.000	856,096,000
西松屋チェーン	21,100	2,122.000	44,774,200
ゼンショーホールディングス	55,600	8,256.000	459,033,600
幸楽苑	9,400	1,050.000	9,870,000
サイゼリヤ	14,400	4,035.000	58,104,000
VTホールディングス	37,700	485.000	18,284,500
魚力	600	2,397.000	1,438,200
フジ・コーポレーション	4,500	1,879.000	8,455,500
ユナイテッドアローズ	10,600	2,099.000	22,249,400
ハイデイ日高	15,300	3,015.000	46,129,500
コロワイド	55,600	1,825.000	101,470,000
壱番屋	37,700	960.000	36,192,000
スギホールディングス	52,600	3,120.000	164,112,000
薬王堂ホールディングス	4,800	1,818.000	8,726,400
ダブルエー	1,900	1,239.000	2,354,100
スクロール	13,200	984.000	12,988,800
ヨンドシーホールディングス	8,100	1,721.000	13,940,100
木曽路	13,600	2,235.000	30,396,000
SRSホールディングス	14,900	1,170.000	17,433,000
リテールパートナーズ	14,400	1,397.000	20,116,800
上新電機	9,600	2,125.000	20,400,000
日本瓦斯	46,500	2,494.500	115,994,250

ロイヤルホールディングス	17,000	2,646.000	44,982,000
チヨダ	9,800	1,110.000	10,878,000
ライフコーポレーション	25,200	2,053.000	51,735,600
リンガーハット	12,100	2,278.000	27,563,800
MrMaxHD	12,000	657.000	7,884,000
AOKIホールディングス	27,300	1,237.000	33,770,100
オークワ	17,100	870.000	14,877,000
コメリ	14,100	2,933.000	41,355,300
青山商事	21,100	2,000.000	42,200,000
しまむら	22,700	9,335.000	211,904,500
高島屋	135,300	1,083.000	146,529,900
松屋	16,500	1,053.000	17,374,500
エイチ・ツー・オー リテイリング	47,200	1,994.000	94,116,800
近鉄百貨店	5,600	2,071.000	11,597,600
丸井グループ	65,200	2,802.000	182,690,400
アクシアル リテイリング	24,600	1,117.000	27,478,200
イオン	363,600	3,929.000	1,428,584,400
イズミ	15,100	3,305.000	49,905,500
平和堂	15,700	2,750.000	43,175,000
フジ	18,500	2,035.000	37,647,500
ヤオコー	11,500	9,863.000	113,424,500
ゼビオホールディングス	13,700	1,254.000	17,179,800
ケーズホールディングス	66,500	1,281.000	85,186,500
シルバーライフ	2,500	648.000	1,620,000
Genky DrugStores	8,400	2,954.000	24,813,600
ブックオフグループホールディングス	7,700	1,522.000	11,719,400
ギフトホールディングス	4,900	3,195.000	15,655,500
アインホールディングス	10,000	5,070.000	50,700,000
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	5,800	3,360.000	19,488,000
ヤマダホールディングス	302,200	428.900	129,613,580
アークランズ	28,300	1,725.000	48,817,500
ニトリホールディングス	35,800	16,920.000	605,736,000
グルメ杵屋	7,600	1,009.000	7,668,400
ケーユーホールディングス	3,200	1,040.000	3,328,000
吉野家ホールディングス	38,000	3,129.000	118,902,000
松屋フーズホールディングス	4,600	5,990.000	27,554,000
サガミホールディングス	13,800	1,703.000	23,501,400
王将フードサービス	20,100	3,260.000	65,526,000
ミニストップ	8,400	1,797.000	15,094,800
アークス	16,800	3,005.000	50,484,000
バローホールディングス	17,700	2,484.000	43,966,800
ベルク	4,900	7,160.000	35,084,000
大 庄	5,500	1,115.000	6,132,500

ファーストリテイリング	55,200	45,410.000	2,506,632,000
サンドラッグ	32,900	4,592.000	151,076,800
サックスパー ホールディングス	8,000	819.000	6,552,000
ベルーナ	24,500	886.000	21,707,000
いよぎんホールディングス	117,800	1,485.000	174,933,000
しずおかフィナンシャルグループ	201,000	1,429.500	287,329,500
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	77,000	1,447.500	111,457,500
楽天銀行	42,500	5,693.000	241,952,500
京都フィナンシャルグループ	114,900	2,017.500	231,810,750
めぶきフィナンシャルグループ	453,500	626.000	283,891,000
東京きらぼしフィナンシャルグループ	11,200	4,920.000	55,104,000
九州フィナンシャルグループ	161,100	625.200	100,719,720
ゆうちょ銀行	754,500	1,361.000	1,026,874,500
富山第一銀行	27,500	1,018.000	27,995,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	484,900	799.100	387,483,590
西日本フィナンシャルホールディングス	55,200	1,844.000	101,788,800
三十三フィナンシャルグループ	8,100	2,099.000	17,001,900
第四北越フィナンシャルグループ	28,200	2,750.000	77,550,000
ひろぎんホールディングス	124,600	1,054.500	131,390,700
おきなわフィナンシャルグループ	7,400	2,200.000	16,280,000
十六フィナンシャルグループ	12,200	4,115.000	50,203,000
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	4,980.000	44,322,000
プロクレアホールディングス	11,200	1,476.000	16,531,200
あいちフィナンシャルグループ	17,900	2,468.000	44,177,200
あおぞら銀行	61,500	1,818.000	111,807,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,858,400	1,647.000	9,648,784,800
りそなホールディングス	1,121,600	1,032.500	1,158,052,000
三井住友トラストグループ	326,200	3,235.000	1,055,257,000
三井住友フィナンシャルグループ	1,886,800	3,120.000	5,886,816,000
千葉銀行	279,100	1,160.500	323,895,550
群馬銀行	156,300	1,093.500	170,914,050
武蔵野銀行	13,600	2,820.000	38,352,000
千葉興業銀行	21,400	1,103.000	23,604,200
筑波銀行	43,200	210.000	9,072,000
七十七銀行	29,100	3,934.000	114,479,400
秋田銀行	5,900	2,210.000	13,039,000
山形銀行	11,000	1,192.000	13,112,000
岩手銀行	5,800	2,660.000	15,428,000
東邦銀行	78,400	323.000	25,323,200
ふくおかフィナンシャルグループ	79,200	3,322.000	263,102,400
スルガ銀行	61,600	1,159.000	71,394,400
八十二銀行	210,000	917.300	192,633,000
山梨中央銀行	10,200	1,786.000	18,217,200
大垣共立銀行	18,500	2,063.000	38,165,500

福井銀行	8,400	1,600.000	13,440,000
清水銀行	4,700	1,309.000	6,152,300
滋賀銀行	14,000	4,940.000	69,160,000
南都銀行	13,900	3,450.000	47,955,000
百五銀行	81,900	625.000	51,187,500
紀陽銀行	32,900	2,114.000	69,550,600
ほくほくフィナンシャルグループ	51,100	2,212.000	113,033,200
山陰合同銀行	55,800	1,118.000	62,384,400
百十四銀行	8,700	2,998.000	26,082,600
四国銀行	13,600	1,108.000	15,068,800
阿波銀行	14,100	2,474.000	34,883,400
大分銀行	5,800	3,055.000	17,719,000
宮崎銀行	6,700	2,871.000	19,235,700
佐賀銀行	5,300	1,909.000	10,117,700
琉球銀行	21,200	978.000	20,733,600
セブン銀行	331,600	250.500	83,065,800
みずほフィナンシャルグループ	1,233,000	3,292.000	4,059,036,000
山口フィナンシャルグループ	88,200	1,472.500	129,874,500
名古屋銀行	5,500	6,300.000	34,650,000
北洋銀行	126,400	425.000	53,720,000
愛媛銀行	13,600	984.000	13,382,400
京葉銀行	39,500	747.000	29,506,500
栃木銀行	43,500	268.000	11,658,000
北日本銀行	3,100	2,789.000	8,645,900
東和銀行	15,200	565.000	8,588,000
トモニホールディングス	88,000	502.000	44,176,000
フィデアホールディングス	9,700	1,405.000	13,628,500
池田泉州ホールディングス	124,900	400.000	49,960,000
F P G	32,000	2,134.000	68,288,000
ジャパンインベストメントアドバイザー	15,200	1,594.000	24,228,800
S B I ホールディングス	146,900	3,445.000	506,070,500
ジャフコ グループ	26,600	2,027.500	53,931,500
大和証券グループ本社	651,400	888.800	578,964,320
野村ホールディングス	1,536,000	769.200	1,181,491,200
岡三証券グループ	72,800	608.000	44,262,400
丸三証券	29,100	859.000	24,996,900
東洋証券	27,400	472.000	12,932,800
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	112,200	443.000	49,704,600
水戸証券	25,200	487.000	12,272,400
いちよし証券	17,500	697.000	12,197,500
松井証券	62,000	730.000	45,260,000
マネックスグループ	88,600	659.000	58,387,400
極東証券	11,200	1,337.000	14,974,400
岩井コスモホールディングス	10,800	2,143.000	23,144,400

アイザワ証券グループ	13,600	1,281.000	17,421,600
スパークス・グループ	9,200	1,357.000	12,484,400
かんぽ生命保険	106,800	2,626.000	280,456,800
F P パートナー	4,100	2,543.000	10,426,300
S O M P O ホールディングス	446,300	4,286.000	1,912,841,800
アニコム ホールディングス	35,300	522.000	18,426,600
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	669,200	2,883.000	1,929,303,600
第一生命ホールディングス	1,717,600	913.800	1,569,542,880
東京海上ホールディングス	891,800	4,960.000	4,423,328,000
T & D ホールディングス	245,300	2,733.000	670,404,900
全国保証	47,000	2,948.000	138,556,000
ジェイリース	7,100	1,309.000	9,293,900
S B I アルヒ	11,000	753.000	8,283,000
プレミアムグループ	15,300	1,930.000	29,529,000
ネットプロテクションズホールディングス	32,400	419.000	13,575,600
クレディセゾン	57,600	3,136.000	180,633,600
芙蓉総合リース	25,500	3,779.000	96,364,500
みずほリース	69,300	989.000	68,537,700
東京センチュリー	68,800	1,403.500	96,560,800
日本証券金融	33,300	1,635.000	54,445,500
アイフル	150,900	322.000	48,589,800
リコーリース	8,300	5,260.000	43,658,000
イオンフィナンシャルサービス	53,500	1,128.000	60,348,000
アコム	215,200	354.200	76,223,840
ジャックス	10,800	3,540.000	38,232,000
オリエントコーポレーション	29,700	726.000	21,562,200
オリックス	524,500	2,705.000	1,418,772,500
三菱HCキャピタル	455,600	952.200	433,822,320
日本取引所グループ	544,000	1,516.500	824,976,000
イー・ギャランティ	15,100	1,729.000	26,107,900
NEC キャピタルソリューション	4,200	3,590.000	15,078,000
R o b o t H o m e	32,000	157.000	5,024,000
大東建託	31,000	15,410.000	477,710,000
いちご	96,700	378.000	36,552,600
日本駐車場開発	112,200	228.000	25,581,600
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	917.000	10,087,000
S R E ホールディングス	4,000	3,240.000	12,960,000
ヒューリック	212,900	1,435.000	305,511,500
野村不動産ホールディングス	284,000	880.100	249,948,400
三重交通グループホールディングス	20,600	498.000	10,258,800
ディア・ライフ	14,200	1,052.000	14,938,400
地主	8,300	1,988.000	16,500,400
J P M C	5,400	1,172.000	6,328,800

フージャースホールディングス	12,200	1,128.000	13,761,600
オープンハウスグループ	33,300	6,064.000	201,931,200
東急不動産ホールディングス	274,100	992.400	272,016,840
飯田グループホールディングス	87,200	2,200.000	191,840,000
A n d D oホールディングス	6,200	1,261.000	7,818,200
ケイアイスター不動産	5,000	4,700.000	23,500,000
グッドコムアセット	8,900	1,273.000	11,329,700
ジェイ・エス・ビー	4,400	3,210.000	14,124,000
ロードスターキャピタル	5,900	2,333.000	13,764,700
霞ヶ関キャピタル	3,800	12,470.000	47,386,000
パーク 2 4	71,500	1,911.000	136,636,500
パラカ	3,200	1,689.000	5,404,800
宮越ホールディングス	4,600	1,124.000	5,170,400
三井不動産	1,254,400	1,384.000	1,736,089,600
三菱地所	517,900	2,441.000	1,264,193,900
平和不動産	14,700	4,715.000	69,310,500
東京建物	79,700	2,510.500	200,086,850
京阪神ビルディング	19,700	1,429.000	28,151,300
住友不動産	148,200	5,313.000	787,386,600
テーオーシー	18,100	625.000	11,312,500
レオパレス 2 1	81,100	560.000	45,416,000
スターツコーポレーション	14,400	3,825.000	55,080,000
フジ住宅	10,800	658.000	7,106,400
空港施設	12,000	628.000	7,536,000
明和地所	7,200	891.000	6,415,200
ゴールドクレスト	8,200	3,315.000	27,183,000
エスリード	4,000	4,050.000	16,200,000
日神グループホールディングス	15,200	493.000	7,493,600
日本エスコン	23,100	1,030.000	23,793,000
M I R A R T Hホールディングス	52,600	488.000	25,668,800
イオンモール	55,500	2,514.500	139,554,750
カチタス	24,300	2,015.000	48,964,500
トーセイ	14,800	2,358.000	34,898,400
サンフロンティア不動産	14,200	1,894.000	26,894,800
F J ネクストホールディングス	8,800	1,134.000	9,979,200
グランディハウス	5,900	533.000	3,144,700
日本空港ビルデング	32,400	3,757.000	121,726,800
L I F U L L	36,500	133.000	4,854,500
M I X I	19,400	3,120.000	60,528,000
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	814.000	26,048,000
日本M&Aセンターホールディングス	146,800	561.200	82,384,160
メンバーズ	4,400	1,055.000	4,642,000
U T グループ	12,400	1,913.000	23,721,200
アイティメディア	4,600	1,469.000	6,757,400

ケアネット	20,100	718.000	14,431,800
E・Jホールディングス	5,400	1,542.000	8,326,800
オープンアップグループ	31,300	1,728.000	54,086,400
コシダカホールディングス	33,100	1,011.000	33,464,100
パソナグループ	11,700	2,015.000	23,575,500
リンクアンドモチベーション	26,700	488.000	13,029,600
エス・エム・エス	39,300	1,089.000	42,797,700
パーソルホールディングス	876,300	238.600	209,085,180
クックパッド	27,200	181.000	4,923,200
学情	4,700	1,679.000	7,891,300
スタジオアリス	4,800	2,075.000	9,960,000
N J S	2,200	3,950.000	8,690,000
総合警備保障	162,700	1,112.500	181,003,750
カカクコム	70,800	2,197.000	155,547,600
セントケア・ホールディング	7,500	765.000	5,737,500
ルネサンス	7,900	1,057.000	8,350,300
ディップ	16,400	2,136.000	35,030,400
デジタルホールディングス	6,000	1,291.000	7,746,000
新日本科学	10,100	1,263.000	12,756,300
エムスリー	189,800	1,663.000	315,637,400
ワールドホールディングス	4,200	1,963.000	8,244,600
ディー・エヌ・エー	38,500	3,492.000	134,442,000
博報堂D Yホールディングス	112,400	1,042.500	117,177,000
タカミヤ	13,200	369.000	4,870,800
ファンコミュニケーションズ	15,000	398.000	5,970,000
ライク	4,800	1,447.000	6,945,600
エスプール	31,200	298.000	9,297,600
WDBホールディングス	4,500	1,718.000	7,731,000
アドウェイズ	14,300	273.000	3,903,900
バリューコマース	8,700	784.000	6,820,800
インフォマート	94,600	353.000	33,393,800
J Pホールディングス	26,200	642.000	16,820,400
C Lホールディングス	1,900	793.000	1,506,700
プレステージ・インターナショナル	43,300	638.000	27,625,400
アミューズ	6,800	1,612.000	10,961,600
ドリームインキュベータ	3,100	2,620.000	8,122,000
クイック	6,900	1,838.000	12,682,200
電通グループ	102,900	2,833.500	291,567,150
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	847.000	3,811,500
ぴあ	3,600	2,624.000	9,446,400
イオンファンタジー	4,500	2,424.000	10,908,000
シーティーエス	15,100	769.000	11,611,900
H. U. グループホールディングス	27,600	2,600.000	71,760,000
アルプス技研	8,200	2,479.000	20,327,800

日本空調サービス	10,200	968.000	9,873,600
オリエンタルランド	562,200	3,096.000	1,740,571,200
ダスキン	21,500	3,698.000	79,507,000
明光ネットワークジャパン	13,800	764.000	10,543,200
ファルコホールディングス	4,900	2,240.000	10,976,000
ラウンドワン	89,500	882.000	78,939,000
リゾートトラスト	76,200	1,452.500	110,680,500
ビー・エム・エル	11,500	2,800.000	32,200,000
リソー教育	61,800	236.000	14,584,800
早稲田アカデミー	5,500	2,126.000	11,693,000
ユー・エス・エス	197,200	1,355.000	267,206,000
東京個別指導学院	19,000	313.000	5,947,000
サイバーエージェント	214,700	1,100.000	236,170,000
楽天グループ	675,000	771.500	520,762,500
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,401.000	7,145,100
SBIグローバルアセットマネジメント	18,000	633.000	11,394,000
テー・オー・ダブリュー	23,800	309.000	7,354,200
山田コンサルティンググループ	4,500	1,641.000	7,384,500
セントラルスポーツ	3,700	2,404.000	8,894,800
フルキャストホールディングス	8,800	1,509.000	13,279,200
エン・ジャパン	15,200	1,627.000	24,730,400
テクノプロ・ホールディングス	60,100	3,042.000	182,824,200
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	629.000	3,396,600
KeePer 技研	5,700	3,975.000	22,657,500
Gunosy	9,200	595.000	5,474,000
イー・ガーディアン	4,500	2,005.000	9,022,500
ジャパンマテリアル	28,700	1,078.000	30,938,600
ベクトル	12,700	923.000	11,722,100
チャーム・ケア・コーポレーション	8,000	1,232.000	9,856,000
キャリアリンク	3,600	2,068.000	7,444,800
I B J	8,600	617.000	5,306,200
アサンテ	5,200	1,610.000	8,372,000
バリューHR	8,700	1,508.000	13,119,600
M&Aキャピタルパートナーズ	8,700	2,676.000	23,281,200
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	998.000	6,187,600
シグマクシス・ホールディングス	27,500	968.000	26,620,000
ウィルグループ	7,000	922.000	6,454,000
メドピア	9,400	427.000	4,013,800
リクルートホールディングス	743,900	7,248.000	5,391,787,200
エラン	12,000	721.000	8,652,000
日本郵政	1,068,200	1,301.000	1,389,728,200
ベルシステム24ホールディングス	11,300	1,145.000	12,938,500
鎌倉新書	9,900	446.000	4,415,400
エアトリ	7,300	888.000	6,482,400

アトラエ	7,800	673.000	5,249,400
ストライク	4,500	2,826.000	12,717,000
ソラスト	26,200	441.000	11,554,200
セラク	2,800	1,690.000	4,732,000
インソース	20,100	818.000	16,441,800
ベイカレント	70,900	7,437.000	527,283,300
Orchestra Holdings	2,500	689.000	1,722,500
アイモバイル	14,100	535.000	7,543,500
MS-Japan	4,000	930.000	3,720,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	36,800	3,030.000	111,504,000
エル・ティー・エス	1,400	1,962.000	2,746,800
ミダックホールディングス	6,000	2,299.000	13,794,000
キュービーネットホールディングス	5,900	1,063.000	6,271,700
オープングループ	16,600	284.000	4,714,400
マネジメントソリューションズ	4,700	1,811.000	8,511,700
プロレド・パートナーズ	4,400	370.000	1,628,000
フロンティア・マネジメント	3,600	650.000	2,340,000
アンビスホールディングス	23,900	454.000	10,850,600
カーブスホールディングス	25,700	642.000	16,499,400
フォーラムエンジニアリング	13,000	964.000	12,532,000
FAST FITNESS JAPAN	3,800	1,399.000	5,316,200
Macbee Planet	2,600	2,703.000	7,027,800
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	224.000	3,091,200
ポピンズ	1,600	1,114.000	1,782,400
LITALICO	8,700	1,147.000	9,978,900
リログループ	55,700	1,803.000	100,427,100
東祥	9,200	547.000	5,032,400
ビーウィズ	2,500	1,617.000	4,042,500
TREホールディングス	21,900	1,497.000	32,784,300
人・夢・技術グループ	3,700	1,597.000	5,908,900
NISSOホールディングス	9,000	652.000	5,868,000
大栄環境	20,700	2,947.000	61,002,900
GENOVA	3,200	941.000	3,011,200
日本管財ホールディングス	9,300	2,623.000	24,393,900
M&A総研ホールディングス	12,100	1,131.000	13,685,100
エイチ・アイ・エス	34,000	1,622.000	55,148,000
共立メンテナンス	29,500	3,062.000	90,329,000
イチネンホールディングス	9,100	1,558.000	14,177,800
建設技術研究所	9,200	2,335.000	21,482,000
スペース	7,100	1,060.000	7,526,000
燦ホールディングス	8,500	1,148.000	9,758,000
スバル興業	3,400	2,962.000	10,070,800
タナベコンサルティンググループ	5,800	608.000	3,526,400
ナガワ	2,700	5,980.000	16,146,000

東京都競馬	7,600	4,205.000	31,958,000	
カナモト	14,500	3,110.000	45,095,000	
ニシオホールディングス	8,300	3,890.000	32,287,000	
トランス・コスモス	11,800	3,050.000	35,990,000	
乃村工藝社	41,100	865.000	35,551,500	
藤田観光	4,200	9,230.000	38,766,000	
トーカイ	8,100	2,032.000	16,459,200	
セコム	193,700	5,066.000	981,284,200	
セントラル警備保障	5,000	2,624.000	13,120,000	
丹青社	19,900	1,037.000	20,636,300	
メイテックグループホールディングス	35,200	2,835.000	99,792,000	
応用地質	8,700	2,610.000	22,707,000	
船井総研ホールディングス	18,500	2,275.000	42,087,500	
学究社	4,200	2,170.000	9,114,000	
ナック	5,500	579.000	3,184,500	
ダイセキ	22,700	3,640.000	82,628,000	
ステップ	3,200	2,296.000	7,347,200	
合 計	177,351,400		328,567,784,920	

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

国内債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年4月14日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	3,676,028
コール・ローン	409,713,843
国債証券	106,856,796,320
地方債証券	11,166,833,000
特殊債券	10,085,216,069
社債券	7,953,466,800
未収入金	2,937,492,300
未収利息	215,515,653
前払費用	29,605,455
流動資産合計	139,658,315,468

資産合計

139,658,315,468

負債の部

流動負債

未払金	797,990,000

未払解約金	363,233,000
流動負債合計	1,161,223,000
負債合計	1,161,223,000
純資産の部	
元本等	
元本	119,757,054,646
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,740,037,822
元本等合計	138,497,092,468
純資産合計	138,497,092,468
負債純資産合計	139,658,315,468

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	119,757,054,646 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1565 円 (1 万口当たりの純資産額 11,565 円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	110,417,739,877 円
同期中における追加設定元本額	36,851,986,259 円
同期中における一部解約元本額	27,512,671,490 円
2025 年 4 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	10,969,511,332 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	17,401,155,755 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	4,454,201,690 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	855,642,648 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	44,768,663 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	170,928,025 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	526,514,152 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,252,646,042 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	692,785,057 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	850,618,082 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	120,122,779 円

アセットアロケーション・ファンド（安定型）	2,303,491,066 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	965,539,052 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	362,955,583 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	295,395,647 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	4,237,305,214 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	1,317,952,141 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	2,755,953,594 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	690,295,640 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	111,471,807 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	508,286,819 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	506,422,143 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	1,098,710,165 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	363,885,895 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	55,028,734 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	768,232,150 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	371,523,961 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	226,584,449 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	54,442,567 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	44,067,871 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	20,810,566 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	185,525,763 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	576,729,864 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	270,207,030 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	29,508,444 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	6,962,235 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,615,193 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	312,991 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	218,616 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	584,592 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	949,144,929 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	5,862,885,498 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,743,161,566 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	15,117,630,203 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	276,141,942 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	445,091,164 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	310,861,545 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	117,811,413 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,688,961,368 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,219,420,316 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,052,443,649 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	6,917,993,209 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	782,557,924 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	328,080,444 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	375,123,071 円

SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	123,053,200 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	53,512,121 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	970,644,146 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	1,824,292,316 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	485,639,829 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	190,243,460 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	23,254,078 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	218,994,113 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	4,231,467,114 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,218,619,670 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	581,544,285 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	899,123,211 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	9,754,193,055 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	526,251,790 円
合 計	119,757,054,646 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 7 1 2 年国債	8,600,000,000	8,653,320,000	
	1 5 4 5 年国債	1,220,000,000	1,205,652,800	
	1 5 6 5 年国債	1,290,000,000	1,276,209,900	
	1 5 7 5 年国債	1,870,000,000	1,846,868,100	
	1 5 8 5 年国債	880,000,000	866,580,000	
	1 5 9 5 年国債	200,000,000	196,540,000	
	1 6 0 5 年国債	620,000,000	611,208,400	
	1 6 1 5 年国債	670,000,000	662,583,100	
	1 6 2 5 年国債	400,000,000	394,964,000	
	1 6 3 5 年国債	570,000,000	564,738,900	
	1 6 4 5 年国債	420,000,000	412,461,000	
	1 6 5 5 年国債	620,000,000	611,096,800	
	1 6 6 5 年国債	440,000,000	435,261,200	
	1 6 7 5 年国債	460,000,000	454,286,800	
	1 6 8 5 年国債	690,000,000	686,701,800	
	1 6 9 5 年国債	450,000,000	446,130,000	
	1 7 0 5 年国債	610,000,000	606,413,200	

1 7 1	5 年国債	290,000,000	285,942,900	
1 7 3	5 年国債	270,000,000	268,031,700	
1 7 4	5 年国債	810,000,000	807,561,900	
1 7 5	5 年国債	80,000,000	80,396,800	
1 7 6	5 年国債	610,000,000	615,917,000	
1 7 7	5 年国債	2,620,000,000	2,657,256,400	
1	4 0 年国債	40,000,000	39,075,200	
2	4 0 年国債	242,000,000	225,887,640	
3	4 0 年国債	185,000,000	170,962,200	
4	4 0 年国債	247,000,000	225,582,630	
5	4 0 年国債	235,000,000	203,789,650	
6	4 0 年国債	240,000,000	201,873,600	
7	4 0 年国債	265,000,000	210,664,400	
8	4 0 年国債	310,000,000	224,864,700	
9	4 0 年国債	538,000,000	274,019,540	
1 0	4 0 年国債	510,000,000	306,816,000	
1 1	4 0 年国債	460,000,000	261,786,000	
1 2	4 0 年国債	420,000,000	207,064,200	
1 3	4 0 年国債	575,000,000	276,718,750	
1 4	4 0 年国債	515,000,000	264,648,200	
1 5	4 0 年国債	630,000,000	358,942,500	
1 6	4 0 年国債	560,000,000	351,220,800	
1 7	4 0 年国債	530,000,000	436,232,400	
3 4 8	1 0 年国債	145,000,000	143,294,800	
3 4 9	1 0 年国債	650,000,000	641,335,500	
3 5 0	1 0 年国債	510,000,000	502,222,500	
3 5 1	1 0 年国債	50,000,000	49,135,000	
3 5 2	1 0 年国債	150,000,000	147,081,000	
3 5 3	1 0 年国債	180,000,000	176,122,800	
3 5 4	1 0 年国債	265,000,000	258,621,450	
3 5 5	1 0 年国債	160,000,000	155,784,000	
3 5 6	1 0 年国債	130,000,000	126,211,800	
3 5 7	1 0 年国債	390,000,000	377,676,000	
3 5 8	1 0 年国債	870,000,000	840,124,200	
3 5 9	1 0 年国債	1,210,000,000	1,165,544,600	
3 6 0	1 0 年国債	940,000,000	903,622,000	
3 6 1	1 0 年国債	1,070,000,000	1,026,493,800	
3 6 2	1 0 年国債	950,000,000	909,007,500	
3 6 3	1 0 年国債	1,070,000,000	1,020,769,300	
3 6 4	1 0 年国債	1,060,000,000	1,008,123,600	
3 6 5	1 0 年国債	1,570,000,000	1,488,485,600	
3 6 6	1 0 年国債	1,150,000,000	1,094,639,000	

3 6 7	1 0 年国債	1, 190, 000, 000	1, 128, 857, 800	
3 6 8	1 0 年国債	1, 040, 000, 000	982, 768, 800	
3 6 9	1 0 年国債	1, 170, 000, 000	1, 127, 049, 300	
3 7 0	1 0 年国債	1, 590, 000, 000	1, 525, 986, 600	
3 7 1	1 0 年国債	920, 000, 000	871, 985, 200	
3 7 2	1 0 年国債	1, 010, 000, 000	985, 093, 400	
3 7 3	1 0 年国債	1, 420, 000, 000	1, 355, 659, 800	
3 7 4	1 0 年国債	1, 000, 000, 000	966, 960, 000	
3 7 5	1 0 年国債	920, 000, 000	909, 751, 200	
3 7 6	1 0 年国債	1, 090, 000, 000	1, 054, 684, 000	
3 7 7	1 0 年国債	1, 000, 000, 000	990, 540, 000	
3 7 8	1 0 年国債	1, 110, 000, 000	1, 116, 315, 900	
2	3 0 年国債	440, 000, 000	472, 881, 200	
4	3 0 年国債	340, 000, 000	378, 369, 000	
5	3 0 年国債	290, 000, 000	313, 052, 100	
7	3 0 年国債	474, 000, 000	518, 432, 760	
9	3 0 年国債	240, 000, 000	247, 111, 200	
1 0	3 0 年国債	95, 000, 000	95, 521, 550	
1 1	3 0 年国債	430, 000, 000	451, 224, 800	
1 2	3 0 年国債	520, 000, 000	561, 423, 200	
1 4	3 0 年国債	392, 000, 000	432, 023, 200	
1 6	3 0 年国債	205, 000, 000	227, 388, 050	
1 8	3 0 年国債	190, 000, 000	206, 980, 300	
1 9	3 0 年国債	170, 000, 000	184, 868, 200	
2 1	3 0 年国債	345, 000, 000	373, 676, 400	
2 2	3 0 年国債	315, 000, 000	347, 019, 750	
2 3	3 0 年国債	349, 000, 000	383, 701, 070	
2 4	3 0 年国債	340, 000, 000	373, 180, 600	
2 5	3 0 年国債	260, 000, 000	279, 286, 800	
2 6	3 0 年国債	253, 000, 000	273, 685, 280	
2 7	3 0 年国債	250, 000, 000	271, 922, 500	
2 8	3 0 年国債	96, 000, 000	103, 974, 720	
2 9	3 0 年国債	127, 000, 000	135, 315, 960	
3 0	3 0 年国債	142, 000, 000	148, 828, 780	
3 1	3 0 年国債	235, 000, 000	242, 024, 150	
3 2	3 0 年国債	360, 000, 000	373, 057, 200	
3 3	3 0 年国債	258, 000, 000	255, 438, 060	
3 4	3 0 年国債	87, 000, 000	87, 828, 240	
3 5	3 0 年国債	260, 000, 000	253, 723, 600	
3 6	3 0 年国債	90, 000, 000	87, 294, 600	
3 7	3 0 年国債	225, 000, 000	213, 666, 750	
3 8	3 0 年国債	220, 000, 000	204, 606, 600	

3 9	3 0 年国債	220, 000, 000	207, 255, 400	
4 0	3 0 年国債	260, 000, 000	240, 370, 000	
4 1	3 0 年国債	240, 000, 000	217, 627, 200	
4 2	3 0 年国債	280, 000, 000	252, 842, 800	
4 3	3 0 年国債	295, 000, 000	265, 780, 250	
4 4	3 0 年国債	310, 000, 000	278, 290, 100	
4 5	3 0 年国債	315, 000, 000	272, 011, 950	
4 6	3 0 年国債	315, 000, 000	270, 934, 650	
4 7	3 0 年国債	370, 000, 000	322, 947, 100	
4 8	3 0 年国債	300, 000, 000	251, 124, 000	
4 9	3 0 年国債	395, 000, 000	329, 252, 250	
5 0	3 0 年国債	375, 000, 000	274, 578, 750	
5 1	3 0 年国債	385, 000, 000	248, 598, 350	
5 2	3 0 年国債	293, 000, 000	197, 443, 910	
5 3	3 0 年国債	297, 000, 000	203, 759, 820	
5 4	3 0 年国債	235, 000, 000	168, 170, 700	
5 5	3 0 年国債	295, 000, 000	209, 960, 350	
5 6	3 0 年国債	590, 000, 000	417, 631, 500	
5 7	3 0 年国債	395, 000, 000	278, 080, 000	
5 8	3 0 年国債	410, 000, 000	287, 073, 800	
5 9	3 0 年国債	320, 000, 000	217, 289, 600	
6 0	3 0 年国債	330, 000, 000	234, 319, 800	
6 1	3 0 年国債	290, 000, 000	194, 552, 300	
6 2	3 0 年国債	275, 000, 000	173, 670, 750	
6 3	3 0 年国債	370, 000, 000	225, 537, 200	
6 4	3 0 年国債	285, 000, 000	172, 501, 950	
6 5	3 0 年国債	265, 000, 000	159, 270, 300	
6 6	3 0 年国債	360, 000, 000	214, 711, 200	
6 7	3 0 年国債	350, 000, 000	219, 884, 000	
6 8	3 0 年国債	670, 000, 000	417, 832, 100	
6 9	3 0 年国債	345, 000, 000	220, 154, 850	
7 0	3 0 年国債	380, 000, 000	240, 935, 200	
7 1	3 0 年国債	390, 000, 000	245, 676, 600	
7 2	3 0 年国債	370, 000, 000	231, 731, 000	
7 3	3 0 年国債	360, 000, 000	224, 326, 800	
7 4	3 0 年国債	380, 000, 000	257, 214, 400	
7 5	3 0 年国債	350, 000, 000	256, 119, 500	
7 6	3 0 年国債	410, 000, 000	306, 893, 200	
7 7	3 0 年国債	360, 000, 000	282, 495, 600	
7 8	3 0 年国債	590, 000, 000	438, 871, 500	
7 9	3 0 年国債	370, 000, 000	259, 958, 300	
8 0	3 0 年国債	360, 000, 000	294, 613, 200	

8 1	3 0 年国債	360,000,000	279,709,200	
8 2	3 0 年国債	360,000,000	293,317,200	
8 3	3 0 年国債	280,000,000	250,006,400	
8 4	3 0 年国債	550,000,000	478,989,500	
8 5	3 0 年国債	340,000,000	309,182,400	
9 5	2 0 年国債	305,000,000	316,364,300	
9 7	2 0 年国債	327,000,000	339,707,220	
9 9	2 0 年国債	153,000,000	159,078,690	
1 0 0	2 0 年国債	207,000,000	216,437,130	
1 0 1	2 0 年国債	355,000,000	373,229,250	
1 0 2	2 0 年国債	457,000,000	482,144,140	
1 0 5	2 0 年国債	370,000,000	387,882,100	
1 0 6	2 0 年国債	370,000,000	389,125,300	
1 0 7	2 0 年国債	378,000,000	397,278,000	
1 0 9	2 0 年国債	40,000,000	41,819,200	
1 1 1	2 0 年国債	386,000,000	409,102,100	
1 1 3	2 0 年国債	27,000,000	28,563,570	
1 1 4	2 0 年国債	163,000,000	172,796,300	
1 1 8	2 0 年国債	200,000,000	211,886,000	
1 1 9	2 0 年国債	295,000,000	309,519,900	
1 2 0	2 0 年国債	200,000,000	207,804,000	
1 2 1	2 0 年国債	55,000,000	58,119,600	
1 2 2	2 0 年国債	130,000,000	136,696,300	
1 2 3	2 0 年国債	70,000,000	74,904,900	
1 2 5	2 0 年国債	205,000,000	220,994,100	
1 2 6	2 0 年国債	180,000,000	191,953,800	
1 2 7	2 0 年国債	145,000,000	153,810,200	
1 2 8	2 0 年国債	65,000,000	69,028,050	
1 3 0	2 0 年国債	155,000,000	163,879,950	
1 3 1	2 0 年国債	80,000,000	84,070,400	
1 3 2	2 0 年国債	450,000,000	473,287,500	
1 3 3	2 0 年国債	190,000,000	201,031,400	
1 3 4	2 0 年国債	200,000,000	211,808,000	
1 3 5	2 0 年国債	155,000,000	163,139,050	
1 3 6	2 0 年国債	120,000,000	125,478,000	
1 3 7	2 0 年国債	185,000,000	194,718,050	
1 3 9	2 0 年国債	100,000,000	104,580,000	
1 4 0	2 0 年国債	220,000,000	231,534,600	
1 4 1	2 0 年国債	260,000,000	273,470,600	
1 4 2	2 0 年国債	240,000,000	254,241,600	
1 4 3	2 0 年国債	150,000,000	156,553,500	
1 4 4	2 0 年国債	170,000,000	176,114,900	

1 4 5	2 0 年国債	110, 000, 000	115, 429, 600	
1 4 6	2 0 年国債	195, 000, 000	204, 264, 450	
1 4 7	2 0 年国債	840, 000, 000	871, 214, 400	
1 4 8	2 0 年国債	459, 000, 000	470, 860, 560	
1 4 9	2 0 年国債	625, 000, 000	639, 706, 250	
1 5 0	2 0 年国債	691, 000, 000	699, 153, 800	
1 5 1	2 0 年国債	680, 000, 000	673, 567, 200	
1 5 2	2 0 年国債	620, 000, 000	612, 119, 800	
1 5 3	2 0 年国債	617, 000, 000	612, 588, 450	
1 5 4	2 0 年国債	600, 000, 000	587, 466, 000	
1 5 5	2 0 年国債	430, 000, 000	410, 770, 400	
1 5 6	2 0 年国債	710, 000, 000	632, 212, 400	
1 5 7	2 0 年国債	445, 000, 000	384, 453, 300	
1 5 8	2 0 年国債	430, 000, 000	382, 252, 800	
1 5 9	2 0 年国債	818, 000, 000	731, 005, 700	
1 6 0	2 0 年国債	505, 000, 000	453, 787, 950	
1 6 1	2 0 年国債	630, 000, 000	555, 578, 100	
1 6 2	2 0 年国債	700, 000, 000	613, 102, 000	
1 6 3	2 0 年国債	620, 000, 000	539, 555, 000	
1 6 4	2 0 年国債	535, 000, 000	456, 312, 200	
1 6 5	2 0 年国債	620, 000, 000	524, 904, 400	
1 6 6	2 0 年国債	545, 000, 000	470, 978, 100	
1 6 7	2 0 年国債	530, 000, 000	442, 454, 600	
1 6 8	2 0 年国債	580, 000, 000	473, 738, 200	
1 6 9	2 0 年国債	570, 000, 000	455, 150, 700	
1 7 0	2 0 年国債	555, 000, 000	439, 720, 950	
1 7 1	2 0 年国債	525, 000, 000	412, 697, 250	
1 7 2	2 0 年国債	560, 000, 000	443, 727, 200	
1 7 3	2 0 年国債	1, 015, 000, 000	798, 003, 150	
1 7 4	2 0 年国債	660, 000, 000	514, 819, 800	
1 7 5	2 0 年国債	615, 000, 000	484, 066, 500	
1 7 6	2 0 年国債	620, 000, 000	484, 251, 000	
1 7 7	2 0 年国債	700, 000, 000	533, 099, 000	
1 7 8	2 0 年国債	630, 000, 000	484, 929, 900	
1 7 9	2 0 年国債	680, 000, 000	519, 894, 000	
1 8 0	2 0 年国債	540, 000, 000	432, 864, 000	
1 8 1	2 0 年国債	590, 000, 000	478, 554, 900	
1 8 2	2 0 年国債	930, 000, 000	776, 633, 700	
1 8 3	2 0 年国債	550, 000, 000	481, 123, 500	
1 8 4	2 0 年国債	570, 000, 000	471, 789, 000	
1 8 5	2 0 年国債	610, 000, 000	502, 621, 700	
1 8 6	2 0 年国債	480, 000, 000	422, 361, 600	

	1 8 7 2 0 年国債	480,000,000	406,387,200	
	1 8 8 2 0 年国債	490,000,000	435,291,500	
	1 8 9 2 0 年国債	620,000,000	577,381,200	
	1 9 0 2 0 年国債	410,000,000	374,420,200	
	1 9 1 2 0 年国債	510,000,000	480,159,900	
	国債証券 小計		106,856,796,320	
地方債証券	7 5 5 東京都公債	400,000,000	398,061,200	
	1 東京都 3 0 年	100,000,000	107,960,700	
	8 東京都 3 0 年	400,000,000	411,611,200	
	1 3 東京都 3 0 年	500,000,000	471,989,000	
	3 0 - 8 北海道公債	200,000,000	196,281,800	
	3 0 - 1 8 北海道公債	200,000,000	194,671,800	
	2 2 6 神奈川県公債	200,000,000	198,048,000	
	7 神奈川県 2 0 年	100,000,000	102,898,700	
	1 3 神奈川県 2 0 年	100,000,000	105,946,100	
	8 9 神奈川県 5 年	200,000,000	198,160,600	
	4 8 4 大阪府公債	200,000,000	194,121,600	
	1 大阪府 2 0 年	200,000,000	211,234,600	
	1 7 9 大阪府 5 年	100,000,000	99,562,900	
	1 9 3 大阪府 5 年	300,000,000	295,878,900	
	2 9 - 4 京都府公債	100,000,000	98,857,300	
	4 兵庫県公債 1 5 年	100,000,000	101,542,500	
	5 兵庫県公債 1 5 年	300,000,000	304,971,600	
	1 0 兵庫県公債 2 0 年	100,000,000	106,200,200	
	2 7 - 8 静岡県公債	100,000,000	99,993,400	
	7 静岡県 3 0 年	100,000,000	93,834,800	
	1 静岡県 2 0 年	100,000,000	100,719,900	
	2 2 - 8 愛知県 2 0 年	200,000,000	209,662,400	
	2 7 - 1 6 愛知県公債	400,000,000	399,790,000	
	2 - 1 0 愛知県公債	100,000,000	95,647,500	
	2 7 - 7 埼玉県公債	300,000,000	299,871,900	
	2 埼玉県公債	300,000,000	288,932,700	
	5 埼玉県 2 0 年	100,000,000	104,626,500	
	1 - 1 福岡県公債	200,000,000	193,151,400	
	1 - 3 福岡県 3 0 年	100,000,000	60,184,300	
	2 7 - 4 千葉県公債	100,000,000	100,026,100	
	2 8 - 1 千葉県公債	100,000,000	99,412,300	
	1 - 9 千葉県公債	200,000,000	191,384,000	
	9 千葉県 2 0 年	200,000,000	209,252,400	
	1 4 8 共同発行地方	350,000,000	350,057,400	
	1 5 5 共同発行地方	100,000,000	99,702,000	
	1 7 0 共同発行地方	400,000,000	395,546,800	

	1 7 2 共同発行地方	500,000,000	494,479,000	
	1 7 9 共同発行地方	100,000,000	98,571,700	
	1 8 3 共同発行地方	600,000,000	589,127,400	
	1 8 4 共同発行地方	300,000,000	294,055,200	
	1 9 9 共同発行地方	100,000,000	96,236,300	
	1 7 大阪市 2 0 年	100,000,000	104,291,600	
	4 9 4 名古屋市債	200,000,000	199,916,600	
	3 3 名古屋市 5 年	300,000,000	296,678,400	
	5 名古屋市 2 0 年	100,000,000	102,352,400	
	1 京都市 3 0 年	100,000,000	107,854,100	
	7 京都市 2 0 年	100,000,000	105,350,900	
	6－1 神戸市 5 年	200,000,000	197,056,600	
	7 横浜市 2 0 年	100,000,000	101,045,300	
	9 横浜市 2 0 年	100,000,000	102,038,500	
	1 4 横浜市 2 0 年	100,000,000	104,546,700	
	2 7－5 札幌市公債	100,000,000	99,983,500	
	2－7 札幌市公債	100,000,000	95,270,200	
	3－3 札幌市公債	100,000,000	94,636,000	
	9 4 川崎市公債	100,000,000	94,311,200	
	6－1 北九州市 5 年	100,000,000	98,689,400	
	1 4 北九州市 2 0 年	200,000,000	208,904,400	
	2 0 1 9－1 0 福岡市公	100,000,000	95,680,300	
	2 0 2 0－9 福岡市 5 年	100,000,000	99,641,300	
	1－2 岡山県公債	100,000,000	96,321,500	
	地方債証券 小計		11,166,833,000	
特殊債券	4 7 日本政策投資 C O	100,000,000	100,349,000	
	1 2 4 日本政策投資	100,000,000	95,880,500	
	3 6 日本政策投資 B	100,000,000	103,061,300	
	1 8 道路機構	100,000,000	102,451,200	
	2 2 道路機構	300,000,000	296,635,500	
	2 7 道路機構	100,000,000	103,890,600	
	3 7 道路機構	300,000,000	314,892,300	
	4 7 道路機構	200,000,000	211,870,600	
	1 3 5 道路機構	200,000,000	200,185,200	
	7 4 政保道路機構	100,000,000	104,176,600	
	7 9 政保道路機構	200,000,000	210,271,200	
	8 1 政保道路機構	200,000,000	210,433,600	
	8 8 政保道路機構	100,000,000	103,038,700	
	9 0 政保道路機構	500,000,000	527,340,500	
	9 9 政保道路機構	100,000,000	106,211,200	
	1 2 7 政保道路機構	200,000,000	212,060,200	
	1 7 6 政保道路機構	100,000,000	104,170,800	

1 9 6	政保道路機構	100,000,000	104,768,700	
2 0 5	政保道路機構	100,000,000	102,460,000	
2 1 0	政保道路機構	200,000,000	204,660,400	
2 8 8	政保道路機構	189,000,000	187,377,246	
9	道路債券	100,000,000	112,191,800	
2	地方公營 20 年	100,000,000	105,474,500	
4	地方公共団 20 年	100,000,000	105,295,000	
1 8	地方公共団 20	300,000,000	313,742,400	
F 9 6	地方公共団体	100,000,000	101,422,900	
F 1 4 3	地方公共団体	100,000,000	101,347,000	
F 2 2 8	地方公共団体	200,000,000	202,932,800	
7 6	政保地方公共団	300,000,000	299,977,800	
8 5	地方公共団体	100,000,000	99,287,000	
1 0 1	地方公共団体	100,000,000	98,635,300	
1 0 6	地方公共団体	200,000,000	196,556,600	
2 9	地方公共団 5 年	300,000,000	297,357,900	
1 5	公營企業 20 年	100,000,000	100,701,200	
1 7	公營企業 20 年	100,000,000	101,636,900	
2 0	公營企業 20 年	100,000,000	102,858,000	
2 2	公營企業 20 年	100,000,000	103,331,400	
2 4	公營企業 20 年	200,000,000	208,803,600	
8 9	都市再生	100,000,000	100,801,300	
9 3	都市再生	100,000,000	100,761,600	
1 1 7	都市再生	100,000,000	98,843,100	
3 3	政保中部空港	200,000,000	197,459,800	
2 3 9	政保預金保険	600,000,000	598,434,000	
5 2	住宅支援機構	100,000,000	105,068,600	
9 3	住宅支援機構	100,000,000	101,368,200	
1 2 4	住宅支援機構	100,000,000	101,698,700	
1 3 0	住宅支援機構	200,000,000	208,509,400	
2 2 6	住宅支援機構	100,000,000	98,548,700	
2 6 3	住宅支援機構	100,000,000	62,924,700	
1 9	住宅機構 R M B S	11,430,000	11,638,026	
2 4	住宅機構 R M B S	23,142,000	23,621,039	
2 6	住宅機構 R M B S	36,549,000	37,378,662	
2 7	住宅機構 R M B S	12,925,000	13,248,125	
2 8	住宅機構 R M B S	15,188,000	15,648,196	
2 9	住宅機構 R M B S	16,305,000	16,820,238	
3 0	住宅機構 R M B S	16,058,000	16,560,615	
3 2	住宅機構 R M B S	31,446,000	32,276,174	
3 5	住宅機構 R M B S	16,169,000	16,621,732	
3 6	住宅機構 R M B S	15,184,000	15,554,489	

	4 3 住宅機構RMB S	19,889,000	20,290,757	
	4 6 住宅機構RMB S	15,302,000	15,693,731	
	4 8 住宅機構RMB S	29,162,000	29,923,128	
	4 9 住宅機構RMB S	14,930,000	15,274,883	
	5 1 住宅機構RMB S	32,572,000	33,252,754	
	5 5 住宅機構RMB S	43,564,000	44,056,273	
	5 7 住宅機構RMB S	20,874,000	21,143,274	
	5 8 住宅機構RMB S	23,412,000	23,622,708	
	5 9 住宅機構RMB S	44,634,000	45,165,144	
	6 0 住宅機構RMB S	67,395,000	67,886,983	
	6 1 住宅機構RMB S	22,731,000	22,794,646	
	6 7 住宅機構RMB S	29,428,000	28,977,751	
	6 9 住宅機構RMB S	61,832,000	61,442,458	
	7 0 住宅機構RMB S	53,238,000	53,179,438	
	7 3 住宅機構RMB S	30,266,000	30,144,936	
	9 9 住宅機構RMB S	48,222,000	46,037,543	
	1 2 3 住宅機構RMB S	64,915,000	59,137,565	
	1 2 4 住宅機構RMB S	64,377,000	58,454,316	
	1 2 5 住宅機構RMB S	64,109,000	58,204,561	
	1 2 7 住宅機構RMB S	66,677,000	60,236,001	
	1 2 8 住宅機構RMB S	65,013,000	58,901,778	
	1 2 9 住宅機構RMB S	67,075,000	60,763,242	
	1 3 7 住宅機構RMB S	69,100,000	62,390,390	
	1 6 7 住宅機構RMB S	80,825,000	71,497,795	
	1 8 3 住宅機構RMB S	173,104,000	153,058,556	
	1 8 6 住宅機構RMB S	88,935,000	80,041,500	
	1 9 8 住宅機構RMB S	185,264,000	172,925,416	
	8 5 中日本高速道	300,000,000	299,195,700	
	特殊債券 小計		10,085,216,069	
社債券	8 6 東日本高速道	200,000,000	197,617,600	
	1 1 4 東日本高速道	100,000,000	99,206,300	
	1 0 7 中日本高速道	300,000,000	297,495,600	
	8 4 西日本高速道	200,000,000	197,190,200	
	8 7 西日本高速道	200,000,000	198,259,800	
	2 6 大林組	100,000,000	97,568,400	
	1 3 大和ハウス	100,000,000	98,866,800	
	1 7 アサヒグループHD	200,000,000	197,750,400	
	3 0 東レ	100,000,000	98,893,900	
	1 2 旭化成	200,000,000	193,182,200	
	2 4 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	98,400,700	
	2 1 富士フイルムホールデイ	100,000,000	99,276,700	
	3 2 住友電工	100,000,000	97,625,600	

1 6	小松製作所	100,000,000	98,146,500	
2 2	日立製作所	100,000,000	98,448,400	
9	TDK	100,000,000	97,272,500	
6 3	三井物産	100,000,000	103,068,400	
8	みずほコーポレート	100,000,000	103,780,900	
8	住友信託 劣後	100,000,000	102,650,600	
3 1	三井住友TB	300,000,000	297,578,700	
9	みずほ銀行劣後	100,000,000	102,769,900	
1 7	NTTファイナンス	200,000,000	196,857,600	
1 8	NTTファイナンス	200,000,000	191,670,400	
1 0 1	トヨタファイナンス	200,000,000	197,578,800	
2 0 7	オリックス	200,000,000	197,431,800	
2	三菱HCキャピタル	200,000,000	197,259,200	
5 8	三菱地所	100,000,000	111,033,200	
1 3 5	三菱地所	200,000,000	188,895,200	
1 0	東急	100,000,000	93,784,400	
3 8	京王電鉄	100,000,000	98,586,300	
1 1 0	東日本旅客鉄	100,000,000	85,910,700	
1 6 9	東日本旅客鉄	200,000,000	188,377,600	
2 6	西日本旅客鉄	100,000,000	105,742,600	
6 0	西日本旅客鉄	200,000,000	191,829,200	
4 1	東海旅客鉄道	100,000,000	104,556,900	
4 2	東海旅客鉄道	100,000,000	105,303,600	
4 5	東京地下鉄	200,000,000	190,754,400	
6 4	阪急阪神HLDG	100,000,000	98,906,300	
1 5	九州旅客鉄道	200,000,000	197,433,200	
3 1	KDDI	200,000,000	197,850,000	
5 4 6	中部電力	200,000,000	188,482,400	
5 5 3	中部電力	200,000,000	197,914,800	
5 5 0	関西電力	300,000,000	297,074,700	
5 6 0	関西電力	200,000,000	196,824,200	
5 0 8	東北電力	200,000,000	195,582,000	
5 4 7	東北電力	100,000,000	97,785,000	
4 9 6	九州電力	300,000,000	282,219,000	
5 6	東京電力PG	200,000,000	199,603,000	
6 6	東京電力PG	100,000,000	95,553,400	
4 1	大阪瓦斯	200,000,000	189,315,800	
7	ファーストリテイリング	100,000,000	98,301,000	
	社債券 小計		7,953,466,800	
合 計			136,062,312,189	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)	
(2025年4月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	5,687,673,462
金銭信託	40,838,443
コール・ローン	4,551,672,351
株式	804,223,014,523
投資証券	15,707,710,799
派生商品評価勘定	52,393,972
未収入金	50,034,260
未収配当金	942,036,909
差入委託証拠金	5,506,051,797
流動資産合計	836,761,426,516
資産合計	836,761,426,516
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	746,627,198
未払解約金	802,213,263
流動負債合計	1,548,840,461
負債合計	1,548,840,461
純資産の部	
元本等	
元本	96,716,939,170
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	738,495,646,885
元本等合計	835,212,586,055
純資産合計	835,212,586,055
負債純資産合計	836,761,426,516

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の

	最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	96,716,939,170 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 8.6356 円 (1 万口当たりの純資産額 86,356 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま

	す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該

	帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN25	12,710,381,308	－	12,239,191,489	△471,189,819
	SPI 200 FUTURES JUN25	444,974,063	－	431,497,375	△13,476,688
	FTSE 100 IDX FUT JUN25	582,251,250	－	552,606,563	△29,644,687
	EURO STOXX 50 JUN25	2,125,646,051	－	1,951,150,886	△174,495,165
	小計	15,863,252,672	－	15,174,446,313	△688,806,359
合 計		15,863,252,672	－	15,174,446,313	△688,806,359

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	3,344,230,106	－	3,336,843,938	△7,386,168
	カナダ・ドル	129,305,578	－	129,743,391	437,813
	オーストラリア・ドル	53,651,082	－	54,246,641	595,559
	スイス・フラン	112,260,480	－	112,160,448	△100,032
	ユーロ	512,558,174	－	513,624,021	1,065,847
小計		4,152,005,420	－	4,146,618,439	△5,386,981

	売建				
	オーストラリア・ドル	44,513,846	-	44,514,685	△839
	イギリス・ポンド	85,282,925	-	85,292,161	△9,236
	スイス・フラン	54,493,420	-	54,502,967	△9,547
	ユーロ	240,451,383	-	240,471,645	△20,262
	小計	424,741,574	-	424,781,458	△39,884
	合 計	4,576,746,994	-	4,571,399,897	△5,426,865

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 16 日
至 2025 年 4 月 14 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	86,028,877,355 円
同期中における追加設定元本額	18,914,749,537 円
同期中における一部解約元本額	8,226,687,722 円
2025 年 4 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	48,354,354,242 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	248,565,143 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	964,663,425 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	771,649,909 円

SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	26,693,411 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	657,918 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	2,458,990 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	8,558,065 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	28,985,667 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	39,544,073 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	88,358,450 円
外国株式指数ファンド	1,286,213,608 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	26,504,548,004 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	29,743,224 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	66,972,179 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	40,008,747 円
イオン・バランス戦略ファンド	8,762,796 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	42,901,177 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	159,718,006 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	154,130,417 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	622,911,258 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	387,918,821 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	577,203,653 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	84,078,510 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	3,858,687,741 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	11,255,386 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	61,768,937 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	65,304,380 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	10,506,653 円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	3,318,258,627 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	158,372,068 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	3,879,050,595 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	226,565,735 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	21,355,675 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	14,668,231 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	15,409,836 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	11,003,557 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	8,766,870 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	232,804 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	6,868,018 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	39,974,066 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	37,760,954 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	14,655,001 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	492,411 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,479,791 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,426,829 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	3,262,844 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	6,676,395 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	104,784 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	198,181,991 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,625,009 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	7,334,511 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	179,159,633 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	392,044,222 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	1,809,135,898 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	6,010,754 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	28,743,672 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	298,247,989 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	21,735,750 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	48,353,362 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	259,996,587 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	158,557,910 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	343,370,903 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	151,131,558 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	33,437,211 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	3,366,872 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	3,033,356 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	3,215,998 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	7,824,905 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	27,904,070 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	60,421,981 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	24,148,863 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	103,099,291 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	35,864,428 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA＜適格機関投資家限定＞	154,502,170 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	18,416,031 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	11,607,900 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	17,761,571 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	34,196,893 円
合 計	96,716,939,170 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES CO	87,866	37.930	3,332,757.38	
	CHENIERE ENERGY INC	21,482	220.310	4,732,699.42	
	CHEVRON CORP	159,365	135.630	21,614,674.95	

CONOCOPHILLIPS	121,258	86.390	10,475,478.62	
COTERRA ENERGY INC	73,375	25.160	1,846,115.00	
DEVON ENERGY CORP	54,844	28.230	1,548,246.12	
DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	129.010	2,260,255.20	
EOG RESOURCES INC	53,473	108.540	5,803,959.42	
EQT CORP	55,692	49.650	2,765,107.80	
EXPAND ENERGY CORP	17,398	103.420	1,799,301.16	
EXXON MOBIL CORP	408,498	103.140	42,132,483.72	
HALLIBURTON CO	76,654	21.070	1,615,099.78	
HESS CORP	26,211	128.500	3,368,113.50	
KINDER MORGAN INC	186,585	26.470	4,938,904.95	
MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	123.430	3,756,098.33	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	65,377	37.670	2,462,751.59	
ONEOK INC	56,852	82.560	4,693,701.12	
OVINTIV INC	23,075	32.780	756,398.50	
PHILLIPS 66	39,040	97.380	3,801,715.20	
SCHLUMBERGER LTD	132,013	33.960	4,483,161.48	
TARGA RESOURCES CORP	18,523	163.560	3,029,621.88	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,661	1,236.100	2,053,162.10	
VALERO ENERGY CORP	27,819	110.700	3,079,563.30	
WILLIAMS COS INC	112,855	56.390	6,363,893.45	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	20,558	269.010	5,530,307.58	
ALBEMARLE CORP	11,981	56.670	678,963.27	
AMCOR PLC	122,899	9.330	1,146,647.67	
AVERY DENNISON CORP	6,759	169.680	1,146,867.12	
BALL CORP	28,423	48.090	1,366,862.07	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	72.000	1,318,680.00	
CORTEVA INC	66,394	59.280	3,935,836.32	
CRH PLC	63,238	84.740	5,358,788.12	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	83.840	789,185.92	
DOW INC	68,728	28.430	1,953,937.04	
DUPONT DE NEMOURS INC	38,827	58.890	2,286,522.03	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	78.350	745,656.95	
ECOLAB INC	23,028	235.320	5,418,948.96	
FREEPORT-MCMORAN INC	131,805	33.350	4,395,696.75	
INTERNATIONAL PAPER CO	45,665	46.840	2,138,948.60	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	73.170	1,831,006.08	
LINDE PLC	44,172	441.830	19,516,514.76	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	56.890	1,260,966.85	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,394	491.690	2,652,175.86	
NEWMONT CORP	110,099	54.970	6,052,142.03	
NUCOR CORP	20,787	111.240	2,312,345.88	

PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	188.940	1,619,026.86	
PPG INDUSTRIES INC	21,291	100.730	2,144,642.43	
RELIANCE INC	5,040	279.550	1,408,932.00	
RPM INTERNATIONAL INC	13,006	104.370	1,357,436.22	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	22,475	336.770	7,568,905.75	
SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	40.800	1,918,783.20	
STEEL DYNAMICS INC	12,713	120.410	1,530,772.33	
VULCAN MATERIALS CO	12,521	242.300	3,033,838.30	
WESTLAKE CORP	4,430	89.740	397,548.20	
3M CO	50,826	135.950	6,909,794.70	
AECOM	13,635	93.710	1,277,735.85	
AERCAP HOLDINGS NV	18,294	91.980	1,682,682.12	
ALLEGION PLC	6,843	125.150	856,401.45	
AMETEK INC	20,578	158.950	3,270,873.10	
AXON ENTERPRISE INC	6,576	567.980	3,735,036.48	
BOEING CO/THE	70,597	156.840	11,072,433.48	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	120.900	1,184,940.90	
CARLISLE COS INC	4,354	347.600	1,513,450.40	
CARRIER GLOBAL CORP	72,815	59.260	4,315,016.90	
CATERPILLAR INC	45,403	293.450	13,323,510.35	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	11.540	1,010,453.94	
CUMMINS INC	12,497	285.880	3,572,642.36	
DEERE & CO	23,649	459.130	10,857,965.37	
DOVER CORP	12,242	162.110	1,984,550.62	
EATON CORP PLC	36,320	277.530	10,079,889.60	
EMCOR GROUP INC	4,293	383.730	1,647,352.89	
EMERSON ELECTRIC CO	52,927	100.490	5,318,634.23	
FASTENAL CO	52,052	80.640	4,197,473.28	
FERGUSON ENTERPRISES INC	18,035	164.730	2,970,905.55	
FORTIVE CORP	34,421	64.980	2,236,676.58	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	51.870	552,311.76	
GE VERNOVA INC	25,628	321.430	8,237,608.04	
GENERAL DYNAMICS CORP	22,471	276.650	6,216,602.15	
GENERAL ELECTRIC	101,480	181.670	18,435,871.60	
GRACO INC	15,068	79.710	1,201,070.28	
HEICO CORP	4,483	249.970	1,120,615.51	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	199.630	1,316,160.59	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	61,301	198.550	12,171,313.55	
HOWMET AEROSPACE INC	36,463	125.670	4,582,305.21	
HUBBELL INC	4,737	353.430	1,674,197.91	
IDEX CORP	6,048	168.510	1,019,148.48	
ILLINOIS TOOL WORKS	27,919	232.320	6,486,142.08	

INGERSOLL-RAND INC	38,066	73.000	2,778,818.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	16,600	39.450	654,870.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	63,476	77.720	4,933,354.72	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	222.030	3,956,796.63	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	554.420	1,524,655.00	
LOCKHEED MARTIN CORP	20,024	474.900	9,509,397.60	
MASCO CORP	19,187	61.940	1,188,442.78	
NORDSON CORP	5,282	185.560	980,127.92	
NORTHROP GRUMMAN CORP	13,101	533.990	6,995,802.99	
OTIS WORLDWIDE CORP	35,270	97.090	3,424,364.30	
OWENS CORNING	7,597	139.020	1,056,134.94	
PACCAR INC	47,203	90.470	4,270,455.41	
PARKER HANNIFIN CORP	12,065	565.370	6,821,189.05	
PENTAIR PLC	15,664	82.190	1,287,424.16	
QUANTA SERVICES INC	13,102	269.570	3,531,906.14	
ROCKWELL AUTOMATION INC	9,863	229.380	2,262,374.94	
RTX CORP	125,134	128.260	16,049,686.84	
SMITH (A.O.) CORP	10,652	64.500	687,054.00	
SNAP-ON INC	5,235	336.170	1,759,849.95	
STANLEY BLACK & DECKER INC	12,917	59.010	762,232.17	
TEXTRON INC	14,870	65.680	976,661.60	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	21,148	345.810	7,313,189.88	
TRANSDIGM GROUP INC	5,366	1,313.090	7,046,040.94	
UNITED RENTALS INC	6,163	582.900	3,592,412.70	
VERTIV HOLDINGS CO-A	32,504	69.610	2,262,603.44	
WABTEC CORP	15,150	171.750	2,602,012.50	
WATSCO INC	3,112	508.930	1,583,790.16	
WW GRAINGER INC	4,106	994.000	4,081,364.00	
XYLEM INC	22,408	109.060	2,443,816.48	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	37,993	299.540	11,380,423.22	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	108.780	1,157,092.86	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	10,783	231.600	2,497,342.80	
CINTAS CORP	33,480	206.040	6,898,219.20	
COPART INC	80,906	59.840	4,841,415.04	
DAYFORCE INC	16,385	55.090	902,649.65	
EQUIFAX INC	12,025	220.240	2,648,386.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	116.540	1,211,200.22	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	141.880	1,617,857.64	
PAYCHEX INC	30,408	146.750	4,462,374.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	215.720	1,170,712.44	
REPUBLIC SERVICES INC	19,598	243.920	4,780,344.16	
ROLLINS INC	25,137	55.220	1,388,065.14	

SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	76.070	1,469,215.98	
TRANSUNION	18,291	72.440	1,325,000.04	
VERALTO CORP	22,013	89.620	1,972,805.06	
VERISK ANALYTICS INC	12,690	291.880	3,703,957.20	
WASTE CONNECTIONS INC	24,689	194.700	4,806,948.30	
WASTE MANAGEMENT INC	37,648	229.380	8,635,698.24	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	12,525	91.260	1,143,031.50	
CSX CORP	179,500	28.010	5,027,795.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	40.880	580,168.96	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	110.150	1,458,055.55	
FEDEX CORP	20,814	207.770	4,324,524.78	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	216,253	4.050	875,824.65	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	8,550	132.880	1,136,124.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	21,798	218.310	4,758,721.38	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	152.230	2,766,019.10	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	26.190	368,152.83	
UBER TECHNOLOGIES INC	178,546	72.280	12,905,304.88	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	53.850	315,022.50	
UNION PACIFIC CORP	56,606	218.590	12,373,505.54	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	8,414	65.600	551,958.40	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	68,522	97.080	6,652,115.76	
APTIV PLC	23,575	47.920	1,129,714.00	
FORD MOTOR CO	367,930	9.330	3,432,786.90	
GENERAL MOTORS CO	99,425	43.630	4,337,912.75	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	11.470	826,665.84	
TESLA INC	269,036	252.310	67,880,473.16	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	109.050	1,452,546.00	
DR HORTON INC	26,159	119.780	3,133,325.02	
GARMIN LTD	13,282	189.780	2,520,657.96	
LENNAR CORP-A	21,335	105.240	2,245,295.40	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	261.030	2,685,215.61	
NIKE INC -CL B	111,643	54.390	6,072,262.77	
NVR INC	297	7,203.300	2,139,380.10	
PULTEGROUP INC	17,535	94.530	1,657,583.55	
AIRBNB INC-CLASS A	41,722	114.540	4,778,837.88	
BOOKING HOLDINGS INC	3,053	4,586.530	14,002,676.09	
CARNIVAL CORP	100,720	17.640	1,776,700.80	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	49.760	6,279,214.40	
DARDEN RESTAURANTS INC	11,771	194.470	2,289,106.37	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	462.170	1,328,738.75	
DOORDASH INC - A	32,664	180.490	5,895,525.36	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	34.220	1,311,447.28	

EXPEDIA GROUP INC	12,455	150.530	1,874,851.15	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	15,951	231.760	3,696,803.76	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	23,335	212.410	4,956,587.35	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	112.530	379,338.63	
LAS VEGAS SANDS CORP	35,621	32.090	1,143,077.89	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	22,599	225.220	5,089,746.78	
MCDONALD'S CORP	67,194	309.900	20,823,420.60	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	29.350	651,511.30	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	23,729	192.010	4,556,205.29	
STARBUCKS CORP	105,735	85.430	9,032,941.05	
WYNN RESORTS LTD	7,730	73.190	565,758.70	
YUM! BRANDS INC	25,236	145.000	3,659,220.00	
AMAZON.COM INC	880,017	184.870	162,688,742.79	
AUTOZONE INC	1,622	3,659.600	5,935,871.20	
BEST BUY CO INC	19,353	60.430	1,169,501.79	
BURLINGTON STORES INC	6,047	241.050	1,457,629.35	
CARMAX INC	14,212	68.360	971,532.32	
CARVANA CO	9,993	206.200	2,060,556.60	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	185.930	819,207.58	
EBAY INC	46,827	64.580	3,024,087.66	
GENUINE PARTS CO	12,304	115.250	1,418,036.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	10,267	33.710	346,100.57	
HOME DEPOT INC	92,765	353.860	32,825,822.90	
LKQ CORP	24,732	42.010	1,038,991.32	
LOWE'S COS INC	51,731	220.350	11,398,925.85	
MERCADOLIBRE INC	4,194	1,996.950	8,375,208.30	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,267	1,389.790	7,320,023.93	
POOL CORP	3,252	311.270	1,012,250.04	
ROSS STORES INC	29,519	141.510	4,177,233.69	
TJX COMPANIES INC	104,854	128.150	13,437,040.10	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	46,885	51.670	2,422,547.95	
ULTA BEAUTY INC	4,748	361.460	1,716,212.08	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	148.250	1,623,634.00	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	21.190	676,109.33	
COSTCO WHOLESALE CORP	41,237	963.410	39,728,138.17	
DOLLAR GENERAL CORP	18,277	89.040	1,627,384.08	
DOLLAR TREE INC	21,255	72.110	1,532,698.05	
KROGER CO	62,609	68.220	4,271,185.98	
SYSCO CORP	44,624	70.430	3,142,868.32	
TARGET CORP	41,397	92.780	3,840,813.66	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	10.780	569,270.24	
WALMART INC	412,421	92.800	38,272,668.80	

ALTRIA GROUP INC	159,964	56.650	9,061,960.60	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	45.840	1,938,527.76	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	34.310	636,381.88	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	76.300	941,770.90	
COCA-COLA CO/THE	378,121	71.430	27,009,183.03	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	19,969	86.600	1,729,315.40	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	25.980	1,031,977.56	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	15,993	185.630	2,968,780.59	
GENERAL MILLS INC	52,744	57.970	3,057,569.68	
HERSHEY CO/THE	12,733	165.650	2,109,221.45	
HORMEL FOODS CORP	25,536	30.310	773,996.16	
JM SMUCKER CO/THE	11,618	115.940	1,346,990.92	
KELLANOVA	25,249	82.290	2,077,740.21	
KEURIG DR PEPPER INC	106,561	35.160	3,746,684.76	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	29.330	2,414,826.89	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	75.980	1,672,243.82	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	60.690	997,318.77	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	125,639	67.050	8,424,094.95	
MONSTER BEVERAGE CORP	71,420	58.150	4,153,073.00	
PEPSICO INC	126,961	144.430	18,336,977.23	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	145,610	153.890	22,407,922.90	
THE CAMPBELL'S COMPANY	21,338	38.140	813,831.32	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	60.540	1,543,588.38	
CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	104.350	2,472,468.90	
CLOROX COMPANY	10,423	141.440	1,474,229.12	
COLGATE-PALMOLIVE CO	74,201	94.000	6,974,894.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	55.230	1,062,680.43	
KENVUE INC	175,284	22.090	3,872,023.56	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	139.760	4,420,049.76	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	219,881	166.910	36,700,337.71	
ABBOTT LABORATORIES	161,127	126.880	20,443,793.76	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	164.140	936,090.42	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	27.840	1,433,398.08	
BECTON DICKINSON AND CO	27,772	201.780	5,603,834.16	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	138,777	93.670	12,999,241.59	
CARDINAL HEALTH INC	20,986	131.770	2,765,325.22	
CENCORA INC	15,601	284.330	4,435,832.33	
CENTENE CORP	48,406	63.860	3,091,207.16	
COOPER COS INC/THE	17,340	77.460	1,343,156.40	
CVS HEALTH CORP	119,601	69.510	8,313,465.51	
DAVITA INC	4,138	155.510	643,500.38	
DEXCOM INC	38,418	66.140	2,540,966.52	

EDWARDS LIFESCIENCES CORP	57,871	69.400	4,016,247.40	
ELEVANCE HEALTH INC	21,328	439.810	9,380,267.68	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	44,527	62.810	2,796,740.87	
HCA HEALTHCARE INC	17,979	333.370	5,993,659.23	
HOLOGIC INC	19,730	57.850	1,141,380.50	
HUMANA INC	10,475	295.040	3,090,544.00	
IDEXX LABORATORIES INC	7,376	390.940	2,883,573.44	
INSULET CORP	6,832	253.990	1,735,259.68	
INTUITIVE SURGICAL INC	33,088	493.600	16,332,236.80	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	221.460	1,750,198.38	
MCKESSON CORP	11,625	689.360	8,013,810.00	
MEDTRONIC PLC	117,578	82.900	9,747,216.20	
MOLINA HEALTHCARE INC	5,999	345.000	2,069,655.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	163.990	1,582,011.53	
RESMED INC	14,203	213.990	3,039,299.97	
SOLVENTUM CORP	15,984	66.190	1,057,980.96	
STERIS PLC	9,126	221.090	2,017,667.34	
STRYKER CORP	31,341	350.280	10,978,125.48	
THE CIGNA GROUP	26,262	330.190	8,671,449.78	
UNITEDHEALTH GROUP INC	85,492	599.470	51,249,889.24	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	175.410	1,014,746.85	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,171	218.000	3,089,278.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	102.350	1,864,714.65	
ABBVIE INC	165,094	175.050	28,899,704.70	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	25,379	102.710	2,606,677.09	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,470	237.770	2,964,991.90	
AMGEN INC	50,553	285.980	14,457,146.94	
AVANTOR INC	56,039	15.220	852,913.58	
BIOGEN INC	12,779	115.170	1,471,757.43	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,017	56.820	1,023,725.94	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	245.800	424,742.40	
BIO-TECHNE CORP	13,296	50.720	674,373.12	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	189,034	50.710	9,585,914.14	
DANAHER CORP	59,282	188.730	11,188,291.86	
ELI LILLY & CO	74,961	732.410	54,902,186.01	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	44.450	603,186.50	
GILEAD SCIENCES INC	116,081	103.630	12,029,474.03	
ILLUMINA INC	14,966	74.780	1,119,157.48	
INCYTE CORP	15,899	56.870	904,176.13	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	145.550	2,520,780.45	
JOHNSON & JOHNSON	223,662	151.730	33,936,235.26	
MERCK & CO. INC.	234,182	79.180	18,542,530.76	

METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2, 098	1, 041. 900	2, 185, 906. 20	
MODERNA INC	27, 369	26. 200	717, 067. 80	
NATERA INC	12, 829	148. 040	1, 899, 205. 16	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8, 744	90. 870	794, 567. 28	
PFIZER INC	533, 607	21. 910	11, 691, 329. 37	
REGENERON PHARMACEUTICALS	10, 206	554. 180	5, 655, 961. 08	
REVVITY INC	10, 411	94. 860	987, 587. 46	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	41, 090	31. 950	1, 312, 825. 50	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	115, 351	13. 460	1, 552, 624. 46	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	35, 533	438. 150	15, 568, 783. 95	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3, 537	281. 160	994, 462. 92	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	23, 625	484. 220	11, 439, 697. 50	
VIATRIS INC	99, 736	7. 540	752, 009. 44	
WATERS CORP	5, 084	325. 220	1, 653, 418. 48	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6, 204	210. 700	1, 307, 182. 80	
ZOETIS INC	40, 634	149. 440	6, 072, 344. 96	
BANK OF AMERICA CORP	640, 301	35. 950	23, 018, 820. 95	
CITIGROUP INC	174, 352	61. 640	10, 747, 057. 28	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	44, 955	34. 820	1, 565, 333. 10	
FIFTH THIRD BANCORP	58, 586	33. 840	1, 982, 550. 24	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	1, 657. 490	1, 400, 579. 05	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	128, 600	12. 890	1, 657, 654. 00	
JPMORGAN CHASE & CO	261, 379	236. 200	61, 737, 719. 80	
KEYCORP	84, 828	13. 730	1, 164, 688. 44	
M & T BANK CORP	14, 423	157. 950	2, 278, 112. 85	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	37, 362	151. 990	5, 678, 650. 38	
REGIONS FINANCIAL CORP	79, 089	18. 970	1, 500, 318. 33	
TRUIST FINANCIAL CORP	120, 377	35. 390	4, 260, 142. 03	
US BANCORP	149, 057	37. 860	5, 643, 298. 02	
WELLS FARGO & CO	308, 004	62. 510	19, 253, 330. 04	
ALLY FINANCIAL INC	20, 139	31. 800	640, 420. 20	
AMERICAN EXPRESS CO	51, 793	251. 130	13, 006, 776. 09	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8, 870	468. 770	4, 157, 989. 90	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	36, 928	125. 920	4, 649, 973. 76	
ARES MANAGEMENT CORP - A	16, 991	137. 740	2, 340, 340. 34	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66, 444	77. 670	5, 160, 705. 48	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	123, 633	524. 110	64, 797, 291. 63	
BLACKROCK INC	13, 512	878. 780	11, 874, 075. 36	
BLACKSTONE INC	65, 772	127. 180	8, 364, 882. 96	
BLOCK INC	49, 568	53. 940	2, 673, 697. 92	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	35, 956	160. 970	5, 787, 837. 32	
CARLYLE GROUP INC/THE	24, 269	36. 230	879, 265. 87	

CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	215.090	1,948,500.31	
CME GROUP INC	33,799	261.540	8,839,790.46	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	18,302	175.500	3,212,001.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	26.690	531,798.25	
CORPAY INC	6,278	305.480	1,917,803.44	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	23,994	157.040	3,768,017.76	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	46.410	1,459,594.50	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,797	425.440	1,615,395.68	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	72.350	3,444,149.40	
FISERV INC	52,646	208.140	10,957,738.44	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	17.900	389,826.20	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	80.390	535,397.40	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	84.960	2,078,121.60	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	29,468	494.440	14,570,157.92	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	11,030	171.350	1,889,990.50	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	53,838	155.910	8,393,882.58	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	172.770	1,057,352.40	
KKR & CO INC	57,052	101.440	5,787,354.88	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,385	311.420	2,299,836.70	
MASTERCARD INC - A	75,943	509.750	38,711,944.25	
MOODY'S CORP	15,529	428.430	6,653,089.47	
MORGAN STANLEY	113,689	108.120	12,292,054.68	
MSCI INC	7,510	541.700	4,068,167.00	
NASDAQ INC	41,014	71.530	2,933,731.42	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	88.290	1,482,653.97	
PAYPAL HOLDINGS INC	91,070	62.590	5,700,071.30	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	135.330	2,315,766.96	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	58,327	43.680	2,547,723.36	
S&P GLOBAL INC	29,704	465.140	13,816,518.56	
SCHWAB (CHARLES) CORP	157,767	76.960	12,141,748.32	
SEI INVESTMENTS COMPANY	12,351	72.380	893,965.38	
STATE STREET CORP	25,474	79.410	2,022,890.34	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	46.130	1,766,548.35	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	88.735	1,825,900.09	
TOAST INC-CLASS A	35,993	34.080	1,226,641.44	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	128.080	1,512,624.80	
VISA INC-CLASS A SHARES	161,196	333.400	53,742,746.40	
AFLAC INC	48,525	106.830	5,183,925.75	
ALLSTATE CORP	25,179	192.550	4,848,216.45	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	125.720	962,386.60	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	59,503	81.970	4,877,460.91	
AON PLC-CLASS A	18,555	376.300	6,982,246.50	

ARCH CAPITAL GROUP LTD	32,647	92.130	3,007,768.11	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	23,782	334.020	7,943,663.64	
ASSURANT INC	4,977	189.560	943,440.12	
BROWN & BROWN INC	24,228	118.860	2,879,740.08	
CHUBB LTD	35,193	283.370	9,972,640.41	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	131.090	1,737,073.59	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	419.230	940,752.12	
EVEREST GROUP LTD	3,547	349.540	1,239,818.38	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	59.980	1,495,721.26	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	25,592	116.050	2,969,951.60	
LOEWS CORP	16,971	84.680	1,437,104.28	
MARKEL GROUP INC	1,175	1,771.420	2,081,418.50	
MARSH & MCLENNAN COS	45,913	233.340	10,713,339.42	
METLIFE INC	52,395	71.400	3,741,003.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	72.610	1,412,845.38	
PROGRESSIVE CORP	55,112	275.640	15,191,071.68	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	32,008	98.830	3,163,350.64	
TRAVELERS COS INC/THE	21,211	245.130	5,199,452.43	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	8,848	321.740	2,846,755.52	
WR BERKLEY CORP	27,229	68.450	1,863,825.05	
ACCENTURE PLC-CL A	58,633	284.340	16,671,707.22	
ADOBE INC	39,973	352.470	14,089,283.31	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	74.050	979,385.30	
ANSYS INC	7,892	296.310	2,338,478.52	
APPROVIN CORP-CLASS A	19,422	249.950	4,854,528.90	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	198.370	2,929,924.90	
AUTODESK INC	19,973	258.450	5,162,021.85	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	41.900	661,140.10	
CADENCE DESIGN SYS INC	25,690	259.470	6,665,784.30	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	8,287	217.710	1,804,162.77	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	27,192	106.250	2,889,150.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	70.170	3,289,078.41	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	23,361	377.900	8,828,121.90	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,025	349.440	1,406,496.00	
DATADOG INC - CLASS A	24,612	92.020	2,264,796.24	
DOCUSIGN INC	17,164	74.350	1,276,143.40	
DYNATRACE INC	29,487	43.110	1,271,184.57	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	147.760	711,464.40	
FAIR ISAAC CORP	2,176	1,888.450	4,109,267.20	
FORTINET INC	58,618	97.730	5,728,737.14	
GARTNER INC	7,286	399.880	2,913,525.68	
GEN DIGITAL INC	55,784	24.410	1,361,687.44	

GODADDY INC - CLASS A	11,895	172.000	2,045,940.00	
HUBSPOT INC	4,278	527.800	2,257,928.40	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	85,897	235.480	20,227,025.56	
INTUIT INC	26,306	587.040	15,442,674.24	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,146	158.670	975,185.82	
MICROSOFT CORP	656,620	388.450	255,064,039.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	21,074	299.980	6,321,778.52	
MONDAY.COM LTD	3,694	240.810	889,552.14	
MONGODB INC	7,195	162.240	1,167,316.80	
NUTANIX INC - A	24,582	59.300	1,457,712.60	
OKTA INC	13,914	101.820	1,416,723.48	
ORACLE CORP	156,975	132.350	20,775,641.25	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	195,468	88.550	17,308,691.40	
PALO ALTO NETWORKS INC	61,957	168.340	10,429,841.38	
PTC INC	11,347	145.320	1,648,946.04	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,175	560.160	5,699,628.00	
SALESFORCE INC	88,160	255.000	22,480,800.00	
SAMSARA INC-CL A	27,933	37.790	1,055,588.07	
SERVICENOW INC	19,338	785.670	15,193,286.46	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	26,689	144.960	3,868,837.44	
SYNOPSYS INC	14,428	421.210	6,077,217.88	
TWILIO INC - A	15,028	86.860	1,305,332.08	
TYLER TECHNOLOGIES INC	4,283	568.540	2,435,056.82	
VERISIGN INC	7,316	247.130	1,808,003.08	
WIX.COM LTD	5,381	158.500	852,888.50	
WORKDAY INC-CLASS A	20,263	226.510	4,589,772.13	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	71.340	1,689,901.92	
ZSCALER INC	10,231	198.080	2,026,556.48	
AMPHENOL CORP-CL A	112,914	65.400	7,384,575.60	
APPLE INC	1,396,982	198.150	276,811,983.30	
ARISTA NETWORKS INC	99,402	72.670	7,223,543.34	
CDW CORP/DE	12,480	148.800	1,857,024.00	
CISCO SYSTEMS INC	369,988	57.330	21,211,412.04	
CORNING INC	74,469	41.260	3,072,590.94	
DELL TECHNOLOGIES -C	29,087	81.930	2,383,097.91	
F5 INC	4,939	261.680	1,292,437.52	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	113,897	14.140	1,610,503.58	
HP INC	85,880	23.440	2,013,027.20	
JABIL INC	9,808	131.940	1,294,067.52	
JUNIPER NETWORKS INC	30,061	34.930	1,050,030.73	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	133.590	2,132,630.76	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	15,528	422.370	6,558,561.36	

NETAPP INC	17,045	82.640	1,408,598.80	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	41.080	1,151,842.12	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	18,460	70.150	1,294,969.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	33.150	1,572,569.70	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	127.950	3,656,555.10	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	464.800	2,011,654.40	
TRIMBLE INC	20,783	58.220	1,209,986.26	
WESTERN DIGITAL CORP	29,044	34.400	999,113.60	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	225.440	1,149,067.68	
ADVANCED MICRO DEVICES	152,561	93.400	14,249,197.40	
ANALOG DEVICES INC	45,527	179.160	8,156,617.32	
APPLIED MATERIALS INC	75,264	144.940	10,908,764.16	
BROADCOM INC	414,560	181.940	75,425,046.40	
ENTEGRIS INC	12,569	69.720	876,310.68	
FIRST SOLAR INC	8,882	125.930	1,118,510.26	
INTEL CORP	400,373	19.740	7,903,363.02	
KLA CORP	12,519	670.220	8,390,484.18	
LAM RESEARCH CORP	121,048	67.480	8,168,319.04	
MARVELL TECHNOLOGY INC	79,934	53.390	4,267,676.26	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	38.710	1,972,932.57	
MICRON TECHNOLOGY INC	103,295	69.550	7,184,167.25	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,760	533.130	2,537,698.80	
NVIDIA CORP	2,276,498	110.930	252,531,923.14	
NXP SEMICONDUCTORS NV	24,211	168.790	4,086,574.69	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	35.075	1,254,737.97	
QUALCOMM INC	104,376	139.250	14,534,358.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	56.540	763,629.24	
TERADYNE INC	14,950	73.650	1,101,067.50	
TEXAS INSTRUMENTS INC	85,697	147.600	12,648,877.20	
AT&T INC	665,260	26.790	17,822,315.40	
T-MOBILE US INC	49,230	258.670	12,734,324.10	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	390,472	43.730	17,075,340.56	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	60.590	1,284,750.36	
AMEREN CORPORATION	26,701	97.530	2,604,148.53	
AMERICAN ELECTRIC POWER	47,591	104.630	4,979,446.33	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	146.090	2,597,188.02	
ATMOS ENERGY CORP	13,505	151.480	2,045,737.40	
CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	36.580	2,001,547.86	
CMS ENERGY CORP	27,913	71.820	2,004,711.66	
CONSOLIDATED EDISON INC	32,957	109.840	3,619,996.88	
CONSTELLATION ENERGY	28,832	208.250	6,004,264.00	
DOMINION ENERGY INC	80,217	52.740	4,230,644.58	

DTE ENERGY COMPANY	18,974	129.820	2,463,204.68	
DUKE ENERGY CORP	72,441	118.940	8,616,132.54	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	56.100	2,067,060.60	
ENTERGY CORP	39,680	81.720	3,242,649.60	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	39.370	1,015,549.15	
EVERGY INC	22,411	66.520	1,490,779.72	
EVERSOURCE ENERGY	37,018	56.320	2,084,853.76	
EXELON CORP	94,691	46.000	4,355,786.00	
FIRSTENERGY CORP	55,255	40.600	2,243,353.00	
NEXTERA ENERGY INC	192,987	65.810	12,700,474.47	
NISOURCE INC	43,994	38.490	1,693,329.06	
NRG ENERGY INC	18,864	94.470	1,782,082.08	
P G & E CORP	196,880	16.920	3,331,209.60	
PPL CORP	73,979	34.740	2,570,030.46	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	47,097	82.140	3,868,547.58	
SEMPRA	56,971	68.310	3,891,689.01	
SOUTHERN CO/THE	100,282	89.860	9,011,340.52	
VISTRA CORP	32,050	111.710	3,580,305.50	
WEC ENERGY GROUP INC	29,467	106.960	3,151,790.32	
XCEL ENERGY INC	51,007	69.555	3,547,791.88	
ALPHABET INC-CL A	542,910	157.140	85,312,877.40	
ALPHABET INC-CL C	461,454	159.400	73,555,767.60	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	334.380	2,898,071.46	
COMCAST CORP-CLASS A	352,021	33.720	11,870,148.12	
ELECTRONIC ARTS INC	23,684	142.930	3,385,154.12	
FOX CORP - CLASS A	23,886	48.890	1,167,786.54	
FOX CORP - CLASS B	16,679	45.650	761,396.35	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	32,096	24.590	789,240.64	
LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	20,572	77.190	1,587,952.68	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	129.600	1,756,598.40	
META PLATFORMS INC-CLASS A	202,810	543.570	110,241,431.70	
NETFLIX INC	39,901	918.290	36,640,689.29	
NEWS CORP - CLASS A	34,405	26.190	901,066.95	
OMNICOM GROUP	18,370	75.600	1,388,772.00	
PINTEREST INC- CLASS A	60,239	26.370	1,588,502.43	
REDDIT INC-CL A	6,136	101.150	620,656.40	
ROBLOX CORP -CLASS A	43,099	57.260	2,467,848.74	
ROKU INC	9,945	60.220	598,887.90	
SEA LTD-ADR	34,089	117.810	4,016,025.09	
SNAP INC - A	86,463	7.960	688,245.48	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	14,561	543.660	7,916,233.26	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	17,220	212.070	3,651,845.40	

	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	40,175	49.780	1,999,911.50	
	WALT DISNEY CO/THE	167,882	84.890	14,251,502.98	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	7.970	1,605,078.30	
	CBRE GROUP INC - A	27,148	115.950	3,147,810.60	
	COSTAR GROUP INC	37,855	77.390	2,929,598.45	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.050	320,355.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	61.160	890,550.76	
	アメリカ・ドル小計	33,968,562		4,282,058,356.66 (613,319,218,423)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	25.060	1,557,403.82	
	CAMECO CORP	38,144	56.730	2,163,909.12	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	194,084	37.720	7,320,848.48	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	15.810	1,897,958.88	
	ENBRIDGE INC	199,400	60.050	11,973,970.00	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	86.780	1,411,650.26	
	KEYERA CORP	19,802	40.050	793,070.10	
	PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	50.450	2,858,547.45	
	SUNCOR ENERGY INC	120,305	46.470	5,590,573.35	
	TC ENERGY CORP	100,466	65.850	6,615,686.10	
	TOURMALINE OIL CORP	34,280	59.470	2,038,631.60	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	46,099	163.420	7,533,498.58	
	BARRICK GOLD CORP	157,839	28.620	4,517,352.18	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	67.750	898,907.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	16.100	1,101,980.60	
	FRANCO-NEVADA CORP	18,349	230.960	4,237,885.04	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	11.780	949,750.72	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	19.930	2,195,409.08	
	LUNDIN MINING CORP	88,954	10.230	909,999.42	
	NUTRIEN LTD	49,178	71.000	3,491,638.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	35.950	1,307,285.80	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	46.700	1,893,544.90	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	104.710	464,702.98	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	40,353	114.050	4,602,259.65	
	CAE INC	27,474	31.550	866,804.70	
	STANTEC INC	9,939	118.610	1,178,864.79	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	113.710	1,095,027.30	
	WSP GLOBAL INC	12,764	240.410	3,068,593.24	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	29.000	947,546.00	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	67.020	1,464,521.04	
	RB GLOBAL INC	15,569	134.880	2,099,946.72	
	THOMSON REUTERS CORP	13,747	239.930	3,298,317.71	
	AIR CANADA	12,083	13.680	165,295.44	

CANADIAN NATL RAILWAY CO	50,830	138.530	7,041,479.90	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	89,141	102.170	9,107,535.97	
TFI INTERNATIONAL INC	6,995	112.870	789,525.65	
MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	44.710	1,003,113.56	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	57.650	651,560.30	
RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	87.390	2,496,732.30	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	145.850	690,891.45	
DOLLARAMA INC	27,090	161.740	4,381,536.60	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	69,802	70.910	4,949,659.82	
EMPIRE CO LTD 'A'	17,348	46.400	804,947.20	
LOBLAW COMPANIES LTD	14,057	205.250	2,885,199.25	
METRO INC/CN	18,929	98.840	1,870,942.36	
WESTON (GEORGE) LTD	4,984	245.770	1,224,917.68	
SAPUTO INC	18,270	25.310	462,413.70	
BANK OF MONTREAL	67,593	126.540	8,553,218.22	
BANK OF NOVA SCOTIA	119,355	63.970	7,635,139.35	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	89,360	79.290	7,085,354.40	
NATIONAL BANK OF CANADA	37,412	113.390	4,242,146.68	
ROYAL BANK OF CANADA	132,979	157.280	20,914,937.12	
TORONTO-DOMINION BANK	163,410	81.050	13,244,380.50	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	65.710	2,066,645.21	
BROOKFIELD CORP	128,381	67.490	8,664,433.69	
IGM FINANCIAL INC	4,949	41.170	203,750.33	
ONEX CORPORATION	4,217	89.480	377,337.16	
TMX GROUP LTD	26,034	48.870	1,272,281.58	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	1,990.020	3,962,129.82	
GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	51.000	1,171,164.00	
IA FINANCIAL CORP INC	8,268	124.250	1,027,299.00	
INTACT FINANCIAL CORP	16,097	287.920	4,634,648.24	
MANULIFE FINANCIAL CORP	158,627	38.950	6,178,521.65	
POWER CORP OF CANADA	50,268	47.480	2,386,724.64	
SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	76.980	4,106,190.18	
CGI INC	18,609	141.590	2,634,848.31	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,831	4,549.670	8,330,445.77	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	141.270	1,280,330.01	
OPEN TEXT CORP	21,507	34.960	751,884.72	
SHOPIFY INC - CLASS A	112,080	116.390	13,044,991.20	
CELESTICA INC	12,494	109.930	1,373,465.42	
BCE INC	10,153	29.610	300,630.33	
QUEBECOR INC -CL B	15,578	34.420	536,194.76	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	39,463	33.970	1,340,558.11	
TELUS CORP	15,222	20.230	307,941.06	

	ALTAGAS LTD	27,309	38.190	1,042,930.71	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	11,200	36.620	410,144.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	36.000	264,384.00	
	EMERA INC	30,820	58.950	1,816,839.00	
	FORTIS INC	41,868	64.640	2,706,347.52	
	HYDRO ONE LTD	33,037	48.430	1,599,981.91	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	231.270	848,529.63	
	カナダ・ドル小計	3,784,386		267,188,584.02 (27,581,877,527)	
オーストラ リア・ドル	SANTOS LTD	313,144	5.500	1,722,292.00	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	170,906	19.630	3,354,884.78	
	BHP GROUP LTD	470,076	35.420	16,650,091.92	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	21.200	788,936.80	
	FORTESCUE LTD	160,779	15.070	2,422,939.53	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	34.830	1,286,167.41	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	116,618	21.400	2,495,625.20	
	RIO TINTO LTD	36,597	109.290	3,999,686.13	
	SOUTH32 LTD	394,239	2.740	1,080,214.86	
	REECE LTD	23,776	15.670	372,569.92	
	SGH LTD	16,425	46.950	771,153.75	
	BRAMBLES LTD	122,717	20.900	2,564,785.30	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	36.980	1,880,543.94	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	8.390	656,316.14	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	50,442	62.900	3,172,801.80	
	LOTTERY CORP LTD/THE	224,832	4.920	1,106,173.44	
	WESFARMERS LTD	105,230	73.450	7,729,143.50	
	COLES GROUP LTD	111,645	20.950	2,338,962.75	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	31.610	3,727,514.42	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	81,142	8.590	697,009.78	
	COCHLEAR LTD	6,946	250.580	1,740,528.68	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	202.600	1,131,723.60	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	24.800	926,577.60	
	CSL LTD	44,347	233.080	10,336,398.76	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	265,974	26.960	7,170,659.04	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	156,574	154.680	24,218,866.32	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	283,903	33.240	9,436,935.72	
	WESTPAC BANKING CORP	322,741	30.040	9,695,139.64	
	ASX LTD	15,385	68.490	1,053,718.65	
	MACQUARIE GROUP LTD	34,425	178.960	6,160,698.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	36.100	822,574.60	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	7.630	1,752,946.72	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	4.420	856,162.84	

	QBE INSURANCE GROUP LTD	153,791	20.460	3,146,563.86	
	SUNCORP GROUP LTD	99,768	18.860	1,881,624.48	
	WISETECH GLOBAL LTD	16,426	84.150	1,382,247.90	
	XERO LTD	14,111	155.040	2,187,769.44	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	4.450	1,633,261.25	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	10.000	1,772,110.00	
	CAR GROUP LTD	35,130	32.230	1,132,239.90	
	REA GROUP LTD	4,909	237.080	1,163,825.72	
	オーストラリア・ドル小計	5,207,556		148,420,386.09 (13,377,129,398)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	235,424	39.800	9,369,875.20	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	61.850	1,669,950.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	132,500	73.750	9,771,875.00	
	MTR CORP	118,500	24.850	2,944,725.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	19.020	3,043,200.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	27.600	4,857,600.00	
	SANDS CHINA LTD	238,000	13.240	3,151,120.00	
	WH GROUP LTD	953,500	6.720	6,407,520.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	29.000	10,063,000.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	96.050	6,089,570.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	109,900	312.400	34,332,760.00	
	AIA GROUP LTD	1,001,600	50.150	50,230,240.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	48.100	2,982,200.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	62.500	8,881,250.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	6.600	7,830,167.40	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	47.100	5,228,100.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	29.250	4,707,027.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	20.250	2,842,776.00	
	SINO LAND CO	530,200	7.500	3,976,500.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	67.850	9,193,675.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	17.580	1,986,540.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	17.260	2,157,500.00	
	香港・ドル小計	6,269,321		191,717,170.60 (3,539,098,969)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	5.910	679,650.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	173,300	6.670	1,155,911.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	258,100	1.990	513,619.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.160	699,566.56	
	GENTING SINGAPORE LTD	675,000	0.695	469,125.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.140	501,144.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	186,870	38.130	7,125,353.10	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	310,200	15.010	4,656,102.00	

	UNITED OVERSEAS BANK LTD	113,600	32.470	3,688,592.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	94,600	12.690	1,200,474.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	673,815	3.500	2,358,352.50	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	89,200	6.210	553,932.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.480	545,848.00	
	シンガポール・ドル小計	3,182,951		24,147,669.16 (2,624,610,161)	
ニュージー ランド・ド ル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	192,208	8.090	1,554,962.72	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	50,850	33.400	1,698,390.00	
	INFRATIL LTD	83,472	9.720	811,347.84	
	CONTACT ENERGY LTD	69,821	9.010	629,087.21	
	MERIDIAN ENERGY LTD	102,546	5.780	592,715.88	
	ニュージーランド・ドル小計	498,897		5,286,503.65 (442,216,030)	
イギリス・ ポンド	BP PLC	1,481,800	3.317	4,915,130.60	
	SHELL PLC	563,859	23.080	13,013,865.72	
	ANGLO AMERICAN PLC	115,927	19.528	2,263,822.45	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	14.705	455,605.01	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	26.320	270,990.72	
	GLENORE PLC	971,910	2.536	2,464,763.76	
	MONDI PLC	45,625	10.785	492,065.62	
	RIO TINTO PLC	106,317	43.035	4,575,352.09	
	ASHTREAD GROUP PLC	38,037	38.190	1,452,633.03	
	BAE SYSTEMS PLC	267,719	16.575	4,437,442.42	
	BUNZL PLC	35,202	30.020	1,056,764.04	
	DCC PLC	10,153	47.620	483,485.86	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	4.050	483,796.80	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	811,501	6.938	5,630,193.93	
	SMITHS GROUP PLC	36,853	17.760	654,509.28	
	SPIRAX GROUP PLC	5,904	57.850	341,546.40	
	EXPERIAN PLC	81,296	33.540	2,726,667.84	
	INTERTEK GROUP PLC	17,824	43.680	778,552.32	
	RELX PLC	171,624	37.370	6,413,588.88	
	RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	3.349	882,012.73	
	BARRATT REDROW PLC	139,211	4.080	567,980.88	
	COMPASS GROUP PLC	163,059	24.940	4,066,691.46	
	ENTAIN PLC	42,158	5.368	226,304.14	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	77.100	1,117,256.10	
	PEARSON PLC	46,942	11.590	544,057.78	
	WHITBREAD PLC	16,522	24.890	411,232.58	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	0.721	181,318.52	
	KINGFISHER PLC	179,593	2.495	448,084.53	

NEXT PLC	12,208	115.550	1,410,634.40	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.777	681,842.92	
SAINSBURY (J) PLC	220,253	2.332	513,629.99	
TESCO PLC	623,187	3.277	2,042,183.79	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	20.050	621,389.60	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	189,448	31.550	5,977,084.40	
COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	35.540	634,957.64	
DIAGEO PLC	206,442	20.530	4,238,254.26	
IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	28.960	2,022,305.76	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	47.660	3,024,312.96	
UNILEVER PLC	226,556	46.710	10,582,430.76	
NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
SMITH & NEPHEW PLC	85,977	9.748	838,103.79	
ASTRAZENECA PLC	143,051	100.080	14,316,544.08	
GSK PLC	379,207	12.940	4,906,938.58	
HALEON PLC	820,026	3.745	3,070,997.37	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	18.300	266,997.00	
BARCLAYS PLC	1,314,907	2.579	3,391,145.15	
HSBC HOLDINGS PLC	1,658,564	7.435	12,331,423.34	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.667	3,778,314.88	
NATWEST GROUP PLC	742,791	4.306	3,198,458.04	
STANDARD CHARTERED PLC	206,587	9.430	1,948,115.41	
3I GROUP PLC	88,975	38.460	3,421,978.50	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	111.650	4,950,449.35	
M&G PLC	217,201	1.818	394,871.41	
SCHRODERS PLC	61,711	3.022	186,490.64	
WISE PLC - A	66,680	9.135	609,121.80	
ADMIRAL GROUP PLC	19,808	30.800	610,086.40	
AVIVA PLC	260,434	4.978	1,296,440.45	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.306	1,294,609.15	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.470	324,294.42	
PRUDENTIAL PLC	232,133	7.318	1,698,749.29	
SAGE GROUP PLC/THE	90,085	11.370	1,024,266.45	
HALMA PLC	32,277	25.300	816,608.10	
BT GROUP PLC	540,623	1.607	868,781.16	
VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.661	1,309,613.52	
CENTRICA PLC	527,715	1.426	752,521.59	
NATIONAL GRID PLC	460,015	10.120	4,655,351.80	
SEVERN TRENT PLC	20,117	25.860	520,225.62	
SSE PLC	102,323	15.535	1,589,587.80	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	77,666	10.670	828,696.22	
AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	7.580	590,489.58	

	INFORMA PLC	130,979	6.772	886,989.78	
	WPP PLC	109,824	5.316	583,824.38	
	イギリス・ポンド小計	24,676,916		170,365,866.42 (31,943,599,954)	
イスラエル・シェケル	ICL GROUP LTD	67,143	22.400	1,504,003.20	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,213	1,469.600	3,252,224.80	
	BANK HAPOLIM BM	127,980	50.120	6,414,357.60	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135,088	49.910	6,742,242.08	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118,638	25.520	3,027,641.76	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11,916	168.500	2,007,846.00	
	NICE LTD	4,458	570.500	2,543,289.00	
	NOVA LTD	2,913	679.200	1,978,509.60	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	261.200	921,252.40	
	イスラエル・シェケル小計	473,876		28,391,366.44 (1,098,592,568)	
スイス・フラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	562.500	302,625.00	
	GIVAUDAN-REG	900	3,714.000	3,342,600.00	
	HOLCIM LTD	46,179	84.300	3,892,889.70	
	SIG GROUP AG	30,936	14.900	460,946.40	
	SIKA AG-REG	14,407	193.050	2,781,271.35	
	ABB LTD-REG	150,339	40.270	6,054,151.53	
	GEBERIT AG-REG	2,873	538.000	1,545,674.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	256.500	452,979.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4,092	265.400	1,086,016.80	
	VAT GROUP AG	2,969	276.500	820,928.50	
	SGS SA-REG	14,405	74.660	1,075,477.30	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4,194	176.450	740,031.30	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	50,243	135.750	6,820,487.25	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2,619	132.950	348,196.05	
	AVOLTA AG	8,656	33.980	294,130.88	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	757.000	289,174.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	11,750.000	1,139,750.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	113,400.000	907,200.00	
	NESTLE SA-REG	242,311	84.980	20,591,588.78	
	ALCON INC	45,885	72.300	3,317,485.50	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,194	231.600	1,202,930.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	11,159	95.240	1,062,783.16	
	GALDERMA GROUP AG	8,231	76.100	626,379.10	
	LONZA GROUP AG-REG	6,471	523.600	3,388,215.60	
	NOVARTIS AG-REG	184,487	86.090	15,882,485.83	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2,584	257.600	665,638.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	65,266	243.800	15,911,850.80	

	SANDOZ GROUP AG	38,614	31.700	1,224,063.80	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	95.100	285,870.60	
	JULIUS BAER GROUP LTD	19,127	49.200	941,048.40	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,044	1,021.000	2,086,924.00	
	UBS GROUP AG-REG	300,233	22.800	6,845,312.40	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	175.000	684,075.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	172.700	709,969.70	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	744.000	2,091,384.00	
	SWISS RE AG	27,559	138.050	3,804,519.95	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	13,449	529.200	7,117,210.80	
	TEMENOS AG - REG	7,049	61.600	434,218.40	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	56.940	771,821.70	
	SWISSCOM AG-REG	2,373	515.500	1,223,281.50	
	BKW AG	1,385	149.500	207,057.50	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	110.300	793,057.00	
	スイス・フラン小計	1,353,606		124,223,701.38 (21,770,203,667)	
デンマーク・クロネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	35,879	397.600	14,265,490.40	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	8,490	262.700	2,230,323.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	86,250	86.100	7,426,125.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	10,040.000	2,931,680.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	10,170.000	4,190,040.00	
	DSV A/S	19,123	1,117.000	21,360,391.00	
	PANDORA A/S	7,823	932.200	7,292,600.60	
	CARLSBERG AS-B	8,080	837.600	6,767,808.00	
	COLOPLAST-B	10,365	696.200	7,216,113.00	
	DEMANT A/S	8,178	222.400	1,818,787.20	
	GENMAB A/S	6,634	1,225.000	8,126,650.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	300,048	420.300	126,110,174.40	
	ZEALAND PHARMA A/S	5,299	427.700	2,266,382.30	
	DANSKE BANK A/S	59,312	203.000	12,040,336.00	
	TRYG A/S	35,873	151.800	5,445,521.40	
	ORSTED A/S	14,988	275.600	4,130,692.80	
	デンマーク・クロネ小計	607,046		233,619,115.10 (5,088,224,327)	
ノルウェー・クロネ	AKER BP ASA	27,948	213.700	5,972,487.60	
	EQUINOR ASA	77,381	244.800	18,942,868.80	
	NORSK HYDRO ASA	126,874	53.220	6,752,234.28	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	308.000	3,917,144.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,896	1,522.000	12,017,712.00	
	MOWI ASA	49,017	185.500	9,092,653.50	
	ORKLA ASA	63,195	115.300	7,286,383.50	

	SALMAR ASA	6,204	499.000	3,095,796.00	
	DNB BANK ASA	91,352	249.500	22,792,324.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	238.200	4,452,196.20	
	TELENOR ASA	48,313	142.800	6,899,096.40	
	ノルウェー・クローネ小計	529,589		101,220,896.28 (1,361,421,055)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	27,135	278.200	7,548,957.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	368.000	2,584,832.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	125.000	5,707,750.00	
	ADDTech AB-B SHARES	27,319	284.600	7,774,987.40	
	ALFA LAVAL AB	23,093	383.900	8,865,402.70	
	ASSA ABLOY AB-B	91,021	273.200	24,866,937.20	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	254,022	148.550	37,734,968.10	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	129.900	19,119,461.40	
	BEIJER REF AB	27,042	137.100	3,707,458.20	
	EPIROC AB-A	56,566	184.100	10,413,800.60	
	EPIROC AB-B	33,182	164.000	5,441,848.00	
	INDUTRADE AB	27,951	254.400	7,110,734.40	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	250.600	4,778,190.20	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	331.200	8,250,854.40	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	33.730	3,685,812.02	
	SAAB AB-B	27,812	413.900	11,511,386.80	
	SANDVIK AB	102,321	182.700	18,694,046.70	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	197.600	5,318,404.00	
	SKF AB-B SHARES	31,715	171.450	5,437,536.75	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	311.300	6,794,745.10	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	241.700	36,376,575.10	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	136.400	5,593,764.00	
	EVOLUTION AB	14,444	790.200	11,413,648.80	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	131.150	6,847,341.50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	276.500	16,879,495.50	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	254.200	3,435,004.60	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	137.300	20,604,885.60	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	126,700	108.400	13,734,280.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	79,069	211.000	16,683,559.00	
	EQT AB	40,143	249.200	10,003,635.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	311.000	3,295,978.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	311.000	4,443,879.00	
	INVESTOR AB-B SHS	155,801	269.950	42,058,479.95	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	466.200	2,834,962.20	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	70.660	17,941,139.28	
	HEXAGON AB-B SHS	207,482	84.680	17,569,575.76	

	TELE2 AB-B SHS	58,043	129.300	7,504,959.90	
	TELIA CO AB	187,675	34.370	6,450,389.75	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	63.360	3,830,365.44	
	SAGAX AB-B	25,260	196.700	4,968,642.00	
	スウェーデン・クローナ小計	2,839,348		457,818,673.95 (6,697,887,200)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	11.498	2,311,454.43	
	GALP ENERGIA SGPS SA	30,995	12.720	394,256.40	
	NESTE OYJ	49,566	7.326	363,120.51	
	OMV AG	10,860	41.420	449,821.20	
	REPSOL SA	119,400	9.592	1,145,284.80	
	TENARIS SA	41,201	13.790	568,161.79	
	TOTALENERGIES SE	203,414	48.665	9,899,142.31	
	AIR LIQUIDE SA	52,976	168.340	8,917,979.84	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	49.430	697,407.87	
	ARCELORMITTAL	45,707	23.050	1,053,546.35	
	ARKEMA	5,145	59.950	308,442.75	
	BASF SE	81,122	40.740	3,304,910.28	
	COVESTRO AG-TEND	19,192	59.200	1,136,166.40	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	86.480	1,591,491.44	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	17.860	315,568.34	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	154.350	1,935,703.35	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	7.392	353,027.13	
	SYENSQO SA	8,379	56.520	473,581.08	
	SYMRISE AG	13,622	94.560	1,288,096.32	
	UPM-KYMMENE OYJ	50,585	22.640	1,145,244.40	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	48.440	956,254.04	
	AIRBUS SE	56,278	134.860	7,589,651.08	
	ALSTOM	25,574	18.490	472,863.26	
	BOUYGUES SA	17,123	35.040	599,989.92	
	BRENNTAG SE	12,153	54.660	664,282.98	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	43,605	82.360	3,591,307.80	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	32.400	1,437,717.60	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	291.400	501,208.00	
	EIFFAGE	6,641	104.350	692,988.35	
	FERROVIAL SE	42,157	38.220	1,611,240.54	
	GEA GROUP AG	17,874	51.250	916,042.50	
	IMCD NV	4,340	117.350	509,299.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	13,412	70.900	950,910.80	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	75.600	545,605.20	
	KONE OYJ-B	30,595	49.880	1,526,078.60	
	LEGRAND SA	23,046	90.200	2,078,749.20	

LEONARDO SPA	35,486	42.560	1,510,284.16	
METSO CORP	50,483	8.196	413,758.66	
MTU AERO ENGINES AG	4,961	268.900	1,334,012.90	
PRYSMIAN SPA	24,541	43.270	1,061,889.07	
RATIONAL AG	350	707.500	247,625.00	
REXEL SA	23,491	21.120	496,129.92	
RHEINMETALL AG	3,996	1,360.500	5,436,558.00	
SAFRAN SA	32,618	204.700	6,676,904.60	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	50,273	197.000	9,903,781.00	
SIEMENS AG-REG	70,067	180.680	12,659,705.56	
SIEMENS ENERGY AG	62,072	53.740	3,335,749.28	
THALES SA	8,928	245.100	2,188,252.80	
VINCI SA	46,788	113.250	5,298,741.00	
WARTSILA OYJ ABP	45,125	14.820	668,752.50	
BUREAU VERITAS SA	30,794	25.780	793,869.32	
RANDSTAD NV	8,946	32.840	293,786.64	
TELEPERFORMANCE	4,299	86.500	371,863.50	
WOLTERS KLUWER	22,774	144.000	3,279,456.00	
ADP	3,679	96.950	356,679.05	
AENA SME SA	7,195	207.600	1,493,682.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	5.908	300,628.58	
DHL GROUP	90,860	34.170	3,104,686.20	
GETLINK SE	30,428	15.690	477,415.32	
INPOST SA	24,153	12.870	310,849.11	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	66.360	1,793,578.08	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	62.650	407,099.70	
CONTINENTAL AG	12,741	61.080	778,220.28	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	43.600	370,512.80	
FERRARI NV	11,968	370.200	4,430,553.60	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	66,276	48.195	3,194,171.82	
MICHELIN (CGDE)	67,666	29.340	1,985,320.44	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	32.390	458,059.38	
RENAULT SA	21,493	42.740	918,610.82	
STELLANTIS NV	190,785	7.667	1,462,748.59	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	85.360	1,680,567.68	
ADIDAS AG	16,621	195.850	3,255,222.85	
HERMES INTERNATIONAL	2,970	2,287.000	6,792,390.00	
KERING	6,767	168.020	1,136,991.34	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	25,459	524.400	13,350,699.60	
MONCLER SPA	19,596	52.980	1,038,196.08	
PUMA SE	9,601	19.020	182,611.02	
ACCOR SA	16,469	37.830	623,022.27	

AMADEUS IT GROUP SA	40,884	65.480	2,677,084.32	
DELIVERY HERO SE	13,293	22.320	296,699.76	
FDJ UNITED	5,785	29.740	172,045.90	
SODEXO SA	6,960	55.750	388,020.00	
D' IETEREN GROUP	1,244	158.700	197,422.80	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	100,439	45.390	4,558,926.21	
PROSUS NV	123,303	35.915	4,428,427.24	
ZALANDO SE	17,418	31.830	554,414.94	
CARREFOUR SA	49,914	13.095	653,623.83	
JERONIMO MARTINS	25,491	20.020	510,329.82	
KESKO OYJ-B SHS	33,890	18.670	632,726.30	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	85,144	32.900	2,801,237.60	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	82,988	54.460	4,519,526.48	
DANONE	60,824	71.200	4,330,668.80	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	5.532	268,418.17	
HEINEKEN HOLDING NV	10,567	63.700	673,117.90	
HEINEKEN NV	27,519	74.000	2,036,406.00	
JDE PEET'S NV	13,317	19.910	265,141.47	
KERRY GROUP PLC-A	15,153	90.050	1,364,527.65	
LOTUS BAKERIES	42	8,110.000	340,620.00	
PERNOD RICARD SA	17,848	90.680	1,618,456.64	
BEIERSDORF AG	8,764	114.850	1,006,545.40	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	60.350	525,889.90	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	66.500	1,022,836.50	
L' OREAL	22,851	347.600	7,943,007.60	
AMPLIFON SPA	10,123	17.840	180,594.32	
BIOMERIEUX	2,791	113.800	317,615.80	
DIASORIN SPA	1,313	94.500	124,078.50	
ESSILORLUXOTTICA	27,954	241.200	6,742,504.80	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	41.560	711,715.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	36.570	1,512,900.90	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	71,360	20.410	1,456,457.60	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	29,556	43.530	1,286,572.68	
ARGENX SE	5,529	510.400	2,822,001.60	
BAYER AG-REG	97,644	20.160	1,968,503.04	
EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	47.500	696,587.50	
IPSEN	3,380	94.550	319,579.00	
MERCK KGAA	11,293	115.300	1,302,082.90	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	47.940	505,383.48	
QIAGEN N.V.	20,369	36.310	739,598.39	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	12,539	46.640	584,818.96	
SANOFI	104,609	89.620	9,375,058.58	

SARTORIUS AG-VORZUG	2, 164	182. 300	394, 497. 20	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2, 207	162. 650	358, 968. 55	
UCB SA	12, 015	133. 500	1, 604, 002. 50	
ABN AMRO BANK NV-CVA	43, 340	17. 110	741, 547. 40	
AIB GROUP PLC	196, 550	5. 370	1, 055, 473. 50	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	514, 281	11. 280	5, 801, 089. 68	
BANCO BPM SPA	108, 163	8. 552	925, 009. 97	
BANCO DE SABADELL SA	515, 705	2. 357	1, 215, 516. 68	
BANCO SANTANDER SA	1, 432, 545	5. 588	8, 005, 061. 46	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	87, 661	9. 792	858, 376. 51	
BNP PARIBAS	94, 708	65. 610	6, 213, 791. 88	
BPER BANCA SPA	93, 906	6. 210	583, 156. 26	
CAIXABANK SA	398, 379	6. 440	2, 565, 560. 76	
COMMERZBANK AG	89, 361	21. 760	1, 944, 495. 36	
CREDIT AGRICOLE SA	90, 899	15. 410	1, 400, 753. 59	
ERSTE GROUP BANK AG	30, 830	58. 050	1, 789, 681. 50	
FINECOBANK SPA	60, 333	16. 465	993, 382. 84	
ING GROEP NV	297, 353	15. 804	4, 699, 366. 81	
INTESA SANPAOLO	1, 389, 114	4. 125	5, 730, 095. 25	
KBC GROUP NV	20, 304	76. 380	1, 550, 819. 52	
MEDIOBANCA SPA	47, 708	14. 520	692, 720. 16	
NORDEA BANK ABP	289, 012	10. 625	3, 070, 752. 50	
SOCIETE GENERALE SA	68, 477	37. 070	2, 538, 442. 39	
UNICREDIT SPA	129, 711	46. 320	6, 008, 213. 52	
ADYEN NV	2, 001	1, 330. 600	2, 662, 530. 60	
AMUNDI SA	3, 955	61. 950	245, 012. 25	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21, 438	14. 730	315, 781. 74	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	175, 203	19. 306	3, 382, 469. 11	
DEUTSCHE BOERSE AG	17, 252	265. 400	4, 578, 680. 80	
EDENRED	20, 297	29. 680	602, 414. 96	
EURAZEO SE	3, 897	55. 750	217, 257. 75	
EURONEXT NV	7, 818	137. 000	1, 071, 066. 00	
EXOR NV	8, 669	76. 050	659, 277. 45	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7, 933	66. 000	523, 578. 00	
NEXI SPA	57, 060	4. 519	257, 854. 14	
SOFINA	1, 314	228. 000	299, 592. 00	
AEGON LTD	127, 748	5. 120	654, 069. 76	
AGEAS	15, 700	51. 700	811, 690. 00	
ALLIANZ SE-REG	35, 861	328. 000	11, 762, 408. 00	
ASR NEDERLAND NV	14, 593	50. 580	738, 113. 94	
AXA SA	167, 554	37. 130	6, 221, 280. 02	
GENERALI	88, 834	28. 920	2, 569, 079. 28	

HANNOVER RUECK SE	5,315	262.600	1,395,719.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	12,394	558.200	6,918,330.80	
NN GROUP NV	26,955	47.710	1,286,023.05	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	15.755	547,013.60	
SAMPO OYJ-A SHS	209,065	8.478	1,772,453.07	
TALANX AG	5,345	90.150	481,851.75	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	49,021	13.420	657,861.82	
CAPGEMINI SE	13,512	124.600	1,683,595.20	
DASSAULT SYSTEMES SE	57,951	32.120	1,861,386.12	
NEMETSCHEK SE	5,941	101.900	605,387.90	
SAP SE	97,006	224.800	21,806,948.80	
NOKIA OYJ	498,412	4.309	2,147,657.30	
ASM INTERNATIONAL NV	4,547	376.900	1,713,764.30	
ASML HOLDING NV	36,764	577.300	21,223,857.20	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	83.200	522,995.20	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	117,552	25.755	3,027,551.76	
STMICROELECTRONICS NV	67,591	17.584	1,188,520.14	
CELLNEX TELECOM SA	44,410	31.590	1,402,911.90	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	323,731	30.680	9,932,067.08	
ELISA OYJ	12,225	44.460	543,523.50	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	9.400	264,986.00	
KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.925	1,444,144.87	
ORANGE	175,379	12.205	2,140,500.69	
TELECOM ITALIA SPA	1,266,466	0.298	377,406.86	
TELEFONICA SA	375,409	3.996	1,500,134.36	
ACCIONA SA	1,810	112.200	203,082.00	
E.ON SE	196,435	14.475	2,843,396.62	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	7.460	203,613.24	
EDP SA	340,749	3.063	1,043,714.18	
ENDESA SA	25,535	24.230	618,713.05	
ENEL SPA	750,963	6.994	5,252,235.22	
ENGIE	165,196	18.060	2,983,439.76	
FORTUM OYJ	42,339	12.855	544,267.84	
IBERDROLA SA	553,182	14.710	8,137,307.22	
REDEIA CORP SA	34,539	18.530	640,007.67	
RWE AG	58,449	32.530	1,901,345.97	
SNAM SPA	168,809	4.637	782,767.33	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	8.052	1,124,284.65	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	70,962	29.730	2,109,700.26	
VERBUND AG	5,841	63.150	368,859.15	
BOLLORE SE	69,288	5.120	354,754.56	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	93.250	568,731.75	

	PUBLICIS GROUPE	20,799	81.720	1,699,694.28	
	SCOUT24 SE	6,149	97.100	597,067.90	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	78,956	23.210	1,832,568.76	
	LEG IMMOBILIEN SE	7,909	69.350	548,489.15	
	VONOVIA SE	68,250	26.910	1,836,607.50	
	ユーロ小計	17,478,555		463,556,578.58 (75,378,935,243)	
	合 計	100,870,609		804,223,014,523 (804,223,014,523)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	556 銘柄	73.4%	76.3%
カナダ・ドル	株式	82 銘柄	3.3%	3.4%
オーストラリア・ドル	株式	41 銘柄	1.6%	1.7%
香港・ドル	株式	22 銘柄	0.4%	0.4%
シンガポール・ドル	株式	13 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	72 銘柄	3.8%	4.0%
イスラエル・シェケル	株式	9 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	42 銘柄	2.6%	2.7%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	0.6%	0.6%
ノルウェー・クローネ	株式	11 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式	40 銘柄	0.8%	0.8%
ユーロ	株式	209 銘柄	9.0%	9.4%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
		カナダ・ドル小計	1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,026,343.56	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	924,093.50	
		AMERICAN TOWER CORP	42,567.00	9,076,135.74	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	47,203.00	826,052.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	2,620,747.00	
		BXP INC	13,802.00	836,953.28	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,720.00	1,157,009.60	

		CROWN CASTLE INC	39,800.00	3,847,466.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	32,002.00	4,643,170.18	
		EQUINIX INC	9,171.00	7,124,307.93	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	917,231.04	
		EQUITY RESIDENTIAL	29,734.00	1,922,005.76	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,437,283.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	2,696,409.54	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,078,760.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,185,702.72	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	812,687.67	
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,776,525.08	
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	2,239,863.36	
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,166,211.42	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,954.00	1,844,502.20	
		PROLOGIS INC	84,920.00	8,171,851.60	
		PUBLIC STORAGE	15,268.00	4,280,231.12	
		REALTY INCOME CORP	84,512.00	4,666,752.64	
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,246,354.60	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,393.00	2,277,937.74	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	30,345.00	4,497,129.00	
		SUN COMMUNITIES INC	12,887.00	1,554,429.94	
		UDR INC	27,406.00	1,081,440.76	
		VENTAS INC	41,109.00	2,717,715.99	
		VICI PROPERTIES INC	96,070.00	2,982,973.50	
		WELLTOWER INC	57,846.00	8,252,888.82	
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	1,684,275.60	
		WP CAREY INC	23,349.00	1,351,206.63	
	アメリカ・ドル小計		1,184,645.00	93,924,649.42 (13,452,827,536)	
	オーストラリア・ドル	APA GROUP	108,912.00	874,563.36	
		GOODMAN GROUP	197,180.00	5,412,591.00	
		GPT GROUP	159,776.00	704,612.16	
		SCENTRE GROUP	452,086.00	1,505,446.38	
		STOCKLAND	193,824.00	974,934.72	
		TRANSURBAN GROUP	291,488.00	4,025,449.28	
		VICINITY CENTRES	372,431.00	823,072.51	
	オーストラリア・ドル小計		1,775,697.00	14,320,669.41 (1,290,721,934)	
	香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	4,544,800.00	
		LINK REIT	238,500.00	7,942,050.00	
	香港・ドル小計		675,500.00	12,486,850.00 (230,507,251)	

シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	805,500.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	588,116.00	1,199,756.64	
シンガポール・ドル小計		910,316.00	2,005,256.64 (217,951,344)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	319,037.81	
	SEGRO PLC	115,483.00	728,466.76	
イギリス・ポンド小計		175,340.00	1,047,504.57 (196,407,107)	
ユーロ	COVIVIO	7,110.00	336,729.60	
	GECINA SA	3,082.00	261,507.70	
	KLEPIERRE	18,172.00	538,618.08	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	826,711.60	
ユーロ小計		40,974.00	1,963,566.98 (319,295,627)	
投資証券合計			15,707,710,799 (15,707,710,799)	
合 計			15,707,710,799 (15,707,710,799)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34 銘柄	-	1.6%	85.6%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1 銘柄	-	-	-
オーストラリア・ドル	投資証券	7 銘柄	-	0.2%	8.2%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.5%
シンガポール・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.4%
イギリス・ポンド	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	4 銘柄	-	0.0%	2.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025 年 4 月 14 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,112,487
コール・ローン	123,992,900

国債証券	183,520,100,776
派生商品評価勘定	9,216,385
未収入金	923,170,067
未収利息	1,701,707,720
前払費用	189,251,694
流動資産合計	186,468,552,029
資産合計	186,468,552,029
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	233,100
未払解約金	530,838,961
流動負債合計	531,072,061
負債合計	531,072,061
純資産の部	
元本等	
元本	82,970,861,182
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	102,966,618,786
元本等合計	185,937,479,968
純資産合計	185,937,479,968
負債純資産合計	186,468,552,029

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理

の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	82,970,861,182 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2,2410 円 (1 万口当たりの純資産額 22,410 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい

	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	オフショア・人民元	674,236,174	-	665,019,789	9,216,385
	マレーシア・リングギ	46,012,585	-	46,245,685	△233,100

	ト				
	小計	720,248,759	-	711,265,474	8,983,285
	合 計	720,248,759	-	711,265,474	8,983,285

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	81,315,169,414 円
同期中における追加設定元本額	18,024,763,741 円
同期中における一部解約元本額	16,369,071,973 円
2025 年 4 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国債券インデックスファンド S	30,477,442,304 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	1,041,373,430 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	2,647,453,404 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	1,572,349,927 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	169,121,829 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	5,515,510 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	21,717,939 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	66,292,830 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	233,285,513 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	200,179,970 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	329,877,105 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	16,242,852 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	27,413,659 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	53,385,402 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	36,431,453 円
イオン・バランス戦略ファンド	51,651,219 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	71,449,836 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	416,739,541 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	296,634,570 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	887,384,268 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	295,201,737 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	167,611,626 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	337,931,128 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,658,701,891 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	46,143,047 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	158,464,560 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	135,263,808 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	17,654,065 円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,040,924,523 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	230,675,474 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	38,726,072 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	24,985,985 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	25,697,152 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	18,227,167 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	14,676,008 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	1,439,574 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	5,912,606 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	36,800,547 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	37,611,285 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	11,078,125 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	100,266 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	224,841 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	374,195 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	467,356 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	188,688 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,389,256,893 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	16,637,845 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	2,582,283,354 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,169,375,063 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	7,729,102,485 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	23,930,035 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	60,417,188 円

SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	625,410,540 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	91,764,677 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	739,412,906 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,101,096,174 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,037,597,990 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	2,989,178,601 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	5,057,829,997 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	244,569,529 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	86,565,562 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	43,714,593 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	19,629,122 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,816,161 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	50,699,264 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	279,621,330 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	54,549,891 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	29,326,638 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	646,724,849 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	380,113,562 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	517,680,497 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	196,550,537 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	162,810,253 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	198,374,233 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	
>	104,102,664 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	160,848,140 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	
>	237,331,207 円
合 計	82,970,861,182 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	T 0.375 07/31/27	900,000.00	829,539.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	916,320.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,118,904.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,324,100.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,410,460.00	
		T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,659,294.00	
		T 0.5 10/31/27	950,000.00	870,580.00	

	T 0.625 03/31/27	400,000.00	375,036.00	
	T 0.625 05/15/30	4,000,000.00	3,355,920.00	
	T 0.625 07/31/26	800,000.00	765,776.00	
	T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,988,272.00	
	T 0.625 11/30/27	1,600,000.00	1,466,800.00	
	T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,833,462.00	
	T 0.75 01/31/28	4,200,000.00	3,841,488.00	
	T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,927,840.00	
	T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,434,690.00	
	T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,925,580.00	
	T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,389,200.00	
	T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,093,558.00	
	T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,630,590.00	
	T 1.125 02/15/31	4,400,000.00	3,705,768.00	
	T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,898,160.00	
	T 1.125 05/15/40	2,250,000.00	1,362,915.00	
	T 1.125 08/15/40	1,700,000.00	1,018,096.00	
	T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,180,485.00	
	T 1.125 10/31/26	3,700,000.00	3,540,937.00	
	T 1.25 04/30/28	3,500,000.00	3,224,760.00	
	T 1.25 05/15/50	3,100,000.00	1,461,650.00	
	T 1.25 05/31/28	3,000,000.00	2,757,420.00	
	T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,751,420.00	
	T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,329,988.00	
	T 1.25 09/30/28	3,000,000.00	2,730,450.00	
	T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	4,019,106.00	
	T 1.25 12/31/26	2,600,000.00	2,482,688.00	
	T 1.375 08/15/50	3,500,000.00	1,693,510.00	
	T 1.375 08/31/26	600,000.00	578,796.00	
	T 1.375 10/31/28	3,000,000.00	2,736,300.00	
	T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,081,308.00	
	T 1.375 12/31/28	1,000,000.00	907,960.00	
	T 1.5 01/31/27	3,400,000.00	3,254,276.00	
	T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,857,660.00	
	T 1.5 11/30/28	4,500,000.00	4,114,125.00	
	T 1.625 05/15/26	11,450,000.00	11,159,628.00	
	T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,727,800.00	
	T 1.625 08/15/29	3,250,000.00	2,935,660.00	
	T 1.625 09/30/26	900,000.00	869,670.00	
	T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,656,608.00	
	T 1.625 11/30/26	200,000.00	192,566.00	
	T 1.75 01/31/29	3,300,000.00	3,032,106.00	

T 1. 75 08/15/41	3, 400, 000. 00	2, 205, 002. 00	
T 1. 75 11/15/29	1, 300, 000. 00	1, 173, 224. 00	
T 1. 75 12/31/26	2, 500, 000. 00	2, 407, 900. 00	
T 1. 875 02/15/32	4, 700, 000. 00	4, 022, 871. 00	
T 1. 875 02/15/41	3, 300, 000. 00	2, 215, 356. 00	
T 1. 875 02/15/51	3, 800, 000. 00	2, 099, 614. 00	
T 1. 875 02/28/27	3, 400, 000. 00	3, 271, 820. 00	
T 1. 875 02/28/29	2, 800, 000. 00	2, 579, 920. 00	
T 1. 875 07/31/26	2, 500, 000. 00	2, 431, 875. 00	
T 1. 875 11/15/51	3, 300, 000. 00	1, 808, 598. 00	
T 2 02/15/50	2, 800, 000. 00	1, 615, 460. 00	
T 2 08/15/51	2, 900, 000. 00	1, 646, 533. 00	
T 2 11/15/26	1, 000, 000. 00	969, 450. 00	
T 2 11/15/41	2, 800, 000. 00	1, 882, 608. 00	
T 2. 25 02/15/27	3, 200, 000. 00	3, 102, 912. 00	
T 2. 25 02/15/52	3, 200, 000. 00	1, 928, 160. 00	
T 2. 25 05/15/41	3, 000, 000. 00	2, 130, 030. 00	
T 2. 25 08/15/27	2, 200, 000. 00	2, 116, 114. 00	
T 2. 25 08/15/46	1, 950, 000. 00	1, 251, 256. 50	
T 2. 25 08/15/49	1, 500, 000. 00	923, 370. 00	
T 2. 25 11/15/27	1, 900, 000. 00	1, 819, 535. 00	
T 2. 375 02/15/42	1, 800, 000. 00	1, 280, 844. 00	
T 2. 375 03/31/29	5, 000, 000. 00	4, 687, 650. 00	
T 2. 375 05/15/27	3, 000, 000. 00	2, 904, 300. 00	
T 2. 375 05/15/29	2, 400, 000. 00	2, 246, 088. 00	
T 2. 375 05/15/51	3, 900, 000. 00	2, 438, 007. 00	
T 2. 375 11/15/49	1, 900, 000. 00	1, 199, 812. 00	
T 2. 5 02/15/45	1, 400, 000. 00	966, 098. 00	
T 2. 5 02/15/46	1, 000, 000. 00	679, 530. 00	
T 2. 5 03/31/27	1, 740, 000. 00	1, 692, 480. 60	
T 2. 5 05/15/46	1, 000, 000. 00	677, 340. 00	
T 2. 625 02/15/29	1, 800, 000. 00	1, 707, 606. 00	
T 2. 625 05/31/27	2, 800, 000. 00	2, 723, 532. 00	
T 2. 625 07/31/29	1, 100, 000. 00	1, 035, 925. 00	
T 2. 75 02/15/28	3, 800, 000. 00	3, 674, 258. 00	
T 2. 75 04/30/27	1, 600, 000. 00	1, 562, 000. 00	
T 2. 75 05/31/29	1, 400, 000. 00	1, 328, 516. 00	
T 2. 75 07/31/27	2, 400, 000. 00	2, 335, 872. 00	
T 2. 75 08/15/32	4, 200, 000. 00	3, 782, 100. 00	
T 2. 75 08/15/42	1, 000, 000. 00	749, 760. 00	
T 2. 75 08/15/47	1, 800, 000. 00	1, 258, 542. 00	
T 2. 75 11/15/42	300, 000. 00	223, 992. 00	

T 2. 75 11/15/47	1, 500, 000. 00	1, 045, 770. 00	
T 2. 875 04/30/29	3, 500, 000. 00	3, 340, 855. 00	
T 2. 875 05/15/28	3, 500, 000. 00	3, 384, 605. 00	
T 2. 875 05/15/32	5, 700, 000. 00	5, 196, 348. 00	
T 2. 875 05/15/43	1, 200, 000. 00	906, 648. 00	
T 2. 875 05/15/49	1, 400, 000. 00	987, 700. 00	
T 2. 875 05/15/52	3, 200, 000. 00	2, 223, 680. 00	
T 2. 875 08/15/28	2, 000, 000. 00	1, 927, 880. 00	
T 2. 875 08/15/45	800, 000. 00	586, 624. 00	
T 2. 875 11/15/46	1, 000, 000. 00	722, 690. 00	
T 3 02/15/47	1, 500, 000. 00	1, 106, 100. 00	
T 3 02/15/48	1, 400, 000. 00	1, 022, 238. 00	
T 3 02/15/49	2, 300, 000. 00	1, 664, 625. 00	
T 3 05/15/42	800, 000. 00	625, 840. 00	
T 3 05/15/45	900, 000. 00	676, 611. 00	
T 3 05/15/47	1, 000, 000. 00	735, 870. 00	
T 3 08/15/48	2, 000, 000. 00	1, 453, 460. 00	
T 3 08/15/52	3, 000, 000. 00	2, 140, 110. 00	
T 3 11/15/44	1, 000, 000. 00	755, 580. 00	
T 3 11/15/45	800, 000. 00	598, 152. 00	
T 3. 125 02/15/42	1, 000, 000. 00	800, 270. 00	
T 3. 125 02/15/43	1, 800, 000. 00	1, 418, 904. 00	
T 3. 125 05/15/48	2, 400, 000. 00	1, 789, 344. 00	
T 3. 125 08/15/44	700, 000. 00	541, 401. 00	
T 3. 125 08/31/27	2, 200, 000. 00	2, 157, 540. 00	
T 3. 125 08/31/29	2, 700, 000. 00	2, 592, 297. 00	
T 3. 125 11/15/28	2, 900, 000. 00	2, 810, 651. 00	
T 3. 125 11/15/41	1, 000, 000. 00	802, 890. 00	
T 3. 25 05/15/42	2, 200, 000. 00	1, 785, 608. 00	
T 3. 25 06/30/27	2, 300, 000. 00	2, 266, 305. 00	
T 3. 25 06/30/29	3, 000, 000. 00	2, 900, 730. 00	
T 3. 375 05/15/33	5, 500, 000. 00	5, 121, 325. 00	
T 3. 375 05/15/44	500, 000. 00	403, 885. 00	
T 3. 375 08/15/42	2, 000, 000. 00	1, 648, 740. 00	
T 3. 375 09/15/27	2, 500, 000. 00	2, 465, 950. 00	
T 3. 375 11/15/48	2, 100, 000. 00	1, 632, 414. 00	
T 3. 5 01/31/28	1, 000, 000. 00	986, 810. 00	
T 3. 5 01/31/30	2, 500, 000. 00	2, 429, 625. 00	
T 3. 5 02/15/33	4, 200, 000. 00	3, 958, 080. 00	
T 3. 5 02/15/39	200, 000. 00	176, 476. 00	
T 3. 5 04/30/28	3, 000, 000. 00	2, 955, 870. 00	
T 3. 5 04/30/30	2, 500, 000. 00	2, 424, 700. 00	

T 3.5 09/30/29	3,100,000.00	3,020,919.00	
T 3.625 02/15/44	300,000.00	252,339.00	
T 3.625 02/15/53	2,700,000.00	2,179,926.00	
T 3.625 03/31/28	3,000,000.00	2,969,640.00	
T 3.625 03/31/30	1,200,000.00	1,171,500.00	
T 3.625 05/15/26	2,500,000.00	2,489,000.00	
T 3.625 05/15/53	2,900,000.00	2,340,822.00	
T 3.625 05/31/28	2,000,000.00	1,976,860.00	
T 3.625 08/15/43	500,000.00	422,575.00	
T 3.625 08/31/29	2,500,000.00	2,450,925.00	
T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,924,840.00	
T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,941,380.00	
T 3.75 06/30/30	1,900,000.00	1,861,772.00	
T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,487,300.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	965,976.00	
T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,715,440.00	
T 3.75 11/15/43	700,000.00	600,985.00	
T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	988,820.00	
T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,341,488.00	
T 3.875 02/15/43	1,600,000.00	1,409,312.00	
T 3.875 03/15/28	2,000,000.00	1,994,140.00	
T 3.875 03/31/27	4,000,000.00	3,993,720.00	
T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	1,932,634.00	
T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	4,815,100.00	
T 3.875 08/15/34	5,870,000.00	5,609,019.80	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	450,975.00	
T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,276,540.00	
T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,792,608.00	
T 3.875 11/30/27	1,800,000.00	1,794,852.00	
T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,878,796.00	
T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,193,884.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,482,975.00	
T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,899,804.00	
T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,087,987.00	
T 4 02/15/34	5,100,000.00	4,937,616.00	
T 4 02/28/30	3,100,000.00	3,080,377.00	
T 4 02/29/28	2,000,000.00	1,999,600.00	
T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,998,470.00	
T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,488,375.00	
T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,180,310.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,591,248.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,794,240.00	

T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,250,976.00	
T 4 12/15/27	2,600,000.00	2,601,352.00	
T 4.125 01/31/27	4,300,000.00	4,309,116.00	
T 4.125 02/15/27	5,500,000.00	5,513,310.00	
T 4.125 02/29/32	1,000,000.00	988,820.00	
T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	3,002,790.00	
T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	1,986,640.00	
T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	2,001,820.00	
T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	1,002,730.00	
T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	1,982,560.00	
T 4.125 08/15/44	1,000,000.00	901,170.00	
T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,742,508.00	
T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,694,152.00	
T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,108,106.00	
T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	2,006,780.00	
T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,898,289.00	
T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,870,768.00	
T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,210,112.00	
T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,522,776.00	
T 4.125 11/30/29	4,300,000.00	4,298,968.00	
T 4.125 11/30/31	2,000,000.00	1,979,280.00	
T 4.25 01/15/28	1,600,000.00	1,609,936.00	
T 4.25 01/31/30	3,500,000.00	3,515,015.00	
T 4.25 02/15/28	3,000,000.00	3,020,010.00	
T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,161,865.00	
T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,513,950.00	
T 4.25 02/28/31	2,000,000.00	2,000,140.00	
T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,919,617.00	
T 4.25 05/15/39	100,000.00	95,390.00	
T 4.25 06/30/29	3,700,000.00	3,718,611.00	
T 4.25 06/30/31	2,100,000.00	2,096,829.00	
T 4.25 08/15/54	3,220,000.00	2,913,584.80	
T 4.25 11/15/34	5,550,000.00	5,456,316.00	
T 4.25 11/15/40	600,000.00	564,234.00	
T 4.25 11/30/26	7,900,000.00	7,928,677.00	
T 4.25 12/31/26	4,500,000.00	4,518,270.00	
T 4.375 01/31/32	1,800,000.00	1,806,606.00	
T 4.375 05/15/34	5,500,000.00	5,469,585.00	
T 4.375 05/15/40	900,000.00	862,974.00	
T 4.375 05/15/41	300,000.00	285,279.00	
T 4.375 07/15/27	3,750,000.00	3,782,137.50	
T 4.375 07/31/26	2,600,000.00	2,610,452.00	

T 4. 375 08/15/26	4, 000, 000. 00	4, 016, 400. 00	
T 4. 375 08/15/43	2, 000, 000. 00	1, 878, 160. 00	
T 4. 375 08/31/28	1, 000, 000. 00	1, 010, 270. 00	
T 4. 375 11/15/39	300, 000. 00	288, 726. 00	
T 4. 375 11/30/28	1, 900, 000. 00	1, 918, 924. 00	
T 4. 375 11/30/30	1, 900, 000. 00	1, 913, 794. 00	
T 4. 375 12/15/26	4, 000, 000. 00	4, 023, 720. 00	
T 4. 375 12/31/29	2, 500, 000. 00	2, 524, 200. 00	
T 4. 5 02/15/44	2, 100, 000. 00	1, 998, 927. 00	
T 4. 5 04/15/27	1, 700, 000. 00	1, 717, 119. 00	
T 4. 5 05/15/27	2, 700, 000. 00	2, 728, 242. 00	
T 4. 5 05/15/38	1, 200, 000. 00	1, 188, 324. 00	
T 4. 5 05/31/29	1, 500, 000. 00	1, 521, 960. 00	
T 4. 5 07/15/26	3, 900, 000. 00	3, 921, 099. 00	
T 4. 5 08/15/39	300, 000. 00	293, 400. 00	
T 4. 5 11/15/33	4, 800, 000. 00	4, 827, 936. 00	
T 4. 5 11/15/54	3, 300, 000. 00	3, 117, 444. 00	
T 4. 5 12/31/31	2, 800, 000. 00	2, 831, 500. 00	
T 4. 625 02/15/35	2, 300, 000. 00	2, 328, 566. 00	
T 4. 625 02/15/40	1, 000, 000. 00	987, 960. 00	
T 4. 625 02/15/55	1, 000, 000. 00	965, 150. 00	
T 4. 625 04/30/29	2, 500, 000. 00	2, 548, 125. 00	
T 4. 625 04/30/31	1, 000, 000. 00	1, 019, 290. 00	
T 4. 625 05/15/44	1, 700, 000. 00	1, 642, 047. 00	
T 4. 625 05/15/54	3, 000, 000. 00	2, 886, 660. 00	
T 4. 625 05/31/31	2, 900, 000. 00	2, 954, 636. 00	
T 4. 625 06/15/27	3, 000, 000. 00	3, 041, 460. 00	
T 4. 625 09/15/26	4, 000, 000. 00	4, 032, 320. 00	
T 4. 625 09/30/28	2, 500, 000. 00	2, 545, 700. 00	
T 4. 625 09/30/30	1, 500, 000. 00	1, 530, 465. 00	
T 4. 625 10/15/26	2, 300, 000. 00	2, 319, 803. 00	
T 4. 625 11/15/26	4, 800, 000. 00	4, 844, 208. 00	
T 4. 625 11/15/44	2, 000, 000. 00	1, 927, 800. 00	
T 4. 75 02/15/41	900, 000. 00	895, 176. 00	
T 4. 75 02/15/45	1, 900, 000. 00	1, 862, 133. 00	
T 4. 75 11/15/43	2, 200, 000. 00	2, 165, 394. 00	
T 4. 75 11/15/53	3, 300, 000. 00	3, 239, 907. 00	
T 4. 875 04/30/26	6, 000, 000. 00	6, 048, 600. 00	
T 4. 875 10/31/28	1, 400, 000. 00	1, 437, 072. 00	
T 5. 25 11/15/28	500, 000. 00	519, 605. 00	
T 5. 375 02/15/31	320, 000. 00	338, 873. 60	
T 6. 125 11/15/27	1, 000, 000. 00	1, 052, 500. 00	

アメリカ・ドル小計		647,600,000.00	592,707,473.80 (84,893,491,472)	
カナダ・ドル	CAN 0.5 12/01/30	1,200,000.00	1,047,972.00	
	CAN 1 06/01/27	800,000.00	772,704.00	
	CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	389,612.00	
	CAN 1.25 06/01/30	1,800,000.00	1,657,746.00	
	CAN 1.5 06/01/26	2,100,000.00	2,073,267.00	
	CAN 1.5 06/01/31	1,000,000.00	916,130.00	
	CAN 1.5 12/01/31	1,300,000.00	1,179,698.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	746,174.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	684,803.00	
	CAN 2 06/01/32	1,500,000.00	1,395,750.00	
	CAN 2 12/01/51	1,000,000.00	732,610.00	
	CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,076,625.00	
	CAN 2.25 12/01/29	300,000.00	292,305.00	
	CAN 2.5 12/01/32	830,000.00	795,057.00	
	CAN 2.75 03/01/30	200,000.00	198,888.00	
	CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,747,998.00	
	CAN 2.75 09/01/27	350,000.00	350,395.50	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,135,446.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	681,192.00	
	CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,307,319.00	
	CAN 3.25 06/01/35	300,000.00	298,773.00	
	CAN 3.25 09/01/28	380,000.00	385,783.60	
	CAN 3.25 11/01/26	3,100,000.00	3,126,412.00	
	CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	884,162.40	
	CAN 3.25 12/01/34	1,800,000.00	1,798,488.00	
	CAN 3.5 03/01/34	700,000.00	715,582.00	
	CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,817,807.70	
	CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,200,036.00	
	CAN 3.5 12/01/57	400,000.00	393,844.00	
	CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,774,018.00	
	CAN 4 06/01/41	300,000.00	320,898.00	
	CAN 4 08/01/26	1,100,000.00	1,118,249.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	464,640.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	278,647.50	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	354,735.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	593,873.00	
カナダ・ドル小計		36,160,000.00	34,707,640.70 (3,582,869,749)	
オーストラリア・	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	192,204.00	
	ACGB 1 11/21/31	200,000.00	166,322.00	

ドル	ACGB 1.25 05/21/32	1,300,000.00	1,080,729.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	2,600,000.00	2,268,994.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	259,945.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	730,000.00	619,149.50	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,260,207.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,518,528.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	465,438.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	692,752.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	1,200,000.00	1,184,628.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	400,000.00	391,872.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,354,766.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	888,156.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	820,719.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,132,624.20	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,713,520.00	
	ACGB 3.5 12/21/34	850,000.00	793,441.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,024,045.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,100,000.00	1,056,484.00	
	ACGB 4.25 03/21/36	800,000.00	787,672.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,050,000.00	2,067,466.00	
	ACGB 4.25 06/21/34	600,000.00	598,464.00	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,537,710.00	
	ACGB 4.75 04/21/27	900,000.00	926,100.00	
	オーストラリア・ドル小計	26,970,000.00	24,801,935.70 (2,235,398,465)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	785,936.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	285,141.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	670,000.00	675,065.20	
	SIGB 2.625 08/01/32	200,000.00	200,880.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	890,000.00	889,288.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	551,380.50	
	SIGB 2.875 07/01/29	200,000.00	203,974.00	
	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	613,998.00	
	SIGB 3 04/01/29	100,000.00	102,273.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	877,680.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	211,730.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	290,000.00	306,112.40	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	899,263.20	
	シンガポール・ドル小計	6,480,000.00	6,602,721.30 (717,649,778)	
ニュージーランド	NZGB 0.25 05/15/28	200,000.00	181,180.00	
	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	194,292.00	

ド・ドル	NZGB 1.5 05/15/31	800,000.00	685,472.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,120,000.00	696,203.20	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	957,342.40	
	NZGB 2.75 05/15/51	700,000.00	435,869.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	973,000.00	
	NZGB 3.5 04/14/33	100,000.00	93,170.00	
	NZGB 4.25 05/15/34	270,000.00	262,018.80	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,126,576.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	738,108.00	
ニュージーランド・ドル小計		7,330,000.00	6,343,231.40 (530,611,307)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	368,466.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,625,832.00	
	UKT 0.25 07/31/31	470,000.00	368,677.40	
	UKT 0.375 10/22/26	1,200,000.00	1,140,576.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	899,382.00	
	UKT 0.5 01/31/29	1,350,000.00	1,186,002.00	
	UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	323,628.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,100,000.00	734,580.00	
	UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	176,852.00	
	UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	972,998.00	
	UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	697,744.00	
	UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,690,668.00	
	UKT 1.125 10/22/73	1,300,000.00	428,142.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	849,717.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	586,852.00	
	UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	452,872.00	
	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,068,353.00	
	UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	499,720.00	
	UKT 1.5 07/31/53	700,000.00	304,626.00	
	UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	833,454.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	222,645.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,150,000.00	590,766.50	
	UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	495,698.00	
	UKT 2.5 07/22/65	900,000.00	487,872.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,200,240.00	
	UKT 3.25 01/31/33	1,850,000.00	1,698,337.00	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	962,800.00	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	912,405.00	
	UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	971,751.00	
	UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,193,868.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	906,252.00	

	UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	972,933.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,011,179.00	
	UKT 4 10/22/31	1,000,000.00	979,960.00	
	UKT 4 10/22/63	600,000.00	465,354.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,701,802.00	
	UKT 4.125 07/22/29	1,570,000.00	1,570,596.60	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	665,938.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	496,745.00	
	UKT 4.25 07/31/34	2,000,000.00	1,936,160.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	547,782.00	
	UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,212,060.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	540,180.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,272,840.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	752,400.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,387,948.00	
	UKT 4.375 01/31/40	300,000.00	276,108.00	
	UKT 4.375 03/07/28	400,000.00	403,260.00	
	UKT 4.375 03/07/30	900,000.00	906,489.00	
	UKT 4.375 07/31/54	350,000.00	292,460.00	
	UKT 4.5 03/07/35	500,000.00	490,045.00	
	UKT 4.5 06/07/28	1,150,000.00	1,165,525.00	
	UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	593,436.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	954,723.00	
	UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,798,614.00	
	UKT 4.75 10/22/43	1,650,000.00	1,531,398.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,029,510.00	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	971,710.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	695,786.00	
	イギリス・ポンド小計	62,790,000.00	51,474,717.50 (9,651,509,531)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 1 03/31/30	2,400,000.00	2,061,336.00	
	ILGOV 1.3 04/30/32	1,860,000.00	1,525,311.60	
	ILGOV 1.5 05/31/37	1,700,000.00	1,226,601.00	
	ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	768,504.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,783,986.00	
	ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,576,912.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,113,604.00	
	ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	991,210.00	
	ILGOV 4 03/30/35	650,000.00	629,915.00	
	ILGOV 4.6 08/31/29	280,000.00	284,634.00	
	ILGOV 6.25 10/30/26	1,600,000.00	1,651,376.00	
	イスラエル・シュケル小計	17,390,000.00	15,613,389.60	

			(604, 153, 865)	
デンマーク・クロネ	DGB 0 11/15/31	500, 000. 00	434, 750. 00	
	DGB 0. 25 11/15/52	1, 900, 000. 00	1, 022, 732. 00	
	DGB 0. 5 11/15/27	4, 100, 000. 00	3, 985, 077. 00	
	DGB 0. 5 11/15/29	2, 400, 000. 00	2, 251, 128. 00	
	DGB 2. 25 11/15/33	2, 900, 000. 00	2, 882, 687. 00	
	DGB 4. 5 11/15/39	7, 000, 000. 00	8, 583, 190. 00	
デンマーク・クロネ小計		18, 800, 000. 00	19, 159, 564. 00 (417, 295, 304)	
ノルウェー・クロネ	NGB 1. 375 08/19/30	3, 100, 000. 00	2, 745, 112. 00	
	NGB 1. 75 02/17/27	2, 400, 000. 00	2, 318, 760. 00	
	NGB 1. 75 09/06/29	5, 000, 000. 00	4, 606, 150. 00	
	NGB 2 04/26/28	2, 700, 000. 00	2, 576, 556. 00	
	NGB 2. 125 05/18/32	1, 200, 000. 00	1, 073, 328. 00	
	NGB 3 08/15/33	1, 100, 000. 00	1, 032, 801. 00	
	NGB 3. 5 10/06/42	2, 300, 000. 00	2, 215, 981. 00	
	NGB 3. 625 04/13/34	3, 600, 000. 00	3, 531, 852. 00	
	NGB 3. 625 05/31/39	1, 000, 000. 00	972, 350. 00	
ノルウェー・クロネ小計		22, 400, 000. 00	21, 072, 890. 00 (283, 430, 372)	
スウェーデン・クロナ	SGB 0. 125 05/12/31	1, 100, 000. 00	978, 989. 00	
	SGB 0. 75 05/12/28	3, 120, 000. 00	3, 021, 564. 00	
	SGB 0. 75 11/12/29	5, 200, 000. 00	4, 929, 860. 00	
	SGB 1 11/12/26	6, 400, 000. 00	6, 325, 760. 00	
	SGB 1. 75 11/11/33	3, 250, 000. 00	3, 126, 955. 00	
	SGB 3. 5 03/30/39	4, 600, 000. 00	5, 151, 310. 00	
スウェーデン・クロナ小計		23, 670, 000. 00	23, 534, 438. 00 (344, 308, 828)	
メキシコ・ペソ	MBONO 10 11/20/36	5, 000, 000. 00	5, 160, 700. 00	
	MBONO 5. 5 03/04/27	21, 000, 000. 00	19, 942, 440. 00	
	MBONO 7. 5 05/26/33	8, 000, 000. 00	7, 139, 840. 00	
	MBONO 7. 5 06/03/27	22, 000, 000. 00	21, 611, 260. 00	
	MBONO 7. 75 05/29/31	27, 000, 000. 00	25, 323, 030. 00	
	MBONO 7. 75 11/23/34	31, 000, 000. 00	27, 595, 890. 00	
	MBONO 8 11/07/47	13, 000, 000. 00	10, 515, 570. 00	
	MBONO 8. 5 02/28/30	2, 000, 000. 00	1, 957, 000. 00	
	MBONO 8. 5 05/31/29	37, 000, 000. 00	36, 556, 000. 00	
	MBONO 8. 5 11/18/38	40, 000, 000. 00	36, 034, 400. 00	
メキシコ・ペソ小計		206, 000, 000. 00	191, 836, 130. 00 (1, 354, 804, 301)	
オフショア・人民	CGB 1. 06 12/15/26	6, 000, 000. 00	5, 972, 220. 00	
	CGB 1. 42 11/15/27	17, 000, 000. 00	17, 004, 420. 00	

元	CGB 1. 43 01/25/30	23, 000, 000. 00	22, 936, 290. 00	
	CGB 1. 45 02/25/28	9, 000, 000. 00	9, 005, 400. 00	
	CGB 1. 49 12/25/31	15, 500, 000. 00	15, 397, 080. 00	
	CGB 1. 61 02/15/35	12, 500, 000. 00	12, 459, 250. 00	
	CGB 1. 62 08/15/27	1, 800, 000. 00	1, 806, 174. 00	
	CGB 1. 74 10/15/29	34, 600, 000. 00	34, 970, 566. 00	
	CGB 1. 85 05/15/27	11, 000, 000. 00	11, 082, 060. 00	
	CGB 1. 87 09/15/31	16, 500, 000. 00	16, 760, 535. 00	
	CGB 1. 91 07/15/29	14, 500, 000. 00	14, 766, 510. 00	
	CGB 1. 92 01/15/55	2, 000, 000. 00	2, 024, 980. 00	
	CGB 2. 04 02/25/27	58, 900, 000. 00	59, 520, 806. 00	
	CGB 2. 04 11/25/34	15, 000, 000. 00	15, 426, 000. 00	
	CGB 2. 05 04/15/29	25, 000, 000. 00	25, 544, 750. 00	
	CGB 2. 11 08/25/34	32, 600, 000. 00	33, 774, 904. 00	
	CGB 2. 18 08/15/26	22, 800, 000. 00	23, 016, 372. 00	
	CGB 2. 27 05/25/34	20, 000, 000. 00	21, 064, 600. 00	
	CGB 2. 28 03/25/31	28, 000, 000. 00	29, 088, 920. 00	
	CGB 2. 3 05/15/26	17, 000, 000. 00	17, 154, 190. 00	
	CGB 2. 35 02/25/34	22, 000, 000. 00	23, 172, 820. 00	
	CGB 2. 37 01/15/29	4, 500, 000. 00	4, 644, 585. 00	
	CGB 2. 39 11/15/26	72, 000, 000. 00	73, 035, 360. 00	
	CGB 2. 4 07/15/28	38, 000, 000. 00	39, 129, 360. 00	
	CGB 2. 48 04/15/27	9, 000, 000. 00	9, 180, 990. 00	
	CGB 2. 5 07/25/27	11, 000, 000. 00	11, 240, 680. 00	
	CGB 2. 52 08/25/33	11, 000, 000. 00	11, 702, 130. 00	
	CGB 2. 54 12/25/30	27, 000, 000. 00	28, 397, 790. 00	
	CGB 2. 55 10/15/28	11, 000, 000. 00	11, 407, 550. 00	
	CGB 2. 6 09/15/30	32, 000, 000. 00	33, 743, 040. 00	
	CGB 2. 62 04/15/28	27, 000, 000. 00	27, 930, 690. 00	
	CGB 2. 62 06/25/30	22, 000, 000. 00	23, 160, 500. 00	
	CGB 2. 62 09/25/29	19, 000, 000. 00	19, 918, 460. 00	
	CGB 2. 64 01/15/28	31, 500, 000. 00	32, 525, 325. 00	
	CGB 2. 67 05/25/33	14, 000, 000. 00	15, 022, 840. 00	
	CGB 2. 67 11/25/33	15, 000, 000. 00	16, 160, 250. 00	
	CGB 2. 69 08/12/26	50, 000, 000. 00	50, 831, 000. 00	
	CGB 2. 8 03/24/29	22, 000, 000. 00	23, 092, 300. 00	
	CGB 2. 8 03/25/30	6, 000, 000. 00	6, 362, 220. 00	
	CGB 2. 8 11/15/32	19, 800, 000. 00	21, 388, 356. 00	
	CGB 2. 88 02/25/33	10, 900, 000. 00	11, 877, 403. 00	
	CGB 2. 91 10/14/28	21, 000, 000. 00	22, 035, 510. 00	
	CGB 3 10/15/53	13, 500, 000. 00	16, 657, 245. 00	
	CGB 3. 02 05/27/31	21, 800, 000. 00	23, 635, 778. 00	

	CGB 3.12 10/25/52	17,000,000.00	21,090,880.00	
	CGB 3.19 04/15/53	13,000,000.00	16,367,650.00	
	CGB 3.39 03/16/50	4,000,000.00	5,100,000.00	
	CGB 3.72 04/12/51	41,200,000.00	55,730,004.00	
	オフショア・人民元小計	988,900,000.00	1,043,316,743.00 (20,475,404,076)	
マレーシア・リングット	MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,111,730.00	
	MGS 3.582 07/15/32	2,500,000.00	2,488,350.00	
	MGS 3.757 05/22/40	1,400,000.00	1,376,816.00	
	MGS 3.828 07/05/34	1,000,000.00	1,006,570.00	
	MGS 3.9 11/30/26	3,100,000.00	3,128,179.00	
	MGS 4.054 04/18/39	800,000.00	815,584.00	
	MGS 4.498 04/15/30	4,000,000.00	4,172,080.00	
	MGS 4.504 04/30/29	700,000.00	726,208.00	
	MGS 4.696 10/15/42	2,200,000.00	2,401,300.00	
	MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,369,799.00	
	マレーシア・リングット小計	27,500,000.00	28,596,616.00 (925,409,371)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7,050,000.00	6,631,230.00	
	POLGB 1.25 10/25/30	9,100,000.00	7,559,734.00	
	POLGB 2.75 04/25/28	4,000,000.00	3,808,320.00	
	POLGB 2.75 10/25/29	2,150,000.00	1,983,869.50	
	POLGB 4.75 07/25/29	2,500,000.00	2,503,075.00	
	POLGB 5 01/25/30	1,000,000.00	1,009,500.00	
	POLGB 5 10/25/34	500,000.00	491,515.00	
	POLGB 5.75 04/25/29	600,000.00	623,838.00	
	POLGB 6 10/25/33	2,800,000.00	2,946,020.00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2,750,000.00	2,992,907.50	
	ポーランド・ズロチ小計	32,450,000.00	30,550,009.00 (1,159,983,842)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	650,000.00	618,091.50	
	BGB 0 10/22/31	900,000.00	758,178.00	
	BGB 0.1 06/22/30	700,000.00	619,612.00	
	BGB 0.35 06/22/32	1,000,000.00	843,170.00	
	BGB 0.4 06/22/40	440,000.00	280,060.00	
	BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	139,608.00	
	BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	780,328.00	
	BGB 0.8 06/22/28	700,000.00	671,545.00	
	BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	850,059.00	
	BGB 1 06/22/26	700,000.00	692,419.00	
	BGB 1 06/22/31	600,000.00	545,310.00	
	BGB 1.25 04/22/33	900,000.00	798,948.00	

BGB 1. 45 06/22/37	770,000.00	626,387.30	
BGB 1. 6 06/22/47	650,000.00	444,158.00	
BGB 1. 7 06/22/50	1,000,000.00	665,970.00	
BGB 1. 9 06/22/38	700,000.00	589,687.00	
BGB 2. 15 06/22/66	500,000.00	327,475.00	
BGB 2. 25 06/22/57	500,000.00	352,280.00	
BGB 2. 7 10/22/29	150,000.00	152,092.50	
BGB 2. 75 04/22/39	600,000.00	555,654.00	
BGB 2. 85 10/22/34	990,000.00	971,209.80	
BGB 3 06/22/33	800,000.00	805,264.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	199,690.00	
BGB 3. 45 06/22/42	200,000.00	195,762.00	
BGB 3. 45 06/22/43	500,000.00	488,395.00	
BGB 3. 75 06/22/45	600,000.00	607,410.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	323,526.00	
BGB 4. 25 03/28/41	680,000.00	736,909.20	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,159,980.00	
BGB 5. 5 03/28/28	1,000,000.00	1,096,300.00	
BKO 2 12/10/26	500,000.00	501,955.00	
BKO 2. 2 03/11/27	2,300,000.00	2,319,435.00	
BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,267,435.00	
BTPS 0. 45 02/15/29	750,000.00	694,042.50	
BTPS 0. 6 08/01/31	1,300,000.00	1,113,749.00	
BTPS 0. 85 01/15/27	900,000.00	882,477.00	
BTPS 0. 9 04/01/31	2,000,000.00	1,767,480.00	
BTPS 0. 95 03/01/37	1,000,000.00	724,660.00	
BTPS 0. 95 06/01/32	1,800,000.00	1,536,066.00	
BTPS 0. 95 08/01/30	1,200,000.00	1,085,676.00	
BTPS 0. 95 09/15/27	800,000.00	778,208.00	
BTPS 0. 95 12/01/31	830,000.00	719,626.60	
BTPS 1. 1 04/01/27	1,500,000.00	1,472,415.00	
BTPS 1. 25 12/01/26	800,000.00	790,600.00	
BTPS 1. 35 04/01/30	900,000.00	840,528.00	
BTPS 1. 45 03/01/36	400,000.00	317,292.00	
BTPS 1. 6 06/01/26	1,200,000.00	1,194,696.00	
BTPS 1. 65 12/01/30	1,100,000.00	1,024,375.00	
BTPS 1. 7 09/01/51	1,500,000.00	901,320.00	
BTPS 2 02/01/28	1,120,000.00	1,113,347.20	
BTPS 2. 05 08/01/27	600,000.00	599,436.00	
BTPS 2. 1 07/15/26	1,000,000.00	1,001,170.00	
BTPS 2. 2 06/01/27	900,000.00	902,853.00	
BTPS 2. 25 09/01/36	500,000.00	428,500.00	

BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	556,272.00	
BTPS 2.45 09/01/50	1,300,000.00	929,487.00	
BTPS 2.55 02/25/27	1,200,000.00	1,209,000.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	404,424.00	
BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	741,969.00	
BTPS 2.7 10/15/27	650,000.00	657,533.50	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	496,223.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,007,530.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,317,368.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,030,240.00	
BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	894,760.00	
BTPS 3 08/01/29	2,000,000.00	2,031,280.00	
BTPS 3 10/01/29	1,450,000.00	1,465,718.00	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	623,952.00	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	743,064.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	944,702.00	
BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,091,193.60	
BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	616,146.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	878,070.00	
BTPS 3.45 07/15/27	350,000.00	359,936.50	
BTPS 3.45 07/15/31	270,000.00	274,490.10	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,023,220.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,034,880.00	
BTPS 3.65 08/01/35	550,000.00	544,692.50	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,972,656.00	
BTPS 3.8 08/01/28	1,700,000.00	1,774,069.00	
BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,366,456.50	
BTPS 3.85 07/01/34	1,000,000.00	1,017,530.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,022,142.00	
BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,970,760.00	
BTPS 3.85 10/01/40	500,000.00	481,815.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,000,000.00	1,047,840.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,033,840.00	
BTPS 4 04/30/35	1,170,000.00	1,206,106.20	
BTPS 4.05 10/30/37	400,000.00	405,716.00	
BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,583,670.00	
BTPS 4.1 04/30/46	500,000.00	489,140.00	
BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	302,049.00	
BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	681,856.00	
BTPS 4.4 05/01/33	3,000,000.00	3,202,380.00	
BTPS 4.5 10/01/53	200,000.00	202,158.00	
BTPS 4.75 09/01/28	950,000.00	1,021,934.00	

BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,281,564.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,743,359.40	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,985,670.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,868,419.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,970,878.00	
BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,395,912.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,881,645.00	
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	431,912.00	
DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,360,530.00	
DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	884,050.00	
DBR 0 02/15/32	2,700,000.00	2,318,193.00	
DBR 0 05/15/35	1,600,000.00	1,239,088.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	599,704.00	
DBR 0 08/15/29	1,350,000.00	1,240,704.00	
DBR 0 08/15/30	2,100,000.00	1,880,760.00	
DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,133,431.00	
DBR 0 08/15/31	400,000.00	348,804.00	
DBR 0 08/15/50	1,520,000.00	751,776.80	
DBR 0 08/15/50	1,590,000.00	788,751.30	
DBR 0 08/15/52	850,000.00	397,570.50	
DBR 0 11/15/27	600,000.00	573,456.00	
DBR 0 11/15/28	1,100,000.00	1,028,929.00	
DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	292,134.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,127,220.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,423,155.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	964,490.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,040,759.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,298,528.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,208,493.00	
DBR 1.7 08/15/32	1,400,000.00	1,344,784.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	955,536.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	797,840.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,403,640.00	
DBR 2.2 02/15/34	1,500,000.00	1,469,880.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,593,424.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,295,502.00	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,114,267.00	
DBR 2.5 02/15/35	730,000.00	727,861.10	
DBR 2.5 07/04/44	900,000.00	855,828.00	
DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,418,640.00	
DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	927,430.00	
DBR 2.6 05/15/41	600,000.00	582,930.00	

DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	912,870.00	
DBR 2.6 08/15/34	1,680,000.00	1,694,280.00	
DBR 2.9 08/15/56	300,000.00	300,900.00	
DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	845,784.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,475,526.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	822,283.00	
DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	653,994.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	712,608.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,799,841.50	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,060,362.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,101,230.00	
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	593,575.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,102,870.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,061,005.00	
FRTR 0 05/25/32	1,600,000.00	1,301,520.00	
FRTR 0 11/25/29	3,090,000.00	2,754,209.70	
FRTR 0 11/25/30	3,000,000.00	2,583,630.00	
FRTR 0 11/25/31	2,000,000.00	1,659,640.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,823,295.00	
FRTR 0.5 05/25/26	2,400,000.00	2,362,896.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,774,190.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	831,090.00	
FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	153,635.00	
FRTR 0.5 06/25/44	350,000.00	197,550.50	
FRTR 0.75 02/25/28	3,700,000.00	3,554,405.00	
FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,389,475.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,453,290.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,213,918.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,958,740.00	
FRTR 1.25 05/25/34	2,750,000.00	2,328,425.00	
FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,483,811.00	
FRTR 1.25 05/25/38	1,400,000.00	1,064,980.00	
FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,462,486.00	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,503,720.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	456,088.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,600,800.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,452,040.00	
FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,514,942.00	
FRTR 2.4 09/24/28	600,000.00	601,518.00	
FRTR 2.5 05/25/30	2,100,000.00	2,089,101.00	
FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	923,065.00	
FRTR 2.5 09/24/26	3,100,000.00	3,125,482.00	

FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,413,510.00	
FRTR 2.75 02/25/29	1,600,000.00	1,620,320.00	
FRTR 2.75 02/25/30	2,150,000.00	2,165,523.00	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,692,055.50	
FRTR 3 05/25/33	2,200,000.00	2,185,304.00	
FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,092,247.00	
FRTR 3 06/25/49	570,000.00	497,649.90	
FRTR 3 11/25/34	3,020,000.00	2,952,684.20	
FRTR 3.2 05/25/35	1,230,000.00	1,215,965.70	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	838,053.00	
FRTR 3.25 05/25/55	200,000.00	175,412.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,828,278.00	
FRTR 3.5 11/25/33	2,700,000.00	2,769,525.00	
FRTR 3.6 05/25/42	1,100,000.00	1,084,270.00	
FRTR 3.75 05/25/56	450,000.00	431,955.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,383,919.20	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,409,926.00	
FRTR 4 10/25/38	1,550,000.00	1,624,369.00	
FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,093,781.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	897,568.00	
FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,843,198.50	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	474,128.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	424,490.00	
IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	96,711.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	484,195.00	
IRISH 1 05/15/26	800,000.00	793,128.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	479,535.00	
IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	224,572.50	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	471,005.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	352,670.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	259,878.00	
IRISH 2 02/18/45	900,000.00	741,231.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	602,076.00	
IRISH 2.6 10/18/34	440,000.00	428,859.20	
IRISH 3 10/18/43	130,000.00	125,817.90	
IRISH 3.15 10/18/55	100,000.00	96,126.00	
NETHER 0 01/15/27	700,000.00	678,174.00	
NETHER 0 01/15/29	200,000.00	185,012.00	
NETHER 0 01/15/38	700,000.00	482,580.00	
NETHER 0 07/15/30	1,700,000.00	1,510,365.00	
NETHER 0.25 07/15/29	750,000.00	692,670.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,200,000.00	848,928.00	

NETHER 0.5 07/15/26	1,050,000.00	1,032,486.00	
NETHER 0.5 07/15/32	700,000.00	607,285.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	390,268.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,632,306.00	
NETHER 2 01/15/54	500,000.00	404,400.00	
NETHER 2.5 01/15/30	150,000.00	151,783.50	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	597,138.00	
NETHER 2.5 07/15/33	550,000.00	544,610.00	
NETHER 2.5 07/15/34	330,000.00	324,192.00	
NETHER 2.5 07/15/35	70,000.00	68,193.30	
NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,209,242.00	
NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	206,956.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,427,478.00	
NETHER 4 01/15/37	300,000.00	333,591.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	765,926.00	
OBL 0 04/16/27	1,050,000.00	1,014,478.50	
OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,631,933.00	
OBL 1.3 10/15/27	2,800,000.00	2,769,480.00	
OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,186,812.00	
OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	1,005,150.00	
OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	603,186.00	
OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,212,612.00	
OBL 2.4 04/18/30	1,100,000.00	1,116,225.00	
OBL 2.4 10/19/28	1,100,000.00	1,118,436.00	
OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,071,000.00	
PGB 0.3 10/17/31	380,000.00	328,361.80	
PGB 0.475 10/18/30	240,000.00	216,312.00	
PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	436,995.00	
PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	239,736.00	
PGB 1 04/12/52	300,000.00	161,544.00	
PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	240,929.50	
PGB 1.65 07/16/32	300,000.00	278,679.00	
PGB 1.95 06/15/29	700,000.00	693,119.00	
PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	750,960.00	
PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	376,832.00	
PGB 2.875 07/21/26	400,000.00	405,068.00	
PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	403,308.80	
PGB 3 06/15/35	250,000.00	246,340.00	
PGB 3.5 06/18/38	320,000.00	321,750.40	
PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	95,966.00	
PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	428,072.00	
PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	315,849.00	

PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	537,100.00	
PGB 4.125 04/14/27	400,000.00	417,800.00	
RAGB 0 02/20/30	800,000.00	712,992.00	
RAGB 0 02/20/31	1,100,000.00	949,729.00	
RAGB 0 10/20/28	150,000.00	138,910.50	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	181,692.00	
RAGB 0.25 10/20/36	420,000.00	304,579.80	
RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,142,310.40	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	680,113.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	578,064.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	502,560.00	
RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	589,860.00	
RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	91,057.50	
RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	533,694.00	
RAGB 1.5 02/20/47	500,000.00	359,015.00	
RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	109,208.00	
RAGB 2.4 05/23/34	700,000.00	672,700.00	
RAGB 2.5 10/20/29	190,000.00	191,309.10	
RAGB 2.9 02/20/33	650,000.00	655,239.00	
RAGB 2.9 02/20/34	460,000.00	460,565.80	
RAGB 2.9 05/23/29	150,000.00	153,469.50	
RAGB 2.95 02/20/35	400,000.00	398,900.00	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	487,805.00	
RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	334,841.50	
RAGB 3.2 07/15/39	200,000.00	199,292.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	761,082.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	330,075.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,092,400.00	
RFGB 0 09/15/26	300,000.00	292,083.00	
RFGB 0 09/15/30	400,000.00	350,064.00	
RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	442,386.00	
RFGB 0.5 04/15/26	300,000.00	295,836.00	
RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	675,353.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	283,626.00	
RFGB 0.5 09/15/29	300,000.00	276,996.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	720,256.00	
RFGB 1.375 04/15/47	640,000.00	443,660.80	
RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	636,181.00	
RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	189,982.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	203,860.00	
RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	255,547.50	
RFGB 3 09/15/33	550,000.00	555,538.50	

RFGB 3 09/15/34	360,000.00	361,072.80	
SPGB 0 01/31/27	1,050,000.00	1,013,764.50	
SPGB 0 01/31/28	400,000.00	377,180.00	
SPGB 0.1 04/30/31	800,000.00	684,896.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,446,288.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,209,908.00	
SPGB 0.6 10/31/29	150,000.00	138,072.00	
SPGB 0.7 04/30/32	1,400,000.00	1,207,864.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,070,245.00	
SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	653,996.00	
SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	368,405.00	
SPGB 1 07/30/42	500,000.00	326,750.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	430,744.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	988,792.00	
SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,787,270.00	
SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,386,966.00	
SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,467,495.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,169,076.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,026,857.00	
SPGB 1.45 10/31/27	810,000.00	797,922.90	
SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	187,320.00	
SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,486,425.00	
SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	525,492.00	
SPGB 1.95 04/30/26	700,000.00	700,091.00	
SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	678,398.00	
SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	664,279.00	
SPGB 2.4 05/31/28	550,000.00	553,294.50	
SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,414,042.00	
SPGB 2.55 10/31/32	350,000.00	340,578.00	
SPGB 2.7 01/31/30	940,000.00	947,068.80	
SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	615,037.50	
SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,109,944.00	
SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,467,474.00	
SPGB 3.1 07/30/31	750,000.00	764,032.50	
SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,563,593.50	
SPGB 3.15 04/30/35	400,000.00	395,468.00	
SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	665,196.00	
SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,142,895.00	
SPGB 3.45 10/31/34	1,600,000.00	1,627,520.00	
SPGB 3.5 01/31/41	350,000.00	339,605.00	
SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,564,005.00	
SPGB 3.55 10/31/33	1,200,000.00	1,239,756.00	

	SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	719,439.00	
	SPGB 4 10/31/54	300,000.00	298,827.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,126,923.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,229,283.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,596,378.00	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,645,665.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,655,150.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,186,650.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	525,250.00	
	SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,153,764.00	
	ユーロ小計	368,170,000.00	346,496,405.60 (56,343,780,515)	
国債証券合計			183,520,100,776 (183,520,100,776)	
合 計			183,520,100,776 (183,520,100,776)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	259 銘柄	45.7%	46.3%
カナダ・ドル	国債証券	36 銘柄	1.9%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	25 銘柄	1.2%	1.2%
シンガポール・ドル	国債証券	13 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	59 銘柄	5.2%	5.3%
イスラエル・シェケル	国債証券	11 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	10 銘柄	0.7%	0.7%
オフショア・人民元	国債証券	48 銘柄	11.0%	11.2%
マレーシア・リンギット	国債証券	10 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	10 銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券	358 銘柄	30.3%	30.7%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

マネーインカム・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年4月14日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	7,594,633
コール・ローン	846,464,216
国債証券	1,128,381,350
未収利息	71,914
前払費用	22,465
流動資産合計	1,982,534,578
資産合計	1,982,534,578
負債の部	
流動負債	
未払解約金	814,950
流動負債合計	814,950
負債合計	814,950
純資産の部	
元本等	
元本	1,964,464,849
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	17,254,779
元本等合計	1,981,719,628
純資産合計	1,981,719,628
負債純資産合計	1,982,534,578

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	1,964,464,849 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0088 円 (1 万口当たりの純資産額 10,088 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 4 月 16 日 至 2025 年 4 月 14 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,858,052,855 円
同期中における追加設定元本額	922,291,925 円
同期中における一部解約元本額	815,879,931 円
2025 年 4 月 14 日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	321,172,336 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	96,479,755 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	292,199,270 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	200,278,394 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	56,386,338 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	44,529,263 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	75,215,806 円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128 円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384 円
SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	579,261,720 円
SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞	298,545,455 円
合 計	1,964,464,849 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 4 4 5 年国債	300,000,000	299,850,000	
	1 2 2 6 国庫短期証券	200,000,000	199,987,000	
	1 2 5 7 国庫短期証券	350,000,000	349,417,950	
	1 2 7 6 国庫短期証券	280,000,000	279,126,400	
	国債証券 小計		1,128,381,350	
合 計			1,128,381,350	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 18 期中間計算期間（2025 年 4 月 15 日から 2025 年 10 月 14 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月24日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）の2025年4月15日から2025年10月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）の2025年10月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月15日から2025年10月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 17 期 (2025 年 4 月 14 日現在)	第 18 期中間計算期間 (2025 年 10 月 14 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	79,704	77,406
コール・ローン	8,883,400	9,251,142
親投資信託受益証券	1,189,708,889	1,281,541,265
未収入金	-	60,000
流動資産合計	1,198,671,993	1,290,929,813
資産合計	1,198,671,993	1,290,929,813
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	190
未払受託者報酬	207,890	206,808
未払委託者報酬	2,703,102	2,689,033
その他未払費用	31,112	30,934
流動負債合計	2,942,104	2,926,965
負債合計	2,942,104	2,926,965
純資産の部		
元本等		
元本	711,686,380	727,897,547
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	484,043,509	560,105,301
（分配準備積立金）	185,885,824	178,313,546
元本等合計	1,195,729,889	1,288,002,848
純資産合計	1,195,729,889	1,288,002,848
負債純資産合計	1,198,671,993	1,290,929,813

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 17 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 16 日 至 2024 年 10 月 15 日	第 18 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 15 日 至 2025 年 10 月 14 日
営業収益		
受取利息	6,476	17,622
有価証券売買等損益	10,767,399	67,242,376
営業収益合計	10,773,875	67,259,998
営業費用		
受託者報酬	251,256	206,808
委託者報酬	3,266,774	2,689,033
その他費用	37,603	30,934
営業費用合計	3,555,633	2,926,775
営業利益又は営業損失 (△)	7,218,242	64,333,223
経常利益又は経常損失 (△)	7,218,242	64,333,223
中間純利益又は中間純損失 (△)	7,218,242	64,333,223
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	769,068	1,571,302
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	662,183,202	484,043,509
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,324,112	33,755,551
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,324,112	33,755,551
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,544,707	20,455,680
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	103,544,707	20,455,680
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	596,411,781	560,105,301

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 18 期中間計算期間 自 2025 年 4 月 15 日 至 2025 年 10 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2025 年 4 月 15 日から 2025 年 10 月 14 日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第 17 期 (2025 年 4 月 14 日現在)	第 18 期中間計算期間 (2025 年 10 月 14 日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	711,686,380 口	727,897,547 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6801 円 (1 万口当たりの純資産額 16,801 円)	1 口当たり純資産額 1.7695 円 (1 万口当たりの純資産額 17,695 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 18 期中間計算期間 (2025 年 10 月 14 日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第 17 期 (2025 年 4 月 14 日現在)	第 18 期中間計算期間 (2025 年 10 月 14 日現在)
期首元本額	897,470,352 円	711,686,380 円
期中追加設定元本額	70,784,483 円	46,227,252 円
期中一部解約元本額	256,568,455 円	30,016,085 円

(参考)

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」および「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

		(単位：円)
		(2025年10月14日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		24,425,804
コール・ローン		2,919,222,334
株式		442,593,164,730
派生商品評価勘定		4,074,700
未収入金		98,000,000
未収配当金		4,288,684,079
差入委託証拠金		390,043,131
流動資産合計		450,317,614,778
資産合計		450,317,614,778
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		70,262,700
前受金		25,675,000
未払解約金		329,087,456
流動負債合計		425,025,156
負債合計		425,025,156
純資産の部		
元本等		
元本		77,702,999,865
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		372,189,589,757
元本等合計		449,892,589,622
純資産合計		449,892,589,622
負債純資産合計		450,317,614,778

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 15 日

	至 2025 年 10 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	77,702,999,865 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 5.7899 円 (1 万口当たりの純資産額 57,899 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0712 月	7,272,088,000	-	7,205,900,000	△66,188,000
	小計	7,272,088,000	-	7,205,900,000	△66,188,000
合 計		7,272,088,000	-	7,205,900,000	△66,188,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	74,044,950,735 円
同期中における追加設定元本額	8,104,124,123 円
同期中における一部解約元本額	4,446,074,993 円
2025 年 10 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,379,441,024 円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	953,937,910 円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	4,452,438,315 円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,980,071,167 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	128,426,698 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	2,597,387 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	8,948,008 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	29,986,674 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	102,937,275 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	103,578,097 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	220,486,245 円
国内株式指数ファンド (TOPIX)	1,367,819,648 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	33,507,203,387 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	133,019,569 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	225,259,371 円

アセットアロケーション・ファンド（成長型）	139,454,824 円
イオン・バランス戦略ファンド	42,534,780 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	105,576,349 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	222,605,862 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	237,658,072 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	995,787,771 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	624,227,669 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	808,069,925 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	83,323,072 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	2,067,585,722 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	45,728,765 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	320,057,298 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	320,140,045 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	30,235,653 円
日興FWS・日本株インデックス	3,744,096,156 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	275,584,493 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	76,206,914 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	43,701,301 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	43,994,252 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	30,123,462 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	25,109,423 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	366,956 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	37,415,617 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	280,413,850 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	371,256,119 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	181,880,596 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	550,269 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	952,928 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	1,250,149 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	1,754,952 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	898,374 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	278,550 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	1,945,555,210 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	5,251,092 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	20,941,309 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	375,827,490 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	769,697,976 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,155,565,081 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	20,148,687 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	74,925,040 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	473,105,013 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	26,860,393 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	127,128,769 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	461,917,363 円

SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	265,181,712 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	772,804,397 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	16,740,216 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	16,006,810 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	12,710,251 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,897,652 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	36,832,076 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	107,339,450 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	20,129,086 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	17,512,695 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,486,155 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	19,173,926 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	239,870,501 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	131,301,106 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	96,707,170 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	35,617,036 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	29,603,352 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	16,577,051 円
SMAM・年金パッシブ日本株式ファンド<非課税適格機関投資家限定>	1,989,592,881 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	44,208,606 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	21,645,700 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	33,302,804 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	478,204,077 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	71,660,789 円
合 計	77,702,999,865 円

国内債券パッシブ・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2025 年 10 月 14 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	4,295,794
コール・ローン	513,406,945
国債証券	104,730,958,700
地方債証券	9,747,597,300
特殊債券	8,933,812,702
社債券	8,797,015,100
未収利息	252,113,408
前払費用	15,901,592
流動資産合計	132,995,101,541

資産合計	132,995,101,541
負債の部	
流動負債	
未払金	79,142,100
未払解約金	94,450,000
流動負債合計	173,592,100
負債合計	173,592,100
純資産の部	
元本等	
元本	117,018,884,879
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	15,802,624,562
元本等合計	132,821,509,441
純資産合計	132,821,509,441
負債純資産合計	132,995,101,541

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 15 日 至 2025 年 10 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	117,018,884,879 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1350 円 (1 万口当たりの純資産額 11,350 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	119,757,054,646 円
同期中における追加設定元本額	13,908,153,155 円
同期中における一部解約元本額	16,646,322,922 円
2025 年 10 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	12,565,055,970 円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	21,040,435,658 円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	5,941,885,198 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	1,015,934,786 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	46,900,809 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	163,301,399 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	527,975,520 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	1,299,070,664 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	826,483,344 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	1,007,892,696 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	125,214,196 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	800,027,777 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	323,840,770 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	15,219,429 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	446,995,287 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	5,069,414,786 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	1,617,007,568 円

三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	3,146,310,771 円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	741,953,654 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	142,117,275 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	640,847,806 円
三井住友DS・年金バランス３０（債券重点型）	626,747,680 円
三井住友DS・年金バランス５０（標準型）	1,621,284,235 円
三井住友DS・年金バランス７０（株式重点型）	491,423,268 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０６０	80,038,263 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０３５	1,207,845,339 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０４０	545,730,732 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０４５	349,335,730 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０５５	79,675,943 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０６５	66,839,278 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	15,702,845 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	284,769,077 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	939,602,738 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	525,016,278 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	36,111,617 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	7,975,373 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	5,065,561 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	2,934,566 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	291,612 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド２０７０	726,995 円
SMAM・年金グローバル債券ファンド＜適格機関投資家限定＞	895,302,497 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	5,134,513,579 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	5,714,619,283 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	14,985,493,023 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	292,510,306 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	494,394,658 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	322,175,064 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	117,811,413 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	1,642,971,004 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	2,201,865,613 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	2,033,442,482 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	6,722,240,604 円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	801,801,670 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	340,558,634 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	357,903,581 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	128,855,097 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	61,375,546 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	912,533,610 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	1,808,303,828 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	458,316,147 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	187,640,768 円

SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	26,734,828 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2＜適格機関投資家専用＞	228,703,514 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	4,141,925,380 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	1,018,961,558 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	513,057,324 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	791,236,336 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3％）＜適格機関投資家限定＞	292,635,039 円
合 計	117,018,884,879 円

外国株式インデックス・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2025 年 10 月 14 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	13,023,314,300
金銭信託	4,097,710
コール・ローン	489,733,208
株式	1,113,103,052,419
投資証券	18,544,708,149
派生商品評価勘定	92,010,238
未収配当金	707,464,572
差入委託証拠金	4,918,006,001
流動資産合計	1,150,882,386,597
資産合計	1,150,882,386,597
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,056,434
未払解約金	865,739,426
流動負債合計	873,795,860
負債合計	873,795,860
純資産の部	
元本等	
元本	100,544,714,904
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,049,463,875,833
元本等合計	1,150,008,590,737
純資産合計	1,150,008,590,737
負債純資産合計	1,150,882,386,597

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 4 月 15 日 至 2025 年 10 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	100,544,714,904 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 11.4378 円 (1 万口当たりの純資産額 114,378 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており

	ます。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC25	17,489,314,460	－	17,508,133,632	18,819,172
	SPI 200 FUTURES DEC25	507,635,208	－	508,474,800	839,592
	FTSE 100 IDX FUT DEC25	833,522,423	－	848,607,118	15,084,695
	EURO STOXX 50 DEC25	2,889,736,712	－	2,937,095,000	47,358,288
	小計	21,720,208,803	－	21,802,310,550	82,101,747
合 計		21,720,208,803	－	21,802,310,550	82,101,747

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	2,845,372,859	－	2,845,357,927	△14,932
	カナダ・ドル	127,068,084	－	127,075,572	7,488
	イギリス・ポンド	122,599,608	－	122,601,357	1,749

	ユーロ	346,451,469	-	346,424,338	△27,131
	小計	3,441,492,020	-	3,441,459,194	△32,826
	売建				
	アメリカ・ドル	340,731,000	-	339,560,711	1,170,289
	カナダ・ドル	59,595,900	-	59,308,649	287,251
	ユーロ	91,886,874	-	91,459,529	427,345
	小計	492,213,774	-	490,328,889	1,884,885
	合 計	3,933,705,794	-	3,931,788,083	1,852,059

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	96,716,939,170 円
同期中における追加設定元本額	7,003,048,571 円
同期中における一部解約元本額	3,175,272,837 円
2025 年 10 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	48,687,272,116 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	251,635,990 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	986,874,528 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	819,571,156 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	33,477,924 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	591,220 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	1,995,278 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	7,461,866 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	26,090,965 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	33,220,123 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	84,047,909 円
外国株式指数ファンド	1,301,193,138 円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	27,717,988,695 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	58,580,268 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	98,287,992 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	60,636,487 円
イオン・バランス戦略ファンド	16,732,303 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	44,016,916 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	158,042,502 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	162,962,932 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	662,119,063 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	424,369,584 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	615,926,944 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	86,661,490 円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	4,216,900,356 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	11,868,870 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	71,605,028 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	66,817,192 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	12,919,149 円
SMBC・DCインデックスファンド（MSCIコクサイ）	4,015,881,491 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	144,858,064 円
日興FWS・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,262,006,019 円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	234,755,823 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	26,099,129 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	16,125,431 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	17,348,457 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	12,625,396 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	10,676,910 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	59,035 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	7,510,286 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	58,546,669 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	79,952,953 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	39,902,656 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	500,387 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	1,857,094 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	3,228,995 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	4,571,971 円
三井住友DS・バランスファンド（積極コース）	8,850,879 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	119,341 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	177,580,745 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,366,821 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	5,409,140 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	129,934,557 円

SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	349,744,775 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	1,638,360,936 円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	5,514,907 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	26,157,809 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	282,835,057 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	20,713,812 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	46,928,215 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	244,651,603 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	137,378,252 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	303,563,761 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	143,689,702 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	26,743,194 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	2,741,462 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	2,665,457 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	2,893,907 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	6,312,713 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	23,691,423 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	51,100,062 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	18,531,102 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	81,689,560 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	27,418,096 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	837,018,988 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	22,728,629 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	11,069,519 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	17,228,418 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	197,043,935 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	36,663,377 円
合 計	100,544,714,904 円

外国債券パッシブ・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年10月14日現在）

資産の部

流動資産

預金	538,154,336
金銭信託	6,105,715
コール・ローン	729,717,588
国債証券	210,672,128,576
未収利息	1,972,016,975
前払費用	155,118,612

流動資産合計	214,073,241,802
資産合計	214,073,241,802
負債の部	
流動負債	
未払金	321,780,549
未払解約金	250,809,948
流動負債合計	572,590,497
負債合計	572,590,497
純資産の部	
元本等	
元本	86,180,226,930
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	127,320,424,375
元本等合計	213,500,651,305
純資産合計	213,500,651,305
負債純資産合計	214,073,241,802

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 15 日 至 2025 年 10 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)

1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	86,180,226,930 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.4774 円 (1 万口当たりの純資産額 24,774 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	82,970,861,182 円
同期中における追加設定元本額	8,195,114,838 円
同期中における一部解約元本額	4,985,749,090 円
2025 年 10 月 14 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国債券インデックスファンド S	30,083,526,642 円
三井住友・DC 年金バランス 30（債券重点型）	1,079,084,317 円
三井住友・DC 年金バランス 50（標準型）	2,878,042,740 円
三井住友・DC 年金バランス 70（株式重点型）	1,870,843,677 円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	168,372,531 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020（4 資産タイプ）	5,424,049 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025（4 資産タイプ）	18,791,521 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030（4 資産タイプ）	60,938,316 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035（4 資産タイプ）	225,253,742 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040（4 資産タイプ）	198,101,000 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	350,584,536 円
三井住友・DC年金バランスゼロ（債券型）	15,511,912 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	66,960,590 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	122,217,355 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	72,771,658 円
イオン・バランス戦略ファンド	77,559,621 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	83,717,874 円
三井住友・資産最適化ファンド（1 安定重視型）	468,537,394 円
三井住友・資産最適化ファンド（2 やや安定型）	303,013,682 円
三井住友・資産最適化ファンド（3 バランス型）	1,027,385,660 円
三井住友・資産最適化ファンド（4 やや成長型）	344,084,641 円
三井住友・資産最適化ファンド（5 成長重視型）	198,057,991 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	402,141,993 円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,971,051,525 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	55,032,024 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	217,525,698 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	153,888,791 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	24,124,291 円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,218,646,955 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	233,753,992 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	56,104,027 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	32,931,970 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	33,788,113 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	23,683,218 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	19,890,821 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	2,348,465 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	89,361,766 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	394,103,656 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	323,100,023 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	96,799,483 円
三井住友DS・バランスファンド（保守コース）	100,266 円
三井住友DS・バランスファンド（安定コース）	136,046 円
三井住友DS・バランスファンド（標準コース）	276,582 円
三井住友DS・バランスファンド（成長コース）	427,831 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2070	219,594 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,502,664,683 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	12,362,432 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	2,126,520,217 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,009,922,991 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	7,482,091,895 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	23,463,444 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	58,886,252 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	640,861,070 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	89,546,171 円

SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	711,793,367 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,097,298,371 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	961,689,610 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	2,799,636,225 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	4,858,105,984 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	253,181,288 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	80,683,510 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	38,789,919 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	18,332,133 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	12,253,626 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	44,070,653 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	259,324,478 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	48,517,971 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	24,946,225 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,515,115 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	578,434,762 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	373,889,723 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	456,104,094 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	187,983,977 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	151,496,529 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	224,752,867 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	109,689,215 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	169,593,897 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	2,420,932,653 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	278,673,004 円
合 計	86,180,226,930 円

マネーインカム・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年10月14日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	5,579,622
コール・ローン	666,842,220
国債証券	1,265,965,560
未収利息	44,522
前払費用	3,535
流動資産合計	1,938,435,459

資産合計

1,938,435,459

負債の部

流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,917,101,229
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	21,334,230
元本等合計	1,938,435,459
純資産合計	1,938,435,459
負債純資産合計	1,938,435,459

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2025 年 4 月 15 日 至 2025 年 10 月 14 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	1,917,101,229 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0111 円 (1 万口当たりの純資産額 10,111 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 10 月 14 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券）

	「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025 年 10 月 14 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,964,464,849 円
同期中における追加設定元本額	429,177,760 円
同期中における一部解約元本額	476,541,380 円
2025 年 10 月 14 日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	26,138,611 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	98,646,864 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	342,172,805 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	269,363,360 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	119,284,951 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	42,546,512 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	78,174,231 円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128 円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384 円
SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	581,720,998 円
SMAM・FGマネーファンドVA＜適格機関投資家限定＞	358,656,385 円
合 計	1,917,101,229 円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）

2025 年 10 月 31 日現在

I 資産総額	1,311,164,301 円
II 負債総額	850,302 円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,310,313,999 円
Ⅳ 発行済口数	730,194,067 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.7945 円 (17,945 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年10月31日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

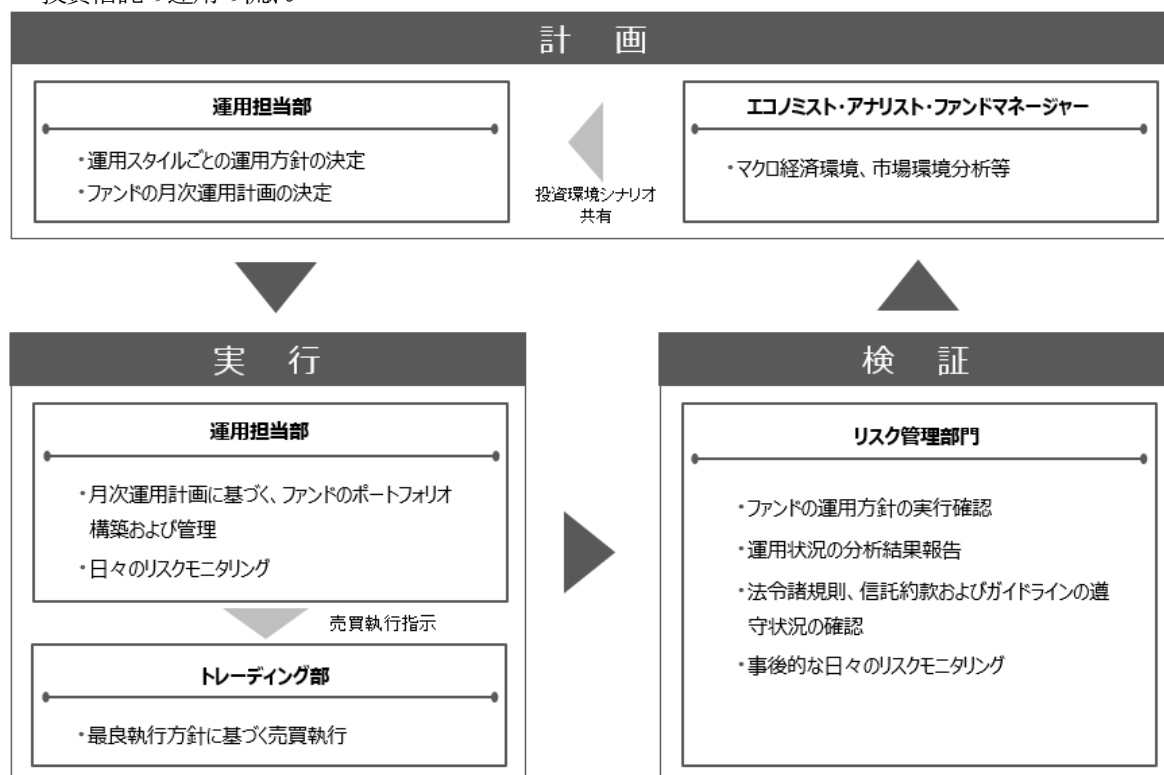
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	648	15,427,971
単位型株式投資信託	68	620,575
追加型公社債投資信託	1	23,677
単位型公社債投資信託	115	174,675
合 計	832	16,246,900

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

- 2 当社は、第 40 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 41 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	一千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010,50	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却(売 却価額)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	※1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	※2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402

固定負債合計	4,750,119
負債合計	26,446,680
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△17,183
評価・換算差額等合計	△17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			40,180,566
運用受託報酬			6,366,522
投資助言報酬			409,564
その他の営業収益			205,942
営業収益計			47,162,596
営業費用			30,813,556
一般管理費	※1		10,188,039
営業利益			6,161,000
営業外収益	※2		429,836
営業外費用	※3		109,517
経常利益			6,481,320
税引前中間純利益			6,481,320
法人税、住民税及び事業税			2,340,705
法人税等調整額			△328,236
法人税等合計			2,012,468
中間純利益			4,468,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 41 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	△ 205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25, 028, 759	109, 124, 705	△ 88, 646	△ 88, 646	109, 036, 059
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 4, 674, 068	△ 4, 674, 068			△ 4, 674, 068
中間純利益	4, 468, 851	4, 468, 851			4, 468, 851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71, 463	71, 463	71, 463
当中間期変動額 合計	△ 205, 216	△ 205, 216	71, 463	71, 463	△ 133, 753
当中間期末残高	24, 823, 542	108, 919, 488	△ 17, 183	△ 17, 183	108, 902, 305

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	3～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838 千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270 千円
減価償却実施額	
有形固定資産	110,762 千円
無形固定資産	761,620 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	102,246 千円
金銭の信託運用益	127,829 千円
為替差益	119,164 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
投資有価証券償還損	81,540 千円
投資有価証券売却損	3,500 千円
投資事業組合運用損	24,256 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料 (解約不能のもの)	
1 年以内	1,129,267 千円
1 年超	3,952,434 千円
合 計	5,081,701 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	34,116,358	34,116,358	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	—
資産計	38,484,445	38,484,445	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1) 非上場株式	40,356
(2) 組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	34,116,358	—	34,116,358
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	4,368,086	—	4,368,086
資産計	—	38,484,445	—	38,484,445

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 1,740,365千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	△107,431
小計	975,487	1,082,919	△107,431
合計	4,368,086	4,403,705	△35,618

(注) 組合出資金等(中間貸借対照表計上額 1,882,326千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・DCターゲットイヤーファンド
2030（4資産タイプ）
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、西暦2030年（以下「ターゲットイヤー」といいます。）に向けて信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。ターゲットイヤー到達後は、安定した収益の獲得を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産を主要投資対象とする5つのマザーファンドに分散投資を行います。
- ② 長期的な視点に基づき時間的経過に従い資産配分を変更し、値上がり益の獲得と配当等収益の獲得により、信託財産の着実な成長を目指した運用を目指します。
- ③ 基本資産配分は、西暦2030年をターゲットイヤーとし、ターゲットイヤーまでの残存期間が長いほど値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーに近づくに従い配当等収益を重視した比率とし、原則として年1回決算時に変更します。
なお、ターゲットイヤー到達後は、主として国内債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンドに投資することにより安定した収益の獲得を目指します。
- ④ 組入資産の時価変動により生ずる実際の資産構成比率と基本資産配分との乖離は、資産毎に必要なに応じて調整を行うものとします。
- ⑤ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引およびオプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月13日、ただし休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と有価証券売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、委託者の判断により収益分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口

数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式インデックス・マザーファンド（B号）、国内債券パッシブ・マザーファンド、外国株式インデックス・マザーファンド、外国債券パッシブ・マザーファンドおよびマネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16

条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハ

に掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいい

ます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図はしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて

得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理

することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は、平成20年3月31日から平成21年4月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）、受託者の立替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積ったうえ、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査費用等については、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

1. 第1期から第22期 10,000分の42
2. 第23期以降 10,000分の21

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読替えるものとします。）

に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとし、
- また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
 - ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に従って算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款

によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第50条 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更

することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用状況に係る情報の提供】

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年 3 月31日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 前田 良治

受託者	大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行いません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
『国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

- 第2条 委託者は、金300億円を上限として、もしくは自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を金300億円相当を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。
1. 取引所に上場されている有価証券
 2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
 3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円もしくは1兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託適格有価証券での信託の方法】

- 第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

【信託期間】

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

- 第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については300億口を上限とした口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【追加信託金の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【投資する株式の範囲】

- 第15条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとします。

【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第17条 委託者は、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【保管業務の委任】

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第21条 （削 除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【資金の借入れ】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

- 第27条 信託財産に属する有価証券等について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券等に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第28条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年2月17日から平成15年11月30日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第33条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

【一部解約】

第36条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日平成15年2月17日

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温

親投資信託
国内債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI（総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡し取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『国内債券パッシブ・マザーファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金30億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については30億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行

います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを

以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第17条 〔削 除〕

【信用取引の指図】

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第19条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第

3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第20条 委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第21条 委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に

相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第24条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第25条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年6月10日から平成18年5月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.03%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べ

るべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求をすることができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年6月10日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 井上 恵介
受託者	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温

親投資信託
外国株式インデックス・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『外国株式インデックス・マザーファンド』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金5,213,511,682円相当額の金銭および自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。

1. 取引所に上場されている有価証券
2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券

- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円もしくは3兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託適格有価証券での信託の方法】

第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9

項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については5,213,511,682口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【追加信託の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

5. コマーシャル・ペーパー

6. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

9. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)

12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

14. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

15. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。第2号から第4号までの証券および第7号ならびに第12号の証券または証書のうち第2号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【投資する株式等の範囲】

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション

ン取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図、目的、範囲】

- 第17条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲】

- 第18条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図および範囲】

第21条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第25条 （削 除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年5月19日から平成15年12月1日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第37条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第39条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに受益者に当該償還金を支払います。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.15%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受

託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年5月19日（信託契約締結日）

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温

親投資信託
外国債券パッシブ・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第15条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ベンチマーク採用国の国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- ③ ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- ④ 保有する外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第22条の範囲内で行います。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑪ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託『外国債券パッシブ・マザーファンド』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金37億5,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については37億5,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（わが国および外国の国債証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

- 第20条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第21条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第22条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の

貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる

場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第27条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月18日から翌年12月17日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は平成15年12月18日とし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第43条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【信託契約の一部解約】

第44条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とするすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合および信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であつて、1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第50条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年12月18日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 井上 恵介
受託者	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 高橋 温

親投資信託
マネーインカム・マザーファンド
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第21条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、約款第22条の範囲内で行います。

親投資信託
『マネーインカム・マザーファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第15条第1項および第2項、第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金2017万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益証券（第11条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下第7条、第40条、第43条第1項および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみを対象として、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については2017万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.005%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行ならびに受益証券不所持の申出】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
- 2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第30条、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができる

ものとし、ます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とし、ます。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条、第14条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第19条から第25条まで、第30条、第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ます。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、ます。
 - ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第18条 〔削除〕

【信用取引の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、ます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし、ます。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、ます。

【先物取引等の指図】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし、ます（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし、ます。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて

はこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第26条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第28条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年4月14日から翌年4月13日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成20年3月31日から平成21年4月13日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第40条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.005%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第43条 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用状況に係る情報】

- 第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

- 第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成20年3月31日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 前田 良治

受託者	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均